

吉備中央町地域防災計画

資料編

令和2年6月

吉備中央町防災会議

目 次

資料編	1
1 計画の主旨	3
【資料 1-1】吉備中央町防災会議条例	3
【資料 1-2】吉備中央町防災会議運営要綱	5
【資料 1-3】用語の意義	6
2 吉備中央町の自然環境	7
【資料 2-1】土石流危険渓流	7
【資料 2-2】地すべり危険箇所	11
【資料 2-3】急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）	11
【資料 2-4】砂防指定地（法律指定箇所）	12
【資料 2-5】河川重要水防箇所	15
【資料 2-6】山腹崩壊危険地区（農林水産省林野庁所管）	17
【資料 2-7】地すべり危険地区（農林水産省林野庁所管）	20
【資料 2-8】崩壊土砂流出危険地区（農林水産省林野庁所管）	20
【資料 2-9】地すべり防止区域・危険箇所（農林水産省農村振興局所管）	22
【資料 2-10】土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）	23
【資料 2-11】ため池数	31
【資料 2-12】防水重点ため池一覧	32
【資料 2-13】ダム・貯水池一覧	33
3 消防・水防関係	34
【資料 3-1】消防団の資機材	34
【資料 3-2】消防庁連絡先	34
【資料 3-3】大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請	35
4 活動組織関係	37
【資料 4-1】吉備中央町災害対策本部条例	37
【資料 4-2】吉備中央町災害対策本部規程	38
【資料 4-3】災害対策本部設置時の連絡先	43
5 気象・情報連絡関係	44
【資料 5-1】岡山地方気象台から発表される注意報・警報・特別警報の基準	44
【資料 5-2】雨量観測所	58
【資料 5-3】水位観測所	59
【資料 5-4】気象注意報・警報等の伝達系統	60

【資料 5-5】震度情報システム設置場所一覧.....	60
6 救出・避難関係.....	61
【資料 6-1】避難指定場所.....	61
【資料 6-2】災害救助法の適用基準.....	63
【資料 6-3】災害救助法の内容（災害救助法施行細則（昭和 35 年 4 月 19 日、岡山県規則第 24 号））	64
【資料 6-4】避難勧告・指示.....	69
7 医療関係.....	71
【資料 7-1】医師会.....	71
【資料 7-2】町内病院.....	71
【資料 7-3】保存血液.....	72
【資料 7-4】地域災害医療センター.....	73
8 緊急輸送関係.....	74
【資料 8-1】緊急指定道路.....	74
【資料 8-2】交通規制の表示.....	75
【資料 8-3】緊急車両の標章.....	75
【資料 8-4】ヘリコプター離発着場.....	76
【資料 8-5】ヘリコプター離着陸地点及び無障害地帯の基準.....	77
【資料 8-6】ヘリポートH記号の基準.....	78
【資料 8-7】ヘリポート吹き流しの基準.....	78
9 保健衛生・廃棄物処理関係.....	79
【資料 9-1】県が設置する保健所.....	79
【資料 9-2】保健所防疫班の編成.....	79
【資料 9-3】感染症指定医療機関.....	79
【資料 9-4】防疫用資機材等.....	80
【資料 9-5】廃棄物処理施設.....	81
【資料 9-6】し尿処理施設.....	81
【資料 9-7】緊急物資等備蓄状況.....	81
10 遺体の処理関係.....	82
【資料 10-1】火葬場.....	82
11 防災意識の普及関係.....	83
【資料 11-1】各種の予防運動実施時期.....	83
12 被災者支援・復旧・復興関係.....	84
【資料 12-1】吉備中央町災害弔慰金の支給等に関する条例.....	84
【資料 12-2】吉備中央町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	88

13	協定関係	92
	【資料 13-1】岡山県下消防相互応援協定	92
	【資料 13-2】航空消防応援実施細目	97
	【資料 13-3】緊急消防援助隊岡山県大隊応援等実施計画	101
	【資料 13-4】大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	110
	【資料 13-5】岡山県緊急消防援助隊受援計画	116
	【資料 13-6】岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱	124
	【資料 13-7】吉備中央町における民間団体等との災害時協定・覚書一覧表	128
14	伝達系統	130
	【資料 14-1】災害発生状況報告等	130
	【資料 14-2】人的被害、住家被害	131
	【資料 14-3】河川被害	132
	【資料 14-4】貯水池・ため池被害	133
	【資料 14-5】砂防被害	134
	【資料 14-6】治山被害	135
	【資料 14-7】道路施設被害	136
	【資料 14-8】電信電話施設被害	137
	【資料 14-9】電力施設被害	137
	【資料 14-10】ガス施設被害	138
	【資料 14-11】水道施設被害	138
	【資料 14-12】下水道施設被害	139
	【資料 14-13】都市公園等施設被害	139
	【資料 14-14】公営住宅等被害	140
	【資料 14-15】商工関係被害等	141
	【資料 14-16】社会福祉施設被害	142
15	様式	143
	【様式 1-1】災害発生通報	143
	【様式 1-2】災害発生状況等（速報・確定報告）	144
	【様式 2】人的被害・住家被害	150
	【様式 3】避難状況・救護所開設状況	151
	【様式 4】公共施設被害	152
	【様式 5】商工関係被害	153
	【様式 6】観光関係被害	154
	【様式 7】林野火災状況報告書	155
	【様式 8】罹災者台帳	156
	【様式 9】罹災証明書	157
	【様式 10】仮罹災証明書	159

【様式 11】避難所収容台帳.....	160
【様式 12】避難所収容者名簿.....	160
【様式 13】避難所用物品受払簿.....	161
【様式 14】避難所設置及び収容状況表.....	161
【様式 15】救助日報.....	162
【様式 16】救護（医療）班出動編成表.....	164
【様式 17】救護（医療）班編成及び活動記録.....	164
【様式 18】救護（医療）班診療記録.....	165
【様式 19】救護（医療）班薬品衛生材料使用簿.....	165
【様式 20】死体処理台帳.....	166
【様式 21】埋葬台帳.....	166
【様式 22】義援金品拠出者名簿.....	167
【様式 23】義援金品受領書.....	167
【様式 24】義援金受払簿.....	168
【様式 25】災害用応急米配給割当申請書.....	169
【様式 26】災害用応急米配給申請書.....	170
【様式 27】自衛隊災害派遣要請について（依頼）.....	171
【様式 28】自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）.....	172

資料編

1 計画の主旨

【資料 1-1】吉備中央町防災会議条例

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 166 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、吉備中央町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 吉備中央町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 25 条の水防計画を調査審議すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 岡山県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 岡山県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長が職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 岡山市消防局の消防吏員のうちから町長が任命する者
 - (7) 消防団長
 - (8) 町議会議長
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は、23人以内とし、前項第 1 号委員 2 人以内、第 2 号委員 2 人以内、第 3 号委員 2 人以内、第 4 号委員12人以内、第 6 号委員 2 人以内、第 9 号委員若干名とする。
- 7 第 5 項の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月25日条例第60号）

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月1日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 1-2】吉備中央町防災会議運営要綱

平成16年10月 1 日

訓令第21号

(趣旨)

第1条 この訓令は、吉備中央町防災会議条例（平成16年吉備中央町条例第166号）第5条の規定に基づき、吉備中央町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

3 会議の招集は、あらかじめ開催日時、場所及び付議事項を示して書面により委員に通知するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(定足数)

第3条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(委員の代理者)

第4条 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員の中から代理者を選任し、その者を会議に出席させることができる。

(会議の議決)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによるものとする。

(専決処分)

第6条 会長において会議を招集する暇がないと認めるときその他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項に定める場合のほか、会長は、防災会議が処理すべき事項のうち軽易な事項について専決することができる。

3 会長は、前2項により専決したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この訓令は、平成16年10月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日告示第 5 号）

(施行期日)

この告示は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

【資料 1-3】用語の意義

用語の意義

住民	町の地域に住所を有する者、他市町村から町の地域に通学・通勤する者及び災害時に町の地域に滞在する者等も含める。
防災関係機関	町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第 2 条第 4 号）
指定公共機関	独立行政法人（独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第 2 条第 5 号）
指定地方公共機関	地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法第 4 条第 1 項の港務局、土地改良法第 5 条第 1 項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第 2 条第 6 号）
公共的団体	町の区域内の関係機関、団体等として本計画では商工会、農協等の経済団体、医師会等の団体をいう。
防災上重要な施設の管理者	町内の民間の病院、学校、福祉関係の施設管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
自衛隊	陸上、海上、航空自衛隊をいう。
ライフライン	上水道、下水道、電力、ガス、電気通信の事業をいう。

2 吉備中央町の自然環境

【資料 2-1】土石流危険溪流

区分	溪流番号	水系名	幹川名	溪流名	溪流所在地	
					市町村	大字
I	09003	旭川	豊岡川	福沢西川①	吉備中央町	福沢西
I	09009	旭川	豊岡川	中黒谷川	吉備中央町	中黒
I	09020	旭川	豊岡川	大蔵谷川	吉備中央町	町下
I	09021	旭川	豊岡川	奥屋谷川	吉備中央町	船堀上
I	09022	旭川	豊岡川	火の奥川	吉備中央町	船堀上
I	09028	旭川	豊岡川	井原東川	吉備中央町	井原東
I	09031	旭川	豊岡川	小谷ヤ川	吉備中央町	上大木
I	09038	旭川	宇甘川	奥河内谷川	吉備中央町	日名
I	09043	旭川	宇甘川	瀬戸谷川	吉備中央町	野原
I	09044	旭川	宇甘川	元兼川	吉備中央町	元兼
I	09045	旭川	宇甘川	奥谷川②	吉備中央町	長瀬
I	09047	旭川	宇甘川	カナワソ谷川	吉備中央町	和中
I	09048	旭川	宇甘川	国近川	吉備中央町	鍋谷
I	09049	旭川	宇甘川	大高下谷川	吉備中央町	大高下
I	09051	旭川	宇甘川	大谷川②	吉備中央町	大谷
I	09055	旭川	加茂川	原川①	吉備中央町	原
I	09056	旭川	宇甘川	日南川	吉備中央町	日南
I	09057	旭川	宇甘川	下加茂谷川	吉備中央町	倉庫町
I	09058	旭川	宇甘川	荒木川	吉備中央町	保木
I	09063	旭川	加茂川	そう谷川	吉備中央町	乗木
I	09064	旭川	加茂川	三宅川	吉備中央町	三宅
II	09001	旭川	豊岡川	溝部上川	吉備中央町	溝部上
II	09002	旭川	豊岡川	福沢西川②	吉備中央町	福沢西
II	09004	旭川	豊岡川	オノ元川	吉備中央町	福沢西
II	09005	旭川	豊岡川	中山川	吉備中央町	福沢東
II	09006	旭川	豊岡川	家後屋川	吉備中央町	福沢東
II	09007	旭川	豊岡川	栗井谷下川	吉備中央町	栗井谷下
II	09008	旭川	豊岡川	大師川	吉備中央町	名梅
II	09010	旭川	豊岡川	岩井谷川	吉備中央町	三信
II	09011	旭川	豊岡川	弁蔵谷川	吉備中央町	弁蔵
II	09012	旭川	豊岡川	行森谷川	吉備中央町	行森
II	09013	旭川	豊岡川	猪の奥谷川	吉備中央町	神原
II	09014	旭川	笹目川	森坂川	吉備中央町	笹目下
II	09015	旭川	笹目川	すべり石川	吉備中央町	笹目下
II	09016	旭川	畑枝川	宮坂川②	吉備中央町	宮坂

区分	溪流番号	水系名	幹川名	溪流名	溪流所在地	
					市町村	大字
Ⅱ	09017	旭川	畑枝川	宮坂川①	吉備中央町	宮坂
Ⅱ	09018	旭川	豊岡川	宮坂川③	吉備中央町	宮坂
Ⅱ	09019	旭川	畑枝川	ワラビ川	吉備中央町	畝山
Ⅱ	09023	旭川	豊岡川	谷の奥川	吉備中央町	舟堀上
Ⅱ	09024	旭川	豊岡川	大谷川①	吉備中央町	砂田下
Ⅱ	09025	旭川	豊岡川	下尾原川	吉備中央町	下尾原
Ⅱ	09026	旭川	豊岡川	矢根尾川	吉備中央町	横部
Ⅱ	09027	旭川	豊岡川	井原西川	吉備中央町	井原西
Ⅱ	09029	旭川	豊岡川	寄峰川②	吉備中央町	寄峰
Ⅱ	09030	旭川	豊岡川	中ヤ谷川	吉備中央町	上大木
Ⅱ	09032	旭川	豊岡川	外尾川	吉備中央町	上大木
Ⅱ	09033	旭川	豊岡川	西谷川	吉備中央町	上大木
Ⅱ	09034	旭川	豊岡川	東上谷川	吉備中央町	上大木
Ⅱ	09035	旭川	旭川	かろうとう川	吉備中央町	畑ヶ鳴
Ⅱ	09036	旭川	豊岡川	登喜屋川	吉備中央町	上井原
Ⅱ	09037	旭川	宇甘川	難原谷川	吉備中央町	日名
Ⅱ	09041	旭川	宇甘川	おぼう谷川	吉備中央町	元兼
Ⅱ	09042	旭川	宇甘川	学屋谷川	吉備中央町	野原
Ⅱ	09046	旭川	宇甘川	長瀬川	吉備中央町	長瀬
Ⅱ	09050	旭川	宇甘川	大高下川	吉備中央町	大高下
Ⅱ	09052	旭川	宇甘川	上野川	吉備中央町	大谷
Ⅱ	09053	旭川	宇甘川	湯谷川①	吉備中央町	梅原
Ⅱ	09054	旭川	加茂川	場ヶ瀬谷川	吉備中央町	原
Ⅱ	09059	旭川	加茂川	田中川	吉備中央町	田中
Ⅱ	09060	旭川	宇甘川	あべ谷川	吉備中央町	奥寄
Ⅱ	09061	旭川	宇甘川	もとばた川	吉備中央町	大下
Ⅱ	09062	旭川	加茂川	臼井谷川	吉備中央町	臼井
Ⅱ	09067	旭川	加茂川	奥ノ谷川①	吉備中央町	中寄
Ⅱ	09068	旭川	広面川	広面川	吉備中央町	広中
Ⅱ	09069	旭川	加茂川	信原川	吉備中央町	信原
Ⅱ	09070	旭川	広面川	広上川	吉備中央町	広上
Ⅱ	09071	旭川	広面川	岩目川	吉備中央町	広奥
Ⅲ	09039	旭川	豊岡川	日名川①	吉備中央町	日名
Ⅲ	09040	旭川	豊岡川	日之御崎川	吉備中央町	町
Ⅲ	09065	旭川	加茂川	誠之川	吉備中央町	小摺
Ⅲ	09066	旭川	豊岡川	田内川	吉備中央町	田内
I	41004	旭川	宇甘川	矢野川	吉備中央町	豊野
I	41006	旭川	宇甘川	埴谷川	吉備中央町	竹荘

区分	溪流番号	水系名	幹川名	溪流名	溪流所在地	
					市町村	大字
I	41014	旭川	宇甘川	小林①	吉備中央町	田土
I	41016	旭川	宇甘川	竹坂②	吉備中央町	竹荘
I	41017	旭川	宇甘川	竹坂①	吉備中央町	竹荘
I	41020	旭川	宇甘川	下田土谷川	吉備中央町	田土
I	41021	旭川	宇甘川	下田上川	吉備中央町	田土
I	41022	旭川	宇甘川	仁熊川③	吉備中央町	田土
I	41023	旭川	宇甘川	仁熊川	吉備中央町	田土
I	41025	旭川	宇甘川	大畑川	吉備中央町	湯山
I	41026	旭川	吉川川	神原川	吉備中央町	湯山
I	41031	旭川	湯山川	清水谷川	吉備中央町	湯山
I	41046	旭川	吉川川	大岩川②	吉備中央町	湯山
I	41056	高梁川	赤の谷川	西谷川	吉備中央町	岨谷
I	41060	高梁川	大古屋川	岨谷③	吉備中央町	岨谷
II	41001	旭川	宇甘川	岩村川	吉備中央町	豊野
II	41002	旭川	宇甘川	矢野川②	吉備中央町	豊野
II	41003	旭川	宇甘川	福万川	吉備中央町	豊野
II	41005	旭川	宇甘川	埤信川	吉備中央町	豊野
II	41007	旭川	宇甘川	椿川	吉備中央町	豊野
II	41008	旭川	宇甘川	下椿川	吉備中央町	豊野
II	41009	旭川	宇甘川	下椿川②	吉備中央町	豊野
II	41010	旭川	宇甘川	板尾①	吉備中央町	竹荘
II	41011	旭川	宇甘川	板尾②	吉備中央町	竹荘
II	41012	旭川	宇甘川	板尾③	吉備中央町	竹荘
II	41013	旭川	宇甘川	恋田③	吉備中央町	竹荘
II	41015	旭川	宇甘川	月原	吉備中央町	上竹
II	41018	旭川	二重坂川	二重坂谷	吉備中央町	黒土
II	41019	旭川	宇甘川	西川	吉備中央町	田土
II	41024	旭川	宇甘川	仁熊川②	吉備中央町	田土
II	41027	旭川	湯山川	極楽寺川④	吉備中央町	湯山
II	41029	旭川	湯山川	茶屋川②	吉備中央町	湯山
II	41030	旭川	湯山川	茶屋川	吉備中央町	湯山
II	41032	旭川	湯山川	坂本川②	吉備中央町	湯山
II	41033	旭川	湯山川	坂本川	吉備中央町	湯山
II	41034	旭川	湯山川	行森川②	吉備中央町	湯山
II	41035	旭川	湯山川	清水川	吉備中央町	湯山
II	41036	旭川	湯山川	行森川	吉備中央町	湯山
II	41037	旭川	吉川川	下ヶ原川②	吉備中央町	吉川
II	41038	旭川	湯山川	大岩川	吉備中央町	吉川

区分	溪流番号	水系名	幹川名	溪流名	溪流所在地	
					市町村	大字
Ⅱ	41039	旭川	吉川川	下ヶ原川②	吉備中央町	吉川
Ⅱ	41041	旭川	吉川川	下ヶ原川	吉備中央町	吉川
Ⅱ	41042	旭川	湯山川	茶屋川⑤	吉備中央町	湯山
Ⅱ	41044	旭川	宇甘川	大畑②	吉備中央町	湯山
Ⅱ	41045	旭川			吉備中央町	
Ⅱ	41047	旭川	湯山川	極楽寺川④	吉備中央町	湯山
Ⅱ	41048	旭川	湯山川	極楽寺川	吉備中央町	湯山
Ⅱ	41049	旭川	湯山川	極楽寺川③	吉備中央町	湯山
Ⅱ	41050	旭川	湯山川	極楽寺川②	吉備中央町	湯山
Ⅱ	41051	旭川	湯山川	極楽寺川	吉備中央町	湯山
Ⅱ	41052	高梁川	槇谷川	美和②	吉備中央町	北
Ⅱ	41053	高梁川	槇谷川	美和①	吉備中央町	北
Ⅱ	41054	旭川	湯山川	一ツ木川	吉備中央町	北
Ⅱ	41055	高梁川	赤ノ谷川	岨谷川	吉備中央町	岨谷
Ⅱ	41057	高梁川	落合川	唐人山川	吉備中央町	吉川
Ⅱ	41058	高梁川	槇谷川	石舟谷川	吉備中央町	吉川
Ⅱ	41059	高梁川	落合川	唐人山川	吉備中央町	吉川
Ⅱ	41061	旭川	加茂川	河内田川	吉備中央町	吉川
Ⅱ	41062	旭川	加茂川	東黒山川	吉備中央町	黒山
Ⅲ	41028	旭川			吉備中央町	
Ⅲ	41040	旭川			吉備中央町	
Ⅲ	41043	旭川			吉備中央町	

区分 「Ⅰ」：人家5戸以上等の溪流

「Ⅱ」：人家1～4戸の溪流

「Ⅲ」：人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる溪流

【資料 2-2】地すべり危険箇所

平成 25 年 1 月 1 日現在

整理番号	箇所名	位置			指定の有無
		郡市	町村	大字	
11	笹目上	加賀	吉備中央	笹目	
12	高谷	加賀	吉備中央	高谷	
13	広面	加賀	吉備中央	広面	
66	挂信	加賀	吉備中央	豊野	
67	椿	加賀	吉備中央	豊野	
68	川西	加賀	吉備中央	田土	
69	陰地	加賀	吉備中央	上竹	
70	中之谷	加賀	吉備中央	宮地	
71	岨谷	加賀	吉備中央	岨谷	
72	馬越	加賀	吉備中央	岨谷	

【資料 2-3】急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）

令和 2 年 3 月 24 日現在

所管事務所名	市町村名	旧市町村名	大字等	急傾斜地崩壊危険 区域名	告示年月日	告示番号
備前県民局	吉備中央町	加茂川町	小森	小森	H5. 3. 23	県 00202

【資料 2-4】砂防指定地（法律指定箇所）

指定地名	新市町村	旧市町村	所管事務所	告示年月日	告示番号	指定地の 存する大字
臼井谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	H5. 12. 7	建 01481	
臼井谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	H7. 2. 14	建 00239	上加茂
臼井谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	H10. 7. 16	建 01481	
奥屋谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	H5. 12. 7	建 02282	豊岡下
奥谷川 A	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S33. 1. 18	建 00071	上加茂
奥谷川 B	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S62. 10. 22	建 01813	美原
瀬戸谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	H22. 12. 20	国 01500	美原
河平川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S44. 2. 26	建 00416	上田西
火の奥川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	H19. 7. 30	国 00978	豊岡下
岩目川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S45. 10. 3	建 01482	
岩目川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	H10. 7. 16	建 01482	広面
金子谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S45. 10. 3	建 01457	豊岡上
行森川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S39. 9. 21	建 02722	小森高富
合田川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S25. 4. 24	建 00267	豊岡下
国近川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S15. 1. 20	内 00033	西
此谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S28. 1. 26	建 00082	下加茂
細田川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S28. 1. 26	建 00082	細田
笹目川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S12. 9. 17	内 00558	尾原・笹目
三宅川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S56. 4. 30	建 00955	上加茂
室谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	H18. 10. 27	国 01259	高谷
小田川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S57. 3. 13	建 00411	
小脇谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S43. 2. 17	建 00199	案田
焼谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S31. 11. 10	建 01782	上田東
焼谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S42. 3. 31	建 01020	小森・上田東
水谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S15. 1. 20	内 00033	神瀬
川井谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S37. 11. 10	建 02822	上野

指定地名	新市町村	旧市町村	所管事務所	告示年月日	告示番号	指定地の 存する大字
大師川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S15. 1. 20	内 00033	小森
大師川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S61. 10. 25	建 01711	小森
大蔵谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	H13. 3. 16	国 00246	尾原
大蔵谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	H14. 5. 9	国 00383	尾原
大谷川A	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S47. 3. 3	建 00305	豊岡下
大谷川B	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S26. 9. 5	建 00816	神瀬
大谷川C	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S43. 2. 17	建 00199	高谷
竹部川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S26. 9. 5	建 00816	竹部
猪木川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S12. 9. 17	内 00558	福沢
猪木谷川及 び支川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S59. 11. 13	建 01540	広面
鳥居川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S50. 12. 15	建 01567	井原
日和谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S63. 12. 28	建 02495	上加茂
畑枝川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S12. 9. 17	内 00558	溝部
父井谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S54. 4. 4	建 00786	三納谷
福谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S43. 2. 17	建 00199	富永
豊岡川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S12. 9. 17	内 00558	尾原
北の奥川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S53. 7. 18	建 01199	上野
野々口川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S57. 3. 17	建 00411	
竜王谷川	加賀郡 吉備中央町	御津郡 加茂川町	備前	S40. 7. 5	建 01695	和田
宇甘川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S25. 11. 17	建 01177	有津井
下今井川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S18. 2. 18	内 00095	谷
下市川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S24. 11. 2	建 00884	豊野
吉長川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S15. 2. 2	内 00040	田土
金久曾川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S15. 2. 2	内 00040	湯山
向山川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S12. 8. 31	内 00516	谷
佐与谷川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S27. 2. 9	建 00112	有津井
山神川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S59. 11. 13	建 01540	上竹

指定地名	新市町村	旧市町村	所管事務所	告示年月日	告示番号	指定地の 存する大字
山谷川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S62.10.22	建 01813	田土
上今井川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S18.2.18	内 00095	谷
仁熊川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S63.8.25	建 01809	田土
赤ノ谷川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S15.2.2	内 00040	谷
大古屋川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S18.2.18	内 00095	谷
谷藪川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S47.3.3	建 00305	吉川
谷藪川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	H7.2.14	建 00239	吉川
竹谷川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S54.4.4	建 00786	豊野
湯山川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S15.2.2	建 00040	湯山
二重坂川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S56.4.30	建 00955	黒土
入定川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S26.9.5	建 00815	黒土
落合川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S41.10.20	建 03497	吉川
六万坊川	加賀郡 吉備中央町	上房郡 賀陽町	備前	S12.8.31	内 00516	谷
下田土谷川	加賀郡吉備中 央町	上房郡 賀陽町	備前	H30.12.17	国 01352	田土

【注意】

掲載されている溪流名は砂防法上の砂防指定地の名称であり、溪流全体が指定されていることを意味するものではありません。

告示番号の「内」は内務省、「建」は建設省、「国」は国土交通省を表します。

砂防指定地の範囲については、指定地を所管する県民局建設部・支局地域建設室にお尋ねください。

【資料 2-5】河川重要水防箇所

1 県管理河川（陸閘以外）

(1) 【水系名】旭川、【河川名】宇甘川

河川 海岸 番号	区域	延長(m)		危険状況		担当水防 管理団体	水防 工法	所要資材	担当 県民局 地域事務所
13	加賀郡 吉備中央町 下加茂	左岸	200	B	堤防高 不足	吉備中央町	積土 のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
14	加賀郡 吉備中央町 下加茂	左岸	400	A	堤防高 不足	吉備中央町	積土 のう工	土のう 5,600 木杭 1,600	備前県民局
15	加賀郡 吉備中央町 下加茂	左岸	200	B	堤防高 不足	吉備中央町	積土 のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
16	加賀郡 吉備中央町 下加茂	左岸	200	A	堤防高 不足	吉備中央町	積土 のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
			(200)	B	堤防 断面 不足		築廻し 工	土のう 500 竹 30 木杭 22	
17	加賀郡 吉備中央町 下加茂	左岸	200	A	堤防高 不足	吉備中央町	積土 のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
29	加賀郡 吉備中央町 下加茂	右岸	100	A	堤防高 不足	吉備中央町	積土 のう工	土のう 1,400 木杭 400	備前県民局
30	加賀郡 吉備中央町 下加茂	右岸	100	B	堤防高 不足	吉備中央町	積土 のう工	土のう 1,400 木杭 400	備前県民局
			(100)	B	堤防 断面 不足		築廻し 工	土のう 250 竹 15 木杭 11	
31	加賀郡 吉備中央町 下加茂	右岸	200	A	堤防高 不足	吉備中央町	積土 のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局
32	加賀郡 吉備中央町 下加茂	右岸	200	B	堤防高 不足	吉備中央町	積土 のう工	土のう 2,800 木杭 800	備前県民局

注：（ ）は重複区間

(2) 【水系名】旭川、【河川名】加茂川

河川 海岸 番号	区域	延長(m)		危険状況		担当水防 管理団体	水防 工法	所要資材	担当 県民局 地域事務所
1	加賀郡 吉備中央町 上加茂	左岸	70	B	堤防高 不足	吉備中央町	積土 のう工	土のう 700 縄 25 木杭 50	備前県民局

(3) 【水系名】旭川、【河川名】豊岡川

河川 海岸 番号	区域	延長(m)		危険状況		担当水防 管理団体	水防 工法	所要資材	担当 県民局 地域事務所
1	加賀郡 吉備中央町 尾原	左岸	500	B	堤防高 不足	吉備中央町	積土 のう工	土のう 5,000 縄 150 木杭 2,900	備前県民局

2 県管理河川（陸閘）「道路横断部以外の陸閘」

(1) 【水系名】旭川、【河川名】豊岡川

施設 番号	所在地	延長 (m)		危険 状況		ゲート 構造	電動・ 手動の 別	道路を 横断する 陸閘の 場合は 道路種別	担当水防 管理団体	担当 県民局 地域事務所
		左 右 岸	延 長	重 要 度	理 由					
59	吉備中央町 福沢	右 岸	—	要	陸 閘	角 落 と し	手 動	—	吉備中央町	備前県民局

(2) 【水系名】旭川、【河川名】加茂川

施設 番号	所在地	延長 (m)		危険 状況		ゲート 構造	電動・ 手動の 別	道路を 横断する 陸閘の 場合は 道路種別	担当水防 管理団体	担当 県民局 地域事務所
		左 右 岸	延 長	重 要 度	理 由					
60	吉備中央町 上加茂	左 岸	—	要	陸 閘	角 落 と し	手 動	—	吉備中央町	備前県民局
61	吉備中央町 上加茂	左 岸	—	要	陸 閘	角 落 と し	手 動	—	吉備中央町	備前県民局

(3) 【水系名】旭川、【河川名】岩井谷川

施設 番号	所在地	延長 (m)		危険 状況		ゲート 構造	電動・ 手動の 別	道路を 横断する 陸閘の 場合は 道路種別	担当水防 管理団体	担当 県民局 地域事務所
		左 右 岸	延 長	重 要 度	理 由					
62	吉備中央町 上竹部	左 岸	—	要	陸 閘	角 落 と し	手 動	—	吉備中央町	備前県民局

【資料 2-6】山腹崩壊危険地区（農林水産省林野庁所管）

県民局名	危険地区 番号	地区名	位置			保安林 の指定
			市町村	大字	字	
備前県民局	681-003-001	寄峯	加賀郡 吉備中央町	井原	寄峯	無
備前県民局	681-004-001	黒杭	加賀郡 吉備中央町	上田西	黒杭	無
備前県民局	681-006-001	上野西	加賀郡 吉備中央町	上野	上野西	無
備前県民局	681-006-002	牛立	加賀郡 吉備中央町	上野	牛立	無
備前県民局	681-006-003	蛇口	加賀郡 吉備中央町	上野	蛇口	無
備前県民局	681-009-001	塚原	加賀郡 吉備中央町	尾原	塚原	無
備前県民局	681-009-002	町上	加賀郡 吉備中央町	尾原	町上	無
備前県民局	681-009-003	下尾原	加賀郡 吉備中央町	尾原	下尾原	無
備前県民局	681-010-001	横路	加賀郡 吉備中央町	上加茂	横路	無
備前県民局	681-010-002	上加茂	加賀郡 吉備中央町	上加茂	ホオソ谷	有
備前県民局	681-010-003	津賀	加賀郡 吉備中央町	上加茂		無
備前県民局	681-011-001	田中	加賀郡 吉備中央町	上竹	田中	無
備前県民局	681-011-002	俵原	加賀郡 吉備中央町	上竹	俵原	無
備前県民局	681-012-001	加茂市場	加賀郡 吉備中央町	加茂市場	加茂市場	無
備前県民局	681-012-002	大高下	加賀郡 吉備中央町	加茂市場	大高下	無
備前県民局	681-012-004	元兼	加賀郡 吉備中央町	加茂市場	元兼	無
備前県民局	681-014-001	友田	加賀郡 吉備中央町	北	友田	無
備前県民局	681-014-002	山根	加賀郡 吉備中央町	北	山根	無
備前県民局	681-016-001	黒山北	加賀郡 吉備中央町	黒山	東黒山	無
備前県民局	681-017-001	弁蔵	加賀郡 吉備中央町	小森	弁蔵	無
備前県民局	681-017-002	行森	加賀郡 吉備中央町	小森	行森	無
備前県民局	681-017-003	中黒	加賀郡 吉備中央町	小森	中黒	無
備前県民局	681-017-004	神原	加賀郡 吉備中央町	小森	神原	無
備前県民局	681-017-005	名梅下	加賀郡 吉備中央町	小森	名梅下	無
備前県民局	681-017-006	名梅上	加賀郡 吉備中央町	小森	名梅上	無
備前県民局	681-017-007	古城	加賀郡 吉備中央町	小森	古城	無
備前県民局	681-017-008	湯所	加賀郡 吉備中央町	小森	湯所	無
備前県民局	681-017-009	二川	加賀郡 吉備中央町	小森	二川	無
備前県民局	681-017-010	三谷	加賀郡 吉備中央町	小森	三谷	無

県民局名	危険地区 番号	地区名	位置			保安林 の指定
			市町村	大字	字	
備前県民局	681-018-001	笹目	加賀郡 吉備中央町	笹目	524	有
備前県民局	681-018-002	笹目下	加賀郡 吉備中央町	笹目	笹目下 487	無
備前県民局	681-018-003	笹目下	加賀郡 吉備中央町	笹目	笹目下	無
備前県民局	681-019-001	鍋谷	加賀郡 吉備中央町	下加茂	鍋谷	無
備前県民局	681-019-002	鍋谷口	加賀郡 吉備中央町	下加茂	鍋口	無
備前県民局	681-019-003	日南	加賀郡 吉備中央町	下加茂	日南	無
備前県民局	681-019-004	奥寄	加賀郡 吉備中央町	下加茂	奥寄	無
備前県民局	681-019-005	梅原	加賀郡 吉備中央町	下加茂	梅原	無
備前県民局	681-019-006	大谷	加賀郡 吉備中央町	下加茂	大谷	無
備前県民局	681-019-007	下加茂	加賀郡 吉備中央町	下加茂	久西谷	無
備前県民局	681-019-008	臼井	加賀郡 吉備中央町	下加茂	臼井	無
備前県民局	681-020-001	高尾	加賀郡 吉備中央町	下土井	高尾	有
備前県民局	681-020-002	広土	加賀郡 吉備中央町	下土井	広土	無
備前県民局	681-021-001	杉谷西	加賀郡 吉備中央町	杉谷	杉谷西	無
備前県民局	681-022-001	大古屋	加賀郡 吉備中央町	岨谷	大古屋	無
備前県民局	681-022-002	大道	加賀郡 吉備中央町	岨谷	大道	無
備前県民局	681-022-003	岨谷上	加賀郡 吉備中央町	岨谷	岨谷上	無
備前県民局	681-022-004	岨谷下	加賀郡 吉備中央町	岨谷	岨谷下	無
備前県民局	681-023-001	富永	加賀郡 吉備中央町	富永		無
備前県民局	681-024-001	大谷下	加賀郡 吉備中央町	高谷	大谷	有
備前県民局	681-024-002	高谷前	加賀郡 吉備中央町	高谷		無
備前県民局	681-025-001	大久保	加賀郡 吉備中央町	竹荘	大久保	無
備前県民局	681-025-002	上岩村 1	加賀郡 吉備中央町	竹荘	上岩村	無
備前県民局	681-025-003	上岩村 2	加賀郡 吉備中央町	竹荘		無
備前県民局	681-026-001	乗木	加賀郡 吉備中央町	竹部	乗木	有
備前県民局	681-027-001	下田土 1	加賀郡 吉備中央町	田土	下田土	無
備前県民局	681-027-002	下田土 2	加賀郡 吉備中央町	田土		無
備前県民局	681-028-001	上田土	加賀郡 吉備中央町	田土	土生	無
備前県民局	681-029-002	上光寺	加賀郡 吉備中央町	豊岡上	上光寺	無
備前県民局	681-029-003	上大木	加賀郡 吉備中央町	豊岡上	上大木	有

県民局名	危険地区 番号	地区名	位置			保安林 の指定
			市町村	大字	字	
備前県民局	681-029-004	横部	加賀郡 吉備中央町	豊岡上	横部	無
備前県民局	681-030-001	舟堀上	加賀郡 吉備中央町	豊岡下	舟堀上	無
備前県民局	681-030-002	舟堀下	加賀郡 吉備中央町	豊岡下	舟堀下	無
備前県民局	681-030-003	真地	加賀郡 吉備中央町	豊岡下	真地	無
備前県民局	681-031-001	豊野 1	加賀郡 吉備中央町	豊野		無
備前県民局	681-031-002	豊野 2	加賀郡 吉備中央町	豊野		無
備前県民局	681-031-003	矢野	加賀郡 吉備中央町	豊野	矢野	無
備前県民局	681-032-001	原	加賀郡 吉備中央町	西	原	無
備前県民局	681-032-002	大沢	加賀郡 吉備中央町	西	大沢	無
備前県民局	681-032-003	二本木	加賀郡 吉備中央町	西	二本木	無
備前県民局	681-032-004	湯原上	加賀郡 吉備中央町	西	湯原上	無
備前県民局	681-033-001	舞地	加賀郡 吉備中央町	納地	舞地	無
備前県民局	681-035-001	岩目	加賀郡 吉備中央町	広面	岩目	無
備前県民局	681-035-002	日和南	加賀郡 吉備中央町	広面	日和	有
備前県民局	681-036-001	福沢上	加賀郡 吉備中央町	福沢	福沢上	無
備前県民局	681-038-001	大畑	加賀郡 吉備中央町	細田	大畑	無
備前県民局	681-039-001	溝部上	加賀郡 吉備中央町	溝部	溝部上	無
備前県民局	681-040-001	三谷	加賀郡 吉備中央町	三谷		無
備前県民局	681-041-001	三納谷西上	加賀郡 吉備中央町	三納谷	三納谷西	無
備前県民局	681-041-002	三納谷西下	加賀郡 吉備中央町	三納谷	三納谷西	無
備前県民局	681-041-003	三納谷東	加賀郡 吉備中央町	三納谷	三納谷東	無
備前県民局	681-042-001	野原	加賀郡 吉備中央町	美原	野原	無
備前県民局	681-043-001	西山	加賀郡 吉備中央町	宮地	西山	無
備前県民局	681-043-002	田和上	加賀郡 吉備中央町	宮地	田和上	無
備前県民局	681-043-003	大砂	加賀郡 吉備中央町	宮地	大砂	無
備前県民局	681-043-004	中之谷	加賀郡 吉備中央町	宮地	中之谷	無
備前県民局	681-044-001	極楽寺下	加賀郡 吉備中央町	湯山	極楽寺	無
備前県民局	681-044-002	神原	加賀郡 吉備中央町	湯山	神原下	無
備前県民局	681-045-001	吉川	加賀郡 吉備中央町	吉川		無

【資料 2-7】地すべり危険地区（農林水産省林野庁所管）

県民局名	危険地区 番号	地区名	位置			地すべり 法指定
			市町村	大字	字	
備前県民局	681-018-001	笹目	加賀郡 吉備中央町	笹目	下	無
備前県民局	681-026-001	竹部	加賀郡 吉備中央町	竹部	岩井谷	無

【資料 2-8】崩壊土砂流出危険地区（農林水産省林野庁所管）

県民局名	危険地区 番号	地区名	位置			保安林 の指定
			市町村	大字	字	
備前県民局	681-001-001	石坂	加賀郡 吉備中央町	栗井谷	石坂	有
備前県民局	681-003-001	奥谷	加賀郡 吉備中央町	井原	奥谷	無
備前県民局	681-004-001	上田西	加賀郡 吉備中央町	上田西	ヒイゴ谷	有
備前県民局	681-005-001	上田東	加賀郡 吉備中央町	上田東	ハチガハナ	有
備前県民局	681-006-001	長尾佐	加賀郡 吉備中央町	上野	長尾佐	有
備前県民局	681-008-001	刈又	加賀郡 吉備中央町	大木	刈又 576	有
備前県民局	681-008-002	岡の峰	加賀郡 吉備中央町	大木	岡の峰	無
備前県民局	681-009-001	踏込谷	加賀郡 吉備中央町	尾原	踏込谷 2306	有
備前県民局	681-009-002	城山本丸	加賀郡 吉備中央町	尾原	城山本丸	無
備前県民局	681-009-003	山本上	加賀郡 吉備中央町	尾原	山本上 187	有
備前県民局	681-009-004	池ノ奥	加賀郡 吉備中央町	尾原	池ノ奥	無
備前県民局	681-009-005	畑枝日名	加賀郡 吉備中央町	尾原	畑枝日名	有
備前県民局	681-009-006	溝ノ奥	加賀郡 吉備中央町	尾原	溝ノ奥	無
備前県民局	681-009-007	畝山	加賀郡 吉備中央町	尾原	畝山	有
備前県民局	681-010-001	薬師	加賀郡 吉備中央町	上加茂	薬師	有
備前県民局	681-010-002	大潰	加賀郡 吉備中央町	上加茂	大潰	有
備前県民局	681-010-003	関谷奥	加賀郡 吉備中央町	上加茂	関谷奥	有
備前県民局	681-011-001	樽谷	加賀郡 吉備中央町	上竹	樽谷	有
備前県民局	681-011-002	板引谷	加賀郡 吉備中央町	上竹	小林	有
備前県民局	681-012-001	加茂市場	加賀郡 吉備中央町	加茂市場	深坂	無
備前県民局	681-012-002	宮谷	加賀郡 吉備中央町	加茂市場	宮谷	無
備前県民局	681-015-001	田土	加賀郡 吉備中央町	田土	仁熊	有
備前県民局	681-015-002	田土	加賀郡 吉備中央町	田土		無

県民局名	危険地区 番号	地区名	位置			保安林 の指定
			市町村	大字	字	
備前県民局	681-017-001	小森	加賀郡 吉備中央町	小森	中黒	有
備前県民局	681-017-002	名梅	加賀郡 吉備中央町	小森	名梅	有
備前県民局	681-017-003	森藪	加賀郡 吉備中央町	小森	森藪	無
備前県民局	681-017-005	三信	加賀郡 吉備中央町	小森	三信	有
備前県民局	681-017-004	弁蔵	加賀郡 吉備中央町	小森	弁蔵	有
備前県民局	681-018-001	笹目	加賀郡 吉備中央町	笹目	森の奥	無
備前県民局	681-018-002	宮ノ東	加賀郡 吉備中央町	笹目	宮ノ東	無
備前県民局	681-019-001	稗谷	加賀郡 吉備中央町	下加茂		無
備前県民局	681-019-008	真瀬良	加賀郡 吉備中央町	下加茂	真瀬良	無
備前県民局	681-019-002	横滝	加賀郡 吉備中央町	下加茂	横滝	無
備前県民局	681-019-004	久西谷	加賀郡 吉備中央町	下加茂	久西谷	無
備前県民局	681-019-005	久西	加賀郡 吉備中央町	下加茂	久西	有
備前県民局	681-019-006	湯谷	加賀郡 吉備中央町	下加茂	湯谷	有
備前県民局	681-019-007	安井谷	加賀郡 吉備中央町	下加茂	安井谷	有
備前県民局	681-020-001	下土井	加賀郡 吉備中央町	下土井	作道	無
備前県民局	681-021-001	流田	加賀郡 吉備中央町	杉谷	流田	無
備前県民局	681-024-001	高谷	加賀郡 吉備中央町	高谷	鎌倉	無
備前県民局	681-026-001	竹部	加賀郡 吉備中央町	竹部	鳴滝	有
備前県民局	681-026-002	乗木	加賀郡 吉備中央町	竹部	乗木	有
備前県民局	681-029-001	金谷	加賀郡 吉備中央町	豊岡上	金谷	有
備前県民局	681-029-002	穴倉	加賀郡 吉備中央町	豊岡上	穴倉	無
備前県民局	681-029-003	入道谷	加賀郡 吉備中央町	豊岡上	入道谷	有
備前県民局	681-030-001	ホウキ谷	加賀郡 吉備中央町	豊岡下	ホウキ谷	有
備前県民局	681-030-002	鳥井場	加賀郡 吉備中央町	豊岡下	鳥井場	無
備前県民局	681-030-003	奥屋谷	加賀郡 吉備中央町	豊岡下	奥屋谷	有
備前県民局	681-032-001	丸田	加賀郡 吉備中央町	西	実光	有
備前県民局	681-033-001	納地	加賀郡 吉備中央町	納地	舞地	有
備前県民局	681-033-002	納地	加賀郡 吉備中央町	納地		有
備前県民局	681-035-001	広面	加賀郡 吉備中央町	広面	奥坂	無
備前県民局	681-035-002	畑ノ窪	加賀郡 吉備中央町	広面	畑ノ窪	有

県民局名	危険地区 番号	地区名	位置			保安林 の指定
			市町村	大字	字	
備前県民局	681-036-001	遠部後	加賀郡 吉備中央町	福沢	遠部後	無
備前県民局	681-036-004	平沼畑	加賀郡 吉備中央町	福沢	平沼畑	有
備前県民局	681-039-001	小丸山	加賀郡 吉備中央町	溝部	小丸山	無
備前県民局	681-039-002	谷屋敷	加賀郡 吉備中央町	溝部	谷屋敷	無
備前県民局	681-039-003	瀬戸	加賀郡 吉備中央町	溝部	瀬戸	有
備前県民局	681-040-001	吉祥寺	加賀郡 吉備中央町	三谷	吉祥寺	有
備前県民局	681-040-002	日山谷	加賀郡 吉備中央町	三谷	日山谷	無
備前県民局	681-042-001	美原	加賀郡 吉備中央町	美原	西ヶ坂	有
備前県民局	681-044-001	金久曾	加賀郡 吉備中央町	湯山	極楽寺	有
備前県民局	681-045-001	唐卜山	加賀郡 吉備中央町	吉川	唐卜山	有
備前県民局	681-045-002	長坂	加賀郡 吉備中央町	吉川	長坂	有
備前県民局	681-046-001	和田上	加賀郡 吉備中央町	和田	和田上	無

【資料 2-9】地すべり防止区域・危険箇所（農林水産省農村振興局所管）

地すべり 区域名	位置			面積 ha	指定番号 年月日
	郡市	町村	大字		
上竹	加賀	吉備中央	上竹	10.80	195 号 S49.3.12

【資料 2-10】土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）

(1) 旧加茂川町

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	公示日	基礎調査 番号
栗井谷	681D 栗井谷 001	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09007
井原	681K 井原 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-284
	681K 井原 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-285
	681K 井原 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-286
	681K 井原 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-287
	681K 井原 005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-288
	681K 井原 006	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-290
	681K 井原 007	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-291
	681D 井原 001	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅰ-09028
	681D 井原 002	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09027-1
	681D 井原 003	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09027-2
	681D 井原 004	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09029
	681D 井原 005	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09036
上田東	681D 上田東 001	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09035
大木	681K 大木 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-276
	681K 大木 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-277
	681D 大木 001	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅰ-09031
	681D 大木 002	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-09030
	681D 大木 003	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-09032
	681D 大木 004	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-09033
	681D 大木 005	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-09034
尾原	681K 尾原 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅰ-2145
	681K 尾原 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅱ-267
	681K 尾原 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-261
	681K 尾原 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-264
	681K 尾原 005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-265
	681K 尾原 006	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-266
	681D 尾原 001	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅰ-09020
	681D 尾原 002	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09016
	681D 尾原 003	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09017
	681D 尾原 004	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09018
	681D 尾原 005	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09019
	681D 尾原 006	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09024
	681D 尾原 007	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09025
	681D 尾原 008	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09026
上加茂	681K 上加茂 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅰ-2149
	681K 上加茂 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-317
	681K 上加茂 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-318
	681K 上加茂 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-319
	681K 上加茂 005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-320

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害 警戒 区域	土砂災害 特別警戒 区域	公示日	基礎調査 番号
	681D 上加茂 001	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-09055
	681D 上加茂 002	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-09064-1
	681D 上加茂 003	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-09064-2
	681D 上加茂 004	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	II-09054
	681D 上加茂 005	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	II-09062-1
	681D 上加茂 006	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	II-09062-2
加茂市場	681K 加茂市場 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-2146
	681K 加茂市場 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	II-293
	681K 加茂市場 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	II-294
	681K 加茂市場 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	II-295
	681K 加茂市場 005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	II-302
	681K 加茂市場 006	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	III-44
	681K 加茂市場 007	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	II-296
	681D 加茂市場 001	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-09038
	681D 加茂市場 002	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-09044
	681D 加茂市場 003	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	II-09037-1
	681D 加茂市場 004	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	II-09037-2
	681D 加茂市場 005	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	II-09041
	681D 加茂市場 006	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	III-09039
	681D 加茂市場 007	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	III-09040
	681D 加茂市場 008	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-09049-1
	681D 加茂市場 009	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-09049-2
小森	681K 小森 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	I-2143
	681K 小森 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	I-497
	681K 小森 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	I-498
	681K 小森 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	I-499
	681K 小森 005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	II-253
	681K 小森 006	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	II-254
	681K 小森 007	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	II-255
	681K 小森 008	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	II-256
	681K 小森 009	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	II-257
	681K 小森 010	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	II-258
	681K 小森 011	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	II-259
	681K 小森 012	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	II-260
	681K 小森 013	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	II-278
	681K 小森 014	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	行森（C）
	681K 小森 015	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	湯所（B）
	681D 小森 001	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	I-09009-1
	681D 小森 002	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	I-09009-2
	681D 小森 003	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	II-09008
	681D 小森 004	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	II-09010

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害 警戒 区域	土砂災害 特別警戒 区域	公示日	基礎調査 番号
	681D 小森 005	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-09011
	681D 小森 006	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-09012
	681D 小森 007	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-09013
笹目	681K 笹目 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-262
	681K 笹目 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-263
	681D 笹目 001	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09014
	681D 笹目 002	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09015
	681J 笹目 001	地滑り	○	—	平成 27 年 3 月 3 日	11
下加茂	681K 下加茂 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-503
	681K 下加茂 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-504
	681K 下加茂 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-505
	681K 下加茂 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-2147
	681K 下加茂 005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-2148
	681K 下加茂 006	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-306
	681K 下加茂 007	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-307
	681K 下加茂 008	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-308
	681K 下加茂 009	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-309
	681K 下加茂 010	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-310
	681K 下加茂 011	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-311
	681K 下加茂 012	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-312
	681K 下加茂 013	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-313
	681K 下加茂 014	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-314
	681K 下加茂 015	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-315
	681K 下加茂 016	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-316
	681D 下加茂 001	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-09047
	681D 下加茂 002	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-09048
	681D 下加茂 003	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-09056
	681D 下加茂 004	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-09057
	681D 下加茂 005	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-09058
	681D 下加茂 006	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09053
	681D 下加茂 007	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09059
	681D 下加茂 008	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09060
	681D 下加茂 009	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09061
下土井	681K 下土井 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	I-501
杉谷	681K 杉谷 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-245
	681K 杉谷 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-246
高谷	681K 高谷 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-502
	681K 高谷 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-303
	681K 高谷 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-304
	681K 高谷 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-305
	681D 高谷 001	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-09051

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害 警戒 区域	土砂災害 特別警戒 区域	公示日	基礎調査 番号
	681D 高谷 002	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-09050
	681D 高谷 003	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-09052
	681J 高谷 001	地滑り	○	—	平成 27 年 3 月 3 日	12
竹部	681K 竹部 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅰ-508
	681K 竹部 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅰ-2150
	681K 竹部 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅰ-2151
	681K 竹部 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-321
	681K 竹部 005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-322
	681K 竹部 006	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-324
	681K 竹部 007	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-325
	681K 竹部 008	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-326
	681K 竹部 009	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-327
	681K 竹部 010	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-328
	681K 竹部 011	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅲ-47
	681K 竹部 012	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅲ-48
	681K 竹部 013	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅲ-49-1
	681K 竹部 014	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅲ-49-2
	681D 竹部 001	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅰ-09063
	681D 竹部 002	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09067
	681D 竹部 003	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09069
	681D 竹部 004	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅲ-09065
	681D 竹部 005	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅲ-09066-1
	681D 竹部 006	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅲ-09066-2
富永	681K 富永 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-289
	681K 富永 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-292
豊岡上	681K 豊岡上 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅱ-268
	681K 豊岡上 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅱ-269
	681K 豊岡上 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅱ-270
	681K 豊岡上 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅱ-271
	681K 豊岡上 005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅱ-272
	681K 豊岡上 006	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅱ-273
豊岡下	681K 豊岡下 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅰ-500
	681K 豊岡下 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅱ-274
	681K 豊岡下 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅱ-275
	681D 豊岡下 001	土石流	○	—	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅰ-09021
	681D 豊岡下 002	土石流	○	—	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅰ-09022
	681D 豊岡下 003	土石流	○	—	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅱ-09023
	681D 豊岡下 004	土石流	○	—	平成 21 年 2 月 10 日	Ⅱ-09026
広面	681K 広面 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-323
	681K 広面 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-329
	681K 広面 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅲ-51

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害 警戒 区域	土砂災害 特別警戒 区域	公示日	基礎調査 番号
	681D 広面 001	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-09068
	681D 広面 002	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-09070
	681D 広面 003	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-09071
	681J 広面 001	地滑り	○	—	平成 27 年 3 月 3 日	13
福沢	681K 福沢 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅰ-2144
	681K 福沢 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-247
	681K 福沢 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-248
	681K 福沢 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-249
	681K 福沢 005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-250
	681K 福沢 006	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-251
	681K 福沢 007	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-252
	681D 福沢 001	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅰ-09003
	681D 福沢 002	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09002
	681D 福沢 003	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09004
	681D 福沢 004	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09005
	681D 福沢 005	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09006
細田	681K 細田 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-282
溝部	681K 溝部 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-241
	681K 溝部 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-242
	681K 溝部 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-243
	681K 溝部 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-244
	681D 溝部 001	土石流	○	—	平成 23 年 3 月 4 日	Ⅱ-09001
三谷	681K 三谷 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-279
	681K 三谷 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-280
	681K 三谷 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-281
美原	681K 美原 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-297
	681K 美原 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-298
	681K 美原 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-299
	681K 美原 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-300
	681K 美原 005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-301
	681D 美原 001	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅰ-09043-1
	681D 美原 002	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅰ-09043-2
	681D 美原 003	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅰ-09045
	681D 美原 004	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-09042
	681D 美原 005	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-09046

(2) 旧賀陽町

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害 警戒区域	土砂災害特 別警戒区域	公示日	基礎調査 番号
上竹	681K 上竹 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-1298
	681K 上竹 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-1299
	681D 上竹 001	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-41014
	681D 上竹 002	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-41015
	681J 上竹 001	地滑り	○	—	平成 27 年 3 月 3 日	69
北	681D 北 001	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-41054
	681D 北 002	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-41052
	681D 北 003	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-41053
黒土	681D 黒土 001	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-41018
黒山	681K 黒山 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-1350
	681K 黒山 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-1325
	681K 黒山 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-1326
	681D 黒山 001	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-41062
岨谷	681K 岨谷 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-1352
	681K 岨谷 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-2518
	681K 岨谷 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-1319
	681K 岨谷 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-1324
	681D 岨谷 001	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-41056
	681D 岨谷 002	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-41060
	681D 岨谷 003	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-41055
	681J 岨谷 001	地滑り	○	—	平成 27 年 3 月 3 日	71
	681J 岨谷 002	地滑り	○	—	平成 27 年 3 月 3 日	72
竹荘	681K 竹荘 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-2513
	681K 竹荘 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-2514
	681K 竹荘 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-1286
	681K 竹荘 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-1287
	681K 竹荘 005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-1288
	681K 竹荘 006	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-1289
	681D 竹荘 001	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-41016
	681D 竹荘 002	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-41017
	681D 竹荘 003	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-41010
	681D 竹荘 004	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-41011
	681D 竹荘 005	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-41012
	681D 竹荘 006	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-41013
田土	681K 田土 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-1347
	681K 田土 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-1348
	681K 田土 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1303
	681K 田土 004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1304
	681K 田土 005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-1345-1

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害 警戒区域	土砂災害特 別警戒区域	公示日	基礎調査 番号
	681K 田土 006	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-1345-2
	681K 田土 007	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-1345-3
	681K 田土 008	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-1345-4
	681K 田土 009	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	土生-B
	681K 田土 010	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	土生-C
	681K 田土 011	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-1346
	681K 田土 012	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	II-1302
	681K 田土 013	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-1344
	681K 田土 014	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	II-1301
	681K 田土 015	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	II-1297-1
	681K 田土 016	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	II-1297-2
	681K 田土 017	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	II-1297-3
	681K 田土 018	急傾斜地の崩壊	○	× (該当無)	平成 22 年 1 月 26 日	II-1297-4
	681K 田土 019	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	II-1297-5
	681K 田土 020	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	II-1297-6
	681K 田土 021	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	II-1297-7
	681D 田土 001	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-41020
	681D 田土 002	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-41021
	681D 田土 003	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-41022
	681D 田土 004	土石流	○	—	平成 21 年 2 月 10 日	I-41023
	681D 田土 005	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	II-41024
	681D 田土 006	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	II-41019
	681J 田土 001	地滑り	○	—	平成 27 年 3 月 3 日	68
豊野	681K 豊野 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	II-1295
	681K 豊野 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	II-1296
	681K 豊野 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-1343
	681K 豊野 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-2515
	681K 豊野 005	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	II-1290
	681K 豊野 006	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	II-1291
	681K 豊野 007	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	II-1292
	681K 豊野 008	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	II-1293
	681K 豊野 009	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	II-1294
	681D 豊野 001	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	II-41007
	681D 豊野 002	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	II-41008
	681D 豊野 003	土石流	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	II-41009
	681D 豊野 004	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-41004
	681D 豊野 005	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	I-41006
	681D 豊野 006	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	II-41001
	681D 豊野 007	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	II-41002

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害 警戒区域	土砂災害特 別警戒区域	公示日	基礎調査 番号
	681D 豊野 008	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-41003
	681D 豊野 009	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-41005
	681J 豊野 001	地滑り	○	—	平成 27 年 3 月 3 日	66
	681J 豊野 002	地滑り	○	—	平成 27 年 3 月 3 日	67
納地	681K 納地 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-1300
宮地	681K 宮地 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-1320
	681K 宮地 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-1321
	681J 宮地 001	地滑り	○	—	平成 27 年 3 月 3 日	70
湯山	681K 湯山 001	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-1349
	681K 湯山 002	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1305
	681K 湯山 003	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1314
	681K 湯山 004	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-2516
	681K 湯山 005	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-2517
	681K 湯山 006	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1306-1
	681K 湯山 007	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1306-2
	681K 湯山 008	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1307-1
	681K 湯山 009	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1307-2
	681K 湯山 010	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1307-3
	681K 湯山 011	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1307-4
	681K 湯山 012	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1307-5
	681K 湯山 013	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1307-6
	681K 湯山 014	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1308-1
	681K 湯山 015	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1308-2
	681K 湯山 016	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1309
	681K 湯山 017	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1310
	681K 湯山 018	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1311
	681K 湯山 019	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1312
	681K 湯山 020	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1313
	681K 湯山 021	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1317
	681K 湯山 022	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-1318
	681K 湯山 023	急傾斜地の崩壊	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	清水-B
	681D 湯山 001	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-41025
	681D 湯山 002	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-41026
	681D 湯山 003	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-41031
	681D 湯山 004	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	I-41046
	681D 湯山 005	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-41027
	681D 湯山 006	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-41029
	681D 湯山 007	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-41030
	681D 湯山 008	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-41032
	681D 湯山 009	土石流	○	× (該当無)	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-41033
	681D 湯山 010	土石流	○	× (該当無)	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-41034

大字等	箇所番号	発生原因となる 自然現象の種類	土砂災害 警戒区域	土砂災害特 別警戒区域	公示日	基礎調査 番号
	681D 湯山 011	土石流	○	× (該当無)	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-41035
	681D 湯山 012	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-41036
	681D 湯山 013	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-41037
	681D 湯山 014	土石流	○	× (該当無)	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-41038
	681D 湯山 015	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-41039
	681D 湯山 016	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-41041
	681D 湯山 017	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-41042
	681D 湯山 018	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-41045
	681D 湯山 019	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-41047
	681D 湯山 020	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-41048
	681D 湯山 021	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-41049
	681D 湯山 022	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-41050
	681D 湯山 023	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-41051
	681D 湯山 024	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅲ-41028
	681D 湯山 025	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅲ-41040
	681D 湯山 026	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅲ-41043
	681D 湯山 027	土石流	○	○	平成 30 年 3 月 30 日	Ⅱ-41044
吉川	681K 吉川 001	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-1315
	681K 吉川 002	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 22 年 1 月 26 日	Ⅱ-1316
	681K 吉川 003	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-1322
	681K 吉川 004	急傾斜地の崩壊	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-1323
	681D 吉川 001	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-41057
	681D 吉川 002	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-41058
	681D 吉川 003	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-41059
	681D 吉川 004	土石流	○	—	平成 24 年 3 月 27 日	Ⅱ-41061

急傾斜		土石流		地滑り		計		更新日
警戒区域	内特別 警戒区域	警戒区域	内特別 警戒区域	警戒区域	内特別 警戒区域	警戒区域	内特別 警戒区域	
190	43	141	28	10	0	341	71	令和 2 年 5 月 22 日

【資料 2-11】ため池数

令和 2 年 4 月 1 日現在

県民局	市町村名	ため池数
備前県民局	吉備中央町	293

【資料 2-12】防水重点ため池一覧

ため池名	所在地	堤高 [m]	堤長 [m]	貯水量 [m³]
坂ノ奥池	尾原	7.1	48	2,800
堂免池	三谷	4.2	30	1,000
阿津井田池	三谷	5.1	43	5,700
土動地池	豊岡上	9.3	82	42,600
福井池	井原	7.3	38	15,000
倉木池	井原	6.7	49	12,900
大原池	和田	8.0	130	62,700
若畑池	和田	9.6	55	24,100
鳥田池	富永	10.5	75	23,200
逗留田下池	富永	6.5	55	11,500
八社池	下土井	8.2	66	16,300
石賀池	下土井	7.5	57	9,800
砂ヶ鼻池	上田東	5.9	48	6,400
大沢田池	平岡	6.2	35	7,500
長宗池	豊野	13.5	100	125,000
間の原池	豊野	6.9	57	7,600
長手池	豊野	5.4	65	16,000
温湯池	豊野	5.1	47	5,500
丸山池	竹荘	8.1	66	9,700
岩泉池	竹荘	8.0	104	39,000
観應寺 2 号池	上竹	7.9	59	5,800
俵原上池	上竹	9.1	88	36,000
俵原下池	上竹	5.3	178	75,000
小林池	上竹	8.5	130	22,000
片山池	上竹	5.1	82	18,000
奥池 2 号池	上竹	7.8	50	6,700
奥池 1 号池	上竹	7.7	59	7,800
山神新池	上竹	19.6	109	83,000
山ノ田池	上竹	8.2	74	42,800
千蔵坊下池	吉川	3.3	63	2,700
千蔵坊上池	吉川	3.3	78	5,700
陰地池（宝谷新池）	納地	6.6	37	5,300
新開池	西	9.0	72.0	21,900
美和池	北	18.2	72.0	108,500
塚尾池	北	7.2	58.0	21,000
大谷池	北	10.6	68.0	67,000
広草田下池	黒山	4.2	27.0	2,300
広草田上池	黒山	10.5	66.0	37,100
庚申池	西	5.9	45.0	26,100
堂谷池	西	5.0	63.0	20,200
平岩池	西	7.5	88.0	31,500

【参考】

防災重点ため池は、次のいずれかに該当するものについて町が選定

- ①堤高 15m 以上又は貯水量 10 万 m³ 以上で、下流 1 km 以内に人家等が存在するため池
- ②その他、警戒すべきため池とする必要の認められるため池

【資料 2-13】ダム・貯水池一覧

種別	水系名	河川名	ダム名	目的	ダム及び貯水池の規模				管理者
					高さ (m)	長さ (m)	総 貯水量 (千m ³)	有効 貯水量 (千m ³)	
治水	旭川	豊岡川	恩木	洪水調節	30.8	106.5	540	375	岡山県 (農林水産部)

3 消防・水防関係

【資料 3-1】消防団の資機材

■消防ポンプ自動車等現有数

令和 2 年 4 月 1 日現在

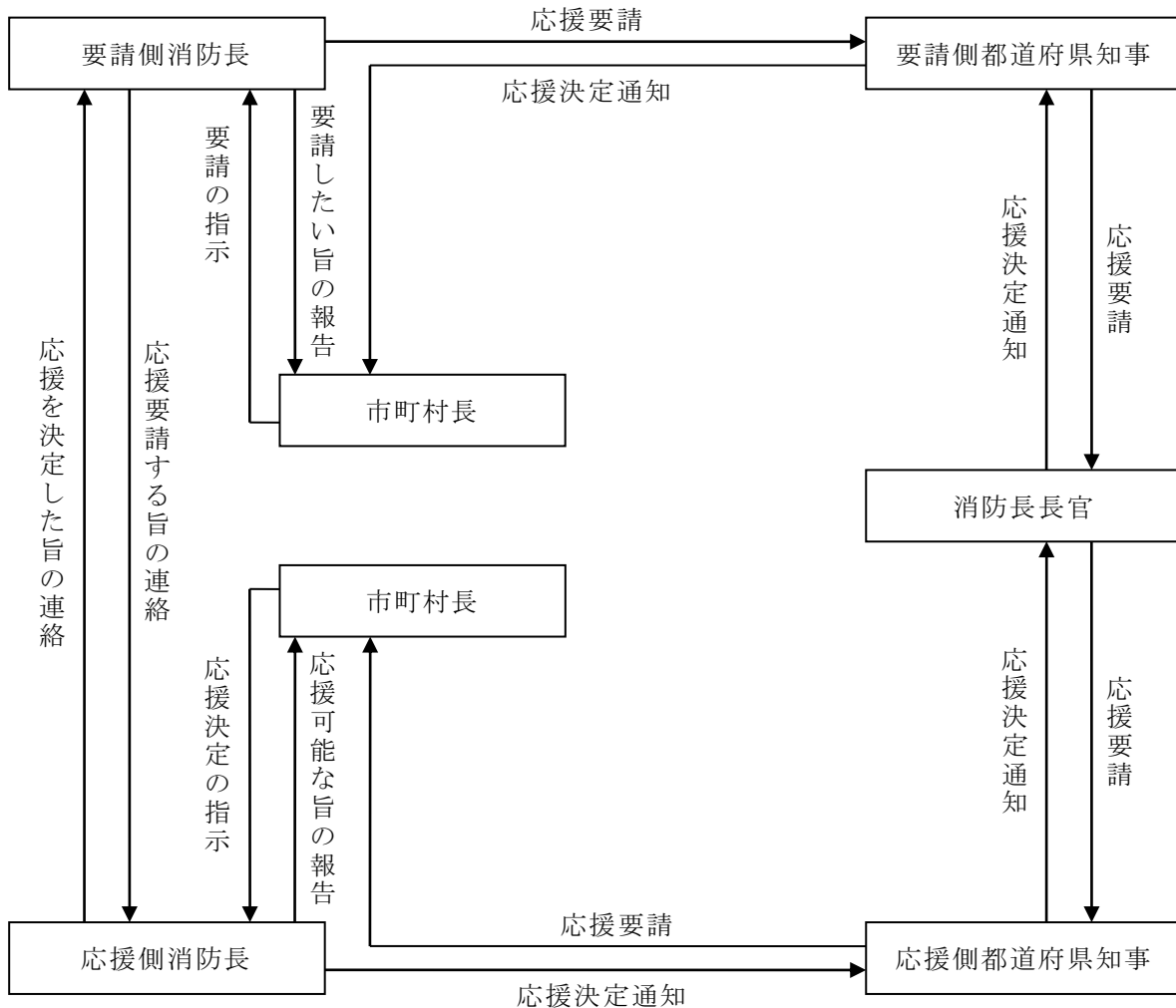
種 別	司令車	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ付積載車
台 数	1	6	17

【資料 3-2】消防庁連絡先

区分 回線別		平日（9:30～18:15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
N T T 回線	電 話 F A X	03-5253-7527 03-5253-7537	03-5253-7777 03-5253-7553
消防防災無線	電 話 F A X	(6-72-90-) 49013 (6-72-90-) 49033	(6-72-90-) 49102 (6-72-90-) 49036
地域衛星通信 ネットワーク	電 話 F A X	69-048-500-90-49013 69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49102 69-048-500-90-49036

【資料 3-3】大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請

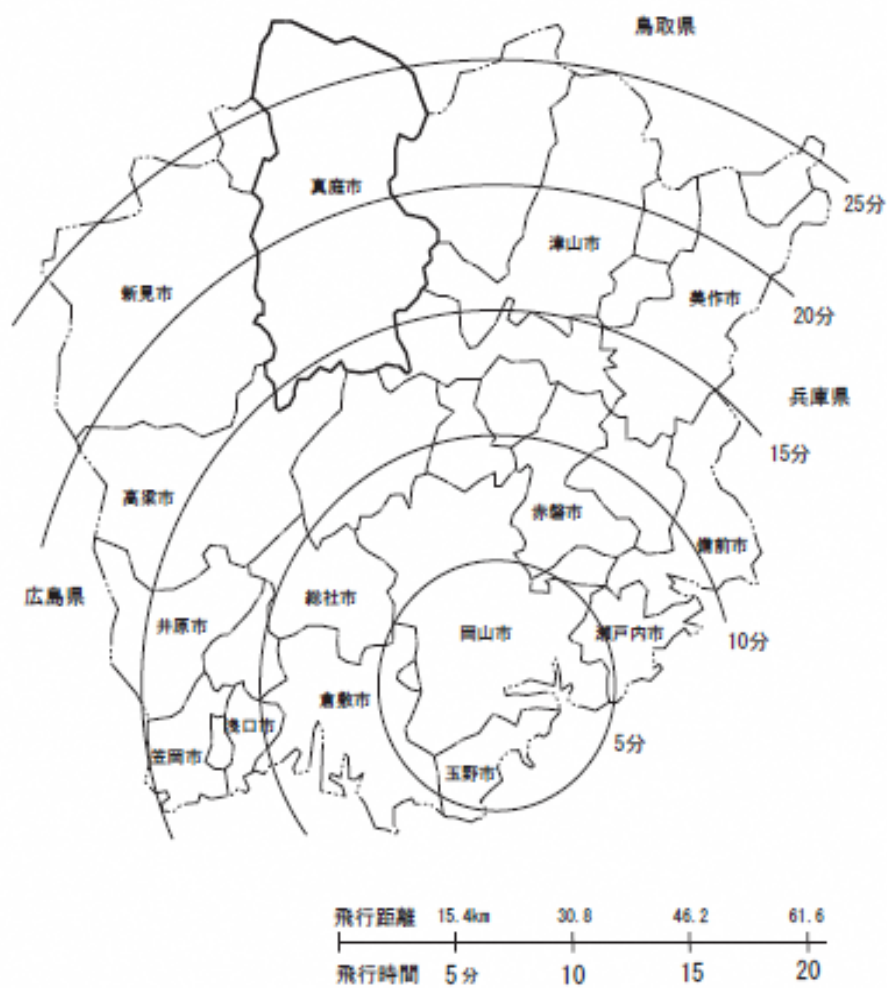
■広域航空消防応援の要請ルート等



■燃料調達先

名称	所在地	電話
岡山空港ターミナル(株)岡南出張所	岡山市南区浦安南町 639-1	086-262-1091
出光興産(株)岡山出張所	岡山市北区下石井 2-1-3	086-222-5011

■所要時間（速度 100 ノット＝約 185km/h：無風時）



滞空可能時間（現場での行動可能時間）＝2 時間 40 分－（現地までの所要時間×2）

4 活動組織関係

【資料 4-1】吉備中央町災害対策本部条例

平成16年10月 1 日

条例第167号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、吉備中央町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部に班を置く。

2 班に属すべき本部員その他の職員は、本部長が指名する。

3 班に班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

【資料 4-2】吉備中央町災害対策本部規程

平成 16 年 12 月 14 日

訓令第 24 号

改正 平成 19 年 6 月 29 日訓令第 2 号

平成 22 年 3 月 30 日訓令第 1 号

平成 23 年 3 月 31 日訓令第 2 号

平成 24 年 12 月 3 日訓令第 5 号

平成 25 年 3 月 11 日訓令第 1 号

平成 27 年 4 月 30 日訓令第 1 号

平成 30 年 3 月 30 日訓令第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、吉備中央町災害対策本部条例（平成 16 年吉備中央町条例第 167 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定に基づき、吉備中央町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 災害対策本部は、町内に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく水防活動、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため防災活動業務を開始する必要があるとき設置する。

(組織)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項の規定により災害対策本部に別表第 1 に掲げる班を置く。

2 班に班長及び班員を置く。

(副本部長)

第 4 条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び教育長をもって充てる。

(班長及び班員)

第 5 条 班長及び班員は、それぞれ別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

2 班長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、別表第 2 に掲げる所管事項を掌理する。ただし、協力班長は、本部長の命を受け、指示された班長と緊密な連絡を保ちその所管事項に協力するものとする。

3 班員は、上司の命を受け、所掌事務に従事する。

(本部会議)

第 6 条 災害対策本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び各班長をもって構成し、本部長が招集する。

2 本部会議は、本部長が主宰し、施策の調整及び推進について協議する。

(防災活動)

第 7 条 水災、火災、風災及び震災等の災害防御活動は、岡山地方気象台から風雨、強風、大雨、大雪及び異常乾燥に関する注意報又は台風、洪水等の警報が発せられ、その必要が認められるとき、又はそれらの非常災害が発生したとき開始する。

(救助活動)

第8条 救助活動は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に該当する場合又は現に応急的な救助を必要とする場合に開始する。

(活動態勢)

第9条 前2条の防災活動業務の開始により災害対策本部が設置されたときは、関係各班は、直ちに非常執務態勢を整え、所定の業務に着手しなければならない。ただし、災害の規模又は程度によっては、特に必要と認める者のみをもってその活動を行うことができる。

2 班長及び班員は、勤務時間の内外を問わず、非常災害発生のおそれがある場合には、諸般の情勢に注意するとともに、事態が急迫したと認めるとき、又は非常災害が発生したときは、直ちに所定の部署につかなければならない。

3 各班は、非常災害発生の場合、機宜の措置を講ずることができるよう常に調査研究し、いかなる緊急事態にも対処できるよう、あらかじめ準備しておかなければならない。

(災害対策本部の廃止)

第10条 本部長は、予想される災害の危険が解除されたと認めるとき、又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めるときは、災害対策本部を廃止する。

(相互協力の義務)

第11条 各班は、災害対策本部の任務の円滑な遂行が確保されるよう相互の情報連絡と協力について十分な努力を払わなければならない。

(その他)

第12条 この訓令に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月29日訓令第2号）

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月30日訓令第1号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月3日訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月11日訓令第1号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月30日訓令第1号）

この訓令は、平成27年5月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

本部長 町長 副本部長 副町長 教育長 本部員 消防団長 各班長	班別	班長	副班長	班員
	総務班	総務課長		総務課職員
			企画課長	企画課職員
			議会事務局長	議会事務局職員
			会計管理室長	会計管理室職員
			加茂川総合事務所長	加茂川総合事務所職員
			定住促進課長	定住促進課職員
	民生班	保健課長		保健課職員
			税務課長	税務課職員
			協働推進課長	協働推進課職員
			住民課長	住民課職員
			子育て推進課長	子育て推進課職員
	避難行動要 支援者支援 班	福祉課長		福祉課職員
	農林建設班	建設課長		建設課職員
			農林課長	農林課職員
	水道班	水道課長		水道課職員
	文教班	教育委員会 事務局長		教育委員会事務局職員
	消防班	団長	副団長	消防団員

別表第2（第5条関係）

所管事項

班名	業務内容
総務班	・ 気象警報の受理及び伝達に関する事 ・ 本部会議の庶務に関する事 ・ 各班の総合連絡調整に関する事 ・ 関係協力機関との連絡に関する事 ・ 職員の非常招集及び非常配置に関する事 ・ 災害情報及び被害状況の取りまとめ、報告に関する事 ・ 被災地における非常警戒等に関する事 ・ 消防、水防資材の輸送に関する事 ・ ボランティアの受入・調整に関する事 ・ 自衛隊の派遣要請に関する事 ・ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令に関する事 ・ 職員の健康管理に関する事 ・ 職員の食料の調達に関する事 ・ 町有財産の被害状況調査及び復旧に関する事 ・ 災害対策本部の一般経理に関する事 ・ 災害応急及び復旧の予算措置に関する事 ・ 災害関係物資の調達及び購入に関する事 ・ 災害見舞金に関する事

班名	業務内容
	・ 支援物資等の保管に関する事 ・ 罹災証明に関する事 ・ 情報通信システム機器の維持管理に関する事 ・ 議会との連絡調整に関する事 ・ 災害広報に関する事 ・ 災害現場の記録及び広報資料の収集に関する事 ・ 旅行者の避難・救護に関する事 ・ 生活必需品の調達に関する事 ・ 他の班の応援に関する事 ・ その他各班の所管に属さない事
民生班 避難行動要支援者支援班	・ 被災者の避難及び収容に関する事 ・ 指定避難所の運営に関する事 ・ 被災者に対する救助物資の調達及び配分に関する事 ・ 災害による町税他公租税の減免に関する事 ・ 義援金・義援物資の配分に関する事 ・ 被災地における清掃並びに消毒、防疫に関する事 ・ ごみ処理・し尿処理施設等の応急対策に関する事 ・ 災害廃棄物仮置場の運営に関する事 ・ 被災地における食品衛生指導に関する事 ・ 住民からの各種相談に関する事 ・ 遺体の収容、処理及び埋火葬に関する事 ・ 家庭動物の保護に関する事 ・ 災害救助法の適用等に関する事 ・ 傷病者の収容及び治療に関する事 ・ 助産及び乳幼児の救護に関する事 ・ 医療機関の連絡調整に関する事 ・ 被災者の保健、栄養、衛生指導に関する事 ・ 医師等の救援派遣、その他被災者の応急救援に関する事 ・ 被災者の生活保護に関する事 ・ 保育園・幼稚園・認定こども園職員の非常招集及び非常配置に関する事 ・ 保育園・幼稚園・認定こども園施設の被害調査及び災害応急復旧に関する事 ・ 園児及び職員の被害状況の調査及び応急措置（休園措置、応急保育）に関する事 ・ 園給食に関する事 ・ 被災地域の防疫及び消毒に関する事 ・ 要配慮者への避難準備・高齢者等避難開始等の伝達に関する事 ・ 要配慮者の避難誘導に関する事 ・ 要配慮者の安否確認、避難状況の把握に関する事 ・ 福祉避難所の運営に関する事 ・ 商工観光施設の被害調査に関する事 ・ 商工観光事業者との連絡調整に関する事 ・ その他商工観光に関する事 ・ その他民生等全般に関する事

班名	業務内容
農林建設班	・ 農林事業者に対する支援に関すること ・ 災害復旧用資機材の調達に関すること ・ 土木に関する被害調査及び応急復旧に関すること ・ 農地・農林施設・林地の被害調査に関すること ・ 農地・農林施設・林地の応急復旧に関すること ・ 被災地における道路交通の制限並びに交通の確保に関すること ・ 災害従事者の輸送に関すること ・ 物資・資機材の輸送に関すること ・ 水防活動に関すること ・ 応急仮設住宅の建設及び建設作業の指導に関すること ・ 町営住宅の被害調査に関すること ・ その他農林全般に関すること ・ その他建設全般に関すること
水道班	・ 被災地の飲料水、生活水の確保に関すること ・ 水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・ 水道に関する広報活動に関すること ・ 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・ 仮設トイレの設置に関すること ・ 市街地の排水対策に関すること
文教班	・ 教育委員会事務局職員の非常招集及び非常配置に関すること ・ 教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・ 児童生徒及び職員の被害状況の調査及び応急措置（休校措置、応急教育）に関すること ・ 教科書の配布に関すること ・ 学校給食に関すること ・ 指定避難所の運営協力に関すること ・ 文化財の被害調査、応急対策に関すること ・ 社会教育施設利用者の避難誘導に関すること ・ 社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・ その他教育関係全般に関すること
消防班	・ 団員の出動に関すること ・ 火災の防御、消火活動に関すること ・ 災害危険箇所の巡視及び応急対策に関すること ・ 水防活動に関すること ・ 被災者の避難誘導に関すること ・ 被災者の救出に関すること ・ 行方不明者の捜索に関すること ・ 隣接消防機関との協力に関すること

【資料 4-3】災害対策本部設置時の連絡先

連絡先	所在地	電話
岡山県備前県民局	岡山市北区弓之町 6-1	086-233-9804
岡山市消防本部	岡山市北区大供 1-1-1	086-234-0119
岡山北警察署	岡山市北区御津草生 2090	0867-24-0110
国土交通省岡山河川事務所	岡山市北区鹿田町 2-4-36	086-223-5101
中国電力ネットワーク株式会社 高梁ネットワークセンター	高梁市落合町阿部 1723-5	0120-413-823

5 気象・情報連絡関係

【資料 5-1】岡山地方気象台から発表される注意報・警報・特別警報の基準

1 気象注意報の種類及び発表基準

気象現象が原因で災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が注意を呼びかけるために発表するものである。大雨及び洪水注意報は警戒レベル2。

岡山地方気象台が吉備中央町に発表する注意報の種類（吉備中央町の発表基準は別表1のとおり）

注意報の種類		概 要
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には4月以降の晩霜で農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれのあるときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれのあるときに発表される。

2 気象警報の種類及び発表基準

気象現象が原因で重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき、岡山地方気象台が警戒を呼びかけるために発表するものである。大雨警報（土砂災害）及び洪水警報は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

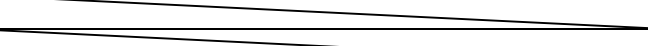
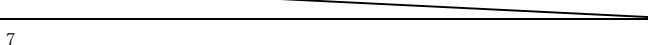
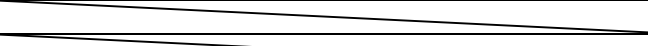
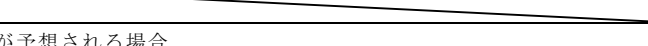
岡山地方気象台が吉備中央町に発表する警報の種類（吉備中央町の発表基準は別表1のとおり）

警報の種類		概要
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が上げられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(別表 1)

警報・注意報発表基準一覧表

令和元年 11 月 14 日現在
発表官署 岡山地方気象台

吉備中央町	府県予報区		岡山県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		岡山地域	
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	105
	洪水		流域雨量指数基準	宇甘川流域=17.2、豊岡川流域=6.5
			複合基準* ¹	宇甘川流域= (5, 15.4)、豊岡川流域= (5, 5.8)
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注 意 報	大雨		表面雨量指数基準	7
			土壌雨量指数基準	85
	洪水		流域雨量指数基準	宇甘川流域=13.7、豊岡川流域=5.2
			複合基準* ¹	宇甘川流域= (5, 11)、豊岡川流域= (5, 4.2)
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度 35%で実効湿度 60%	
	なだれ		①積雪の深さ 20cm以上あり降雪の深さ 30cm以上 ②積雪の深さ 50cm以上あり最高気温 12℃以上又はかなりの降雨* ²	
	低温		最低気温 -3℃以下* ³	
	霜		4月以降の晩霜 最低気温 2℃以下	
	着氷			
	着雪		24時間降雪の深さ：平地 10cm以上、山地 30cm以上 気温：-1℃～3℃	
記録的短時間大雨情報			1 時間雨量	90mm

*¹ (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。*² 気温は岡山地方気象台、津山特別地域気象観測所の値。*³ 気温は岡山地方気象台の値。

【別表 1 の解説】

1. 発表基準として記載した数値は、岡山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
2. 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
3. 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
4. 大雪警報、注意報の基準については「平地、山地」の地域名で基準値を記述している（「平地、山地」の両方がある市町村のみ）。平地とは標高が概ね 600 メートル以下の地域、山地とは標高が概ね 600 メートル以上の地域。
5. 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
6. 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
7. 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
8. 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
9. 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
10. 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。
11. 洪水の欄中「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
12. 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
13. 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
14. 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
15. 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。

（注）注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報・警報に切り替えられる。

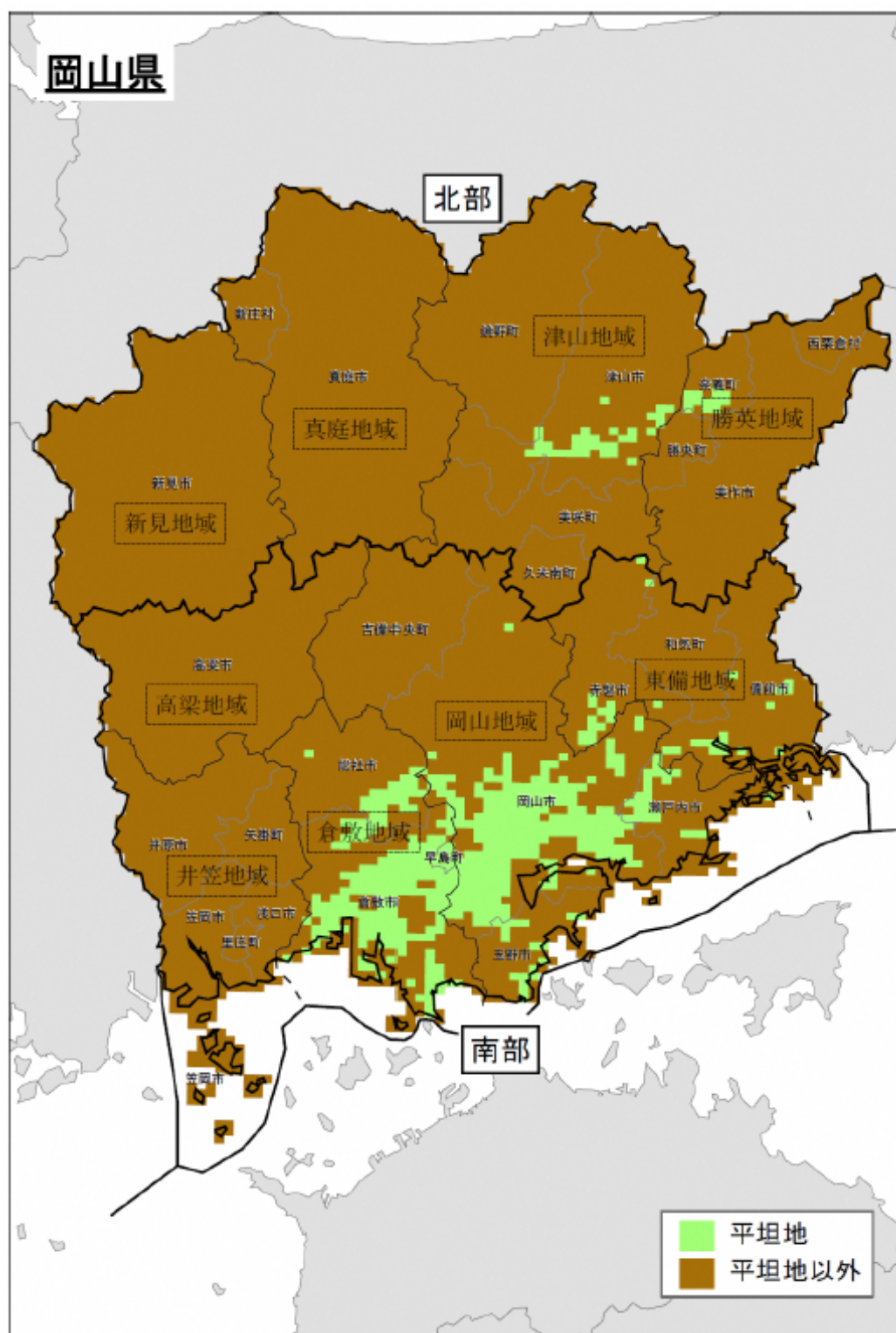
3 気象等に関する特別警報の発表基準

気象現象が原因で、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいと予想されるとき、岡山地方気象台が最大級の警戒を呼びかけるために発表するものである。大雨特別警報は災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 （参考）雨に関する吉備中央町の50年に一度の値（令和元年5月8日現在） 48時間降水量：268mm 3時間降水量：98mm 土壌雨量指数：185 注1）値は吉備中央町にかかる5 km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。 注2）50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 注3）大雨特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の大雨、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。 注4）3時間降水量の50年に一度の値が150mmに満たない格子については、50年に一度の値以上となった格子ではなく、150mm以上となった格子をカウントします。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

（注）発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した実観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。

別図1 平坦地、平坦地以外の地域



4 地震・津波に関する警報等の種類

(1) 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけている。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

○津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流出し人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10 m)		
		5m (3m<予想高さ≤5 m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m 1m<予想高さ≤3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1 m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

【津波警報等の留意事項等】

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。
このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

○津波予報区

日本の沿岸は 66 の予報区に分けられ、岡山県は全域が一つの予報区であり、予報区名は「岡山県」である。

(2) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

○津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(3) 津波情報

津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

○津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等) 参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

○沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m 超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m 以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

【津波情報の留意事項等】

① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、

情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(4) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度 5 弱以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が 6 弱以上のものを、特別警報に位置づけている。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

(5) 地震情報

○地震情報の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度 3 以上 （大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度 1 以上	震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度 3 以上の地震についてのみ発表し、震度 2 以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

地震情報の種類	発表基準	内容
長周期地震動に関する観測情報	・震度 3 以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。

○地震情報で用いる岡山県内の地域名、市町村名と震度観測点名称等一覧

平成 27 年 9 月 1 日現在

地域名称	情報用市町村名称	情報用市町村名称の読み	震度観測点名称	震度観測点名称の読み	観測点所在地	所属
岡山県南部	吉備中央町	キビチュウオウチョウ	吉備中央町下加茂	キビチュウオウチョウシモガモ	吉備中央町下加茂 1073-1 (町役場加茂川庁舎敷地内)	岡山県
			吉備中央町豊野	キビチュウオウチョウトヨノ	吉備中央町豊野 1-2 (町役場敷地内)	岡山県

(6) 地震解説資料

岡山地方気象台は、防災その他社会活動における大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報の円滑な利用を確保するため、次に掲げるときは、地震解説資料（防災等に係る活動の利用に適合するよう地震及び津波に関する情報及びこれに関する情報を編集した資料をいう）を作成し、関係地方公共団体、報道機関、その他の関係者に提供するものである。

ア 津波予報区「岡山県」に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたとき。

イ 岡山県内担当区域内で震度 4 以上の地震が観測されたとき。

ウ その他関係者から依頼があった場合であって、特に必要があると認めるとき。

南海トラフ地震

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートと

ユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測し

た場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催

し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地

震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震

関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方公共団体

に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

南海トラフ地震に関連する情報

- 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。詳細は下表のとおり。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし 南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説 情報で発表する場合があります

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件 情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表します

発生時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^{※1}でマグニチュード 6.8 以上^{※2}の地震^{※3}が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間程度	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	○監視領域内^{※1}において、モーメントマグニチュード^{※4}7.0以上の地震^{※3}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を

見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する

※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く

※4 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている

【資料 5-2】雨量観測所

(1) 県関係雨量観測所

観測所名	位置			設置場所	水系	所属	観測人氏名	通報連絡方法	種別
	郡市	町村(区)	大字						
下加茂	加賀	吉備中央	下加茂	吉備中央町役場 加茂川庁舎	旭川 (宇甘川)	岡山県	県民局職員		テレメーター
賀陽	加賀	吉備中央	豊野	吉備中央町役場 賀陽庁舎	旭川	岡山県	県民局職員		テレメーター
竹谷ダム	加賀	吉備中央	豊野	竹谷ダム管理所	旭川 (竹谷川)	岡山県	旭川ダム統合管理 事務所職員		テレメーター
河平ダム	加賀	吉備中央	下加茂	河平ダム管理所	旭川 (日山谷川)	岡山県	旭川ダム統合管理 事務所職員		テレメーター
鳴滝ダム	加賀	吉備中央	竹部	鳴滝ダム管理所	旭川 (加茂川)	岡山県	旭川ダム統合管理 事務所職員		テレメーター
恩木	加賀	吉備中央	溝部	恩木ダム管理事務 所	旭川 (豊岡川)	岡山県	吉備中央町役場 職員	0867-34 -1111	自記
槇谷	加賀	吉備中央	畠谷	槇谷ダム管理事務 所	高梁川 (落合川)	岡山県	総社市役所職員	0866-92 -8296	自記
尾原	加賀	吉備中央	尾原	新山ほほえみサ ロン	旭川 (豊岡川)	岡山県	県民局職員		砂防関係テレメ ーター

(2) 岡山地方気象台関係雨量観測所

観測所名	位置			設置場所	水系	所属	管理者氏名	通報連絡方法	種別
	郡市	町村(区)	大字						
吉備中央	加賀	吉備中央	北		旭川 高梁川	気象庁	岡山地方気象台	オンライン	地域雨量 観測所

(3) 岡山河川事務所関係雨量観測所

観測所名	略号	位置			設置場所	水系 (河川名)	所属	通報連絡 方法	種別
		郡市	町村 (区)	大字					
加茂川		加賀	吉備中央	平岡		旭川 (宇甘川)	国土交通省	テレメーター	テレメーター

【資料 5-3】水位観測所

(1) 県関係水位観測所

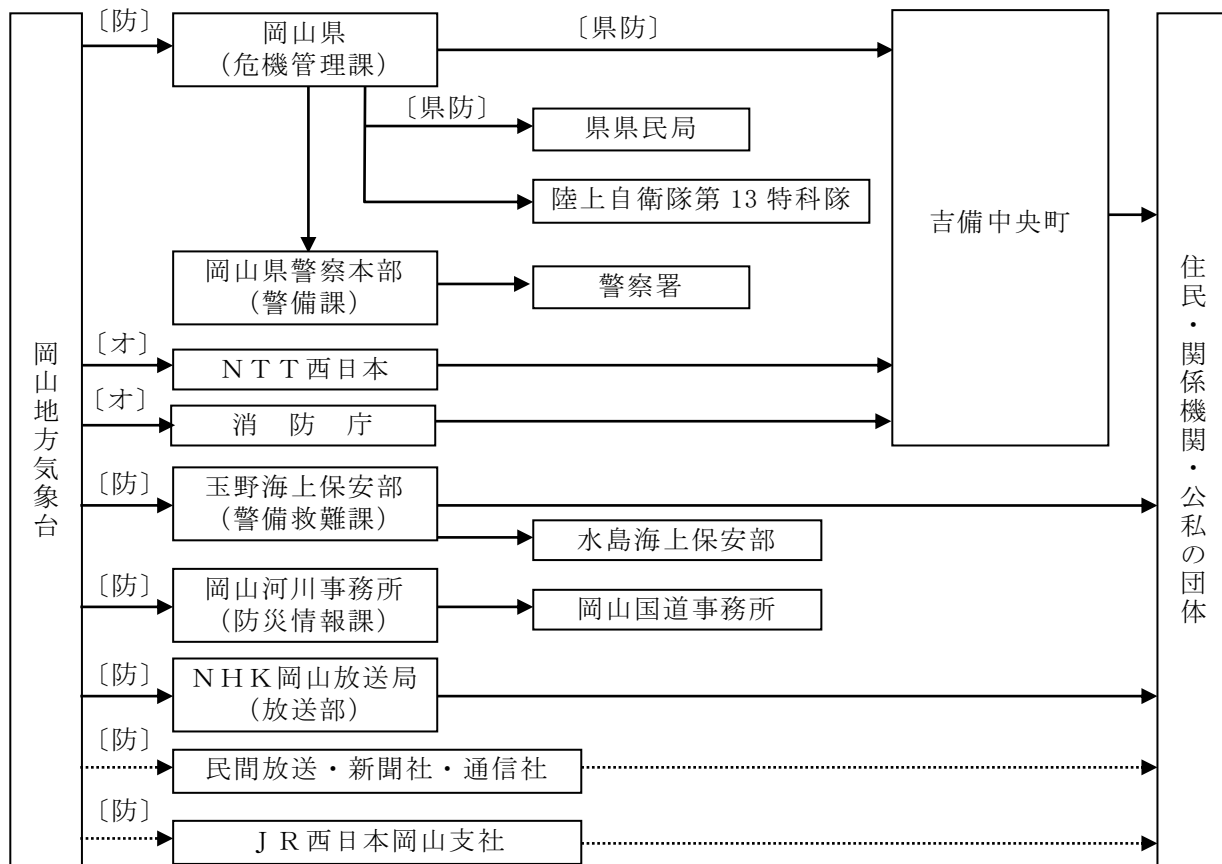
水系		観測所名	位置			水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難判 断水位	氾濫 危険 水位	零点 標高	観測者	備考
本流	支流		郡市	町村 (区)	大字							
旭川	宇甘川	田土	加賀	吉備 中央	田土						旭川ダム 統管職員	テレメーター
旭川	宇甘川	下加茂	加賀	吉中 備中央	下加茂	(1.20)	(1.80)			124.68	県民局職 員	テレメーター
旭川	日山谷 川	一の原橋	加賀	吉中 備中央	下加茂					145.35	旭川ダム 統管職員	テレメーター

() : 参考水位 (洪水予報、水位周知、水防警報で通知する水位以外の水位)

(2) 県関係ダム貯水位観測所

水系		観測所名	位置			水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	零点 標高	観測者	備考
本流	支流		郡市	町村 (区)	大字					
旭川	加茂川	鳴滝ダム	加賀	吉備 中央	竹部				旭川ダム統管職員	土木ダムテレメーター
旭川	豊岡川	恩木	加賀	吉備 中央	溝部				吉備中央町役場職員	農林ダムテレメーター
旭川	竹谷川	竹谷ダム	加賀	吉備 中央	豊野				旭川ダム統管職員	土木ダムテレメーター
旭川	日山谷 川	河平ダム	加賀	吉備 中央	下加茂				旭川ダム統管職員	土木ダムテレメーター
高梁川	落合川	榎谷	加賀	吉備 中央	岨谷				総社市役所職員	自記

【資料 5-4】気象注意報・警報等の伝達系統



- (注) 1 実線は法に基づく伝達系統を示し、点線は、申合せ等に基づく伝達系を示す。
 2 県が市町村へ伝達する注・警報の種類については、別に定める。
 3 NTT西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。
 4 気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。
 5 陸上自衛隊第13特科隊へは、警報及び警報の解除(大雪警報及び波浪警報を除く。)のみを伝達する。
 6 NHK岡山放送局へは、夜間等の代行によりNHK広島放送局へ伝達する場合がある。
 7 [] 内は、通知方法を示す。[防] 防災情報提供システム、[オ] オンライン、[県防] 岡山県防災情報ネットワーク

【資料 5-5】震度情報システム設置場所一覧

平成 28 年 4 月 1 日現在

市町村名	設置場所	震度観測点名称	所在地	備考
吉備中央町	吉備中央町役場	吉備中央町豊野	加賀郡吉備中央町 豊野 1-2	
吉備中央町	加茂川庁舎	吉備中央町下加茂	加賀郡吉備中央町 下加茂 1073-1	

6 救出・避難関係

【資料 6-1】避難指定場所

■避難指定場所一覧表

No	施設等名称	所在地	収容人員	指定緊急避難場所			指定避難所			電話番号	備考			
				洪水	土砂災害	地震	洪水	土砂災害	地震		B	W	S	特記事項
1	津賀小学校	上加茂 2281-1	320	○	—	○	○	—	○	0867-34-1011	×	×	×	
2	武道館	下加茂 1103-8	90	—	○	○	—	○	○	—	×	×	×	
3	ハート・オブ・おかやま会館	下加茂 1073-1	90	—	○	○	—	○	○	0867-34-1808	×	×	○	
4	農林業体験研修棟	下加茂 1506-109	60	○	○	○	○	○	○	0867-34-0144	×	×	○	
5	高原上野公民館	上野 633	30	○	○	○	○	○	○	0867-34-0798	×	×	○	
6	吉備高原小学校	竹部 7520-19	300	○	○	○	○	○	○	0866-56-9050	○	○	○	
7	かもがわ総合スポーツ公園 体育館	上田東 2360-3	810	○	○	○	○	○	○	0867-34-1165	○	○	○	
8	飛躍の郷ひだまり	上田西 1381-3	70	○	○	○	○	○	○	0867-34-0086	○	○	○	
9	円城小学校	円城 776-1	320	○	○	○	○	○	○	0867-34-0130	×	×	×	
10	円城基幹集落センター	円城 732-3	70	○	○	—	○	○	—	0867-34-0163	×	×	×	
11	総合福祉センター	円城 540-4	510	○	○	○	○	○	○	0867-34-1555	○	○	○	
12	長田ふれあいセンター	富永 1403-1	150	○	—	○	○	—	○	0867-35-1215	○	×	○	
13	井原コミュニティセンター	井原 1-1	60	—	○	—	—	○	—	0867-35-0012	×	×	○	河川付近
14	御北小学校	豊岡上 139-1	330	—	○	○	—	○	○	0867-35-0125	○	○	○	河川付近
15	豊岡いきいきプラザ	豊岡下 276-1	80	○	—	○	○	—	○	0867-35-1130	○	×	○	
16	新山ほほえみセンター・サロン	尾原 508	160	○	○	○	○	○	○	0867-35-1400	○	×	○	
17	千守交流センター	尾原 3144-1	30	○	○	○	○	○	○	—	×	×	×	
18	上竹荘公民館	上竹 2623	170	○	○	○	○	○	○	0866-54-1784	○	○	○	
19	上竹荘小学校	上竹 2057	200	○	○	○	○	○	○	0866-54-1405	×	×	○	
20	上竹荘保育園	上竹 2082-2	30	○	○	—	△	△	△	0866-54-1068	×	×	×	
21	かよう総合スポーツ公園体育館	上竹 5742-8	460	○	○	—	○	○	—	0866-54-1144	○	×	○	
22	納地公民館	納地 1266-2	70	○	○	○	○	○	○	0866-54-0971	○	○	○	
23	豊野小学校	豊野 170	440	○	○	○	○	○	○	0866-54-1029	○	○	○	
24	豊野公民館	豊野 1-1	150	—	○	—	—	○	—	0866-54-0194	○	○	○	河川付近
25	豊野保育園	豊野 66-1	30	○	○	○	△	△	△	0866-54-0006	○	×	×	

No	施設等名称	所在地	収容人員	指定緊急避難場所			指定避難所			電話番号	備考			
				洪水	土砂災害	地震	洪水	土砂災害	地震		B	W	S	特記事項
26	農業振興センター	豊野 17	210	○	○	○	○	○	○	0866-54-0900	○	×	○	
27	ロマン高原かよう総合会館	豊野 1-2	180	○	○	○	△	△	△	0866-54-1301	○	○	○	
28	下竹荘小学校	湯山 1014	190	○	—	○	○	—	○	0866-54-1510	○	○	○	
29	加賀中学校	湯山 1028	420	○	○	○	○	○	○	0866-54-1007	○	○	○	
30	下竹荘公民館	湯山 1002	170	—	○	○	—	○	○	0866-54-0970	○	○	○	河川付近
31	下竹荘保育園	田土 3109-3	30	○	—	○	△	△	△	0866-54-1546	×	×	×	
32	吉川小学校	吉川 892	330	○	○	○	○	○	○	0866-56-7302	×	×	×	
33	吉川公民館	吉川 3930-8	130	○	○	○	○	○	○	0866-56-7020	○	○	○	
34	吉川保育園	吉川 1134-1	40	○	○	○	△	△	△	0866-56-7301	×	×	×	
35	大和小学校	西 205	310	—	○	○	—	○	○	0866-55-5003	○	○	○	河川付近
36	大和公民館	西 278	180	—	○	○	—	○	○	0866-55-5974	○	○	○	河川付近
37	大和保育園	西 273-1	40	○	○	○	△	△	△	0866-55-5803	×	×	×	
38	北保育園	北 387-1	80	○	○	○	△	△	△	0866-55-5113	×	×	×	
39	吉備中央町老人福祉センターふれあい荘	北 1778-3	70	○	○	○	○	○	○	0866-55-9090	○	○	○	

※洪水 「○」 浸水想定区域外のもの、「—」 浸水想定区域内または河川付近のもの

※土砂災害 「○」 土砂災害警戒区域外のもの、「—」 土砂災害警戒区域内のもの

※地震 新耐震基準に基づき、「○」 耐震性があるもの、「—」 耐震性がじゅうぶんでないもの

※備考欄凡例 B：バリアフリーの有無 W S：障害者用トイレの有無 S：スロープの有無

■要配慮者利用施設等一覧

施設名等		所在地	連絡先	土砂災害警戒区域内	浸水想定区域内
社会福祉事業所	アグリネット加賀	田土 1053-5	0866-54-1800	○	
教育施設	にこにこふたばこども園	下加茂 1892	0867-34-1145		○
	下竹荘保育園	田土 3109-3	0866-54-1546	○	
	下竹荘小学校	湯山 1014	0866-54-1510	○	
	津賀幼稚園	上加茂 2281-1	0867-34-1481	○	
	津賀小学校	上加茂 2281-1	0867-34-1011	○	

【資料 6-2】災害救助法の適用基準

次の①～⑤の適用基準のいずれかに該当する場合は、災害救助法を適用する。

①町の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

市町村の人口	住家が滅失した世帯数
5,000 人未満	30 世帯
5,000 人以上 15,000 人未満	40 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上 50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上 100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上	150 世帯

② 県下の滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、町内の滅失世帯数が①に定める数の 2 分の 1 以上である場合

③ 県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、町の住家滅失世帯数が多数であるとき。

④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

【資料 6-3】災害救助法の内容（災害救助法施行細則（昭和 35 年 4 月 19 日、岡山県規則第 24 号））

（令和元年 12 月 1 日時点）

種別	救助範囲	救助期間	支出経費
(1) 避難所及び応急仮設住宅の供与	1 避難所 災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 避難所の設置は、学校、公民館等の既存の建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借り上げを実施し、これを供与することができる。	災害発生の日から7日以内	避難所の設置、維持及び管理に要する賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所の設置費等 1人1日当たり330円以内 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために通常の実費を加算することができる。
	2 急仮設住宅 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間の賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 建設型応急住宅の一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて知事が別に定めるところによる。 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、五十戸未満の場合においても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。 借上型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて建設型応急住宅に準ずるものとする。	建設型応急住宅は災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならないが、供与することができる期間は、完成の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第3項又は第4項の規定による期限までとする。 借上型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間の賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならないが、供与することができる期間は、建設型応急住宅と同様に期間とする。	建設型応急住宅の設置のために支出することができる費用は、設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。 建設型応急住宅の供与の終了に伴う当該建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該建設型応急住宅が供与された地域における実費とする。 借上型応急住宅の借り上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間の賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして地域の実情に応じた額とする。

種別		救助範囲	救助期間	支出経費		
(2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	1 炊き出しその他による食品の給与	次に掲げる者に給与する。 イ 避難所に避難している者 ロ 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事することができない者 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。	災害発生の日から7日以内とする。	主食、副食及び燃料等の経費 1人1日当たり1,160円以内 この場合、1日とは、3食をもって計算すること。		
	2 飲料水の供給	災害のため、現に飲料水を得ることができない者に供給する。	災害発生の日から7日以内	水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材の購入費とし、当該地域における通常の実費とする。		
(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において現物をもって行う。 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料	災害発生の日から10日以内に完了	(1) 住家の全壊(焼)・流失世帯		
				世帯別	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)
				1人世帯	18,800円以内	31,200円以内
				2人世帯	24,200円以内	40,400円以内
				3人世帯	35,800円以内	56,200円以内
				4人世帯	42,800円以内	65,700円以内
				5人世帯	54,200円以内	82,700円以内
				6人以上1人を増すごとに	7,900円以内	11,400円以内
				(2) 住家の半壊(焼)・床上浸水世帯		
				世帯別	夏季 (4月から9月まで)	冬季 (10月から3月まで)
				1人世帯	6,100円以内	10,000円以内
				2人世帯	8,300円以内	13,000円以内
				3人世帯	12,400円以内	18,400円以内
				4人世帯	15,100円以内	21,900円以内
				5人世帯	19,000円以内	27,600円以内
				6人以上1人を増すごとに	2,600円以内	3,600円以内
注 季別は、災害発生の日をもって決定する。						

種別		救助範囲	救助期間	支出経費
(4) 医療 及び 助産	1 医療	災害のため医療の途を失った者に対して応急的に措置する。 医療は、救護班により次の範囲内において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。 イ 診療 ロ 薬剤又は治療材料の支給 ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院又は診療所への収容 ホ 看護	災害発生の日から14日以内	救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 病院又は診療所による場合 国民健康保険診療報酬の額以内 施術者による場合 協定料金の額以内
	2 助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったものに対して次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給	分べんした日から7日以内	救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 助産師による場合 慣行料金の100分の80以内の額
(5) 被災者の救出		災害のため、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。	災害発生の日から3日以内	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。
(6) 被災した住宅 の応急修理		災害のため住家が半壊し、若しくは半壊し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して現物をもって行う。	災害発生の日から1月以内に完了	原材料費、労務費、輸送費及び修繕事務費等一切の経費を含み イ ロに掲げる世帯以外の世帯 1世帯当たり 595,000円以内 ロ 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり 300,000円以内

種別	救助範囲	救助期間	支出経費
(7) 学用品の給与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して給与する。 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。 イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品	(イ) 教科書 災害発生の日から1月以内に完了	小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費
		(ロ) 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内に完了	小学校児童 1人当たり4,500円以内 中学校生徒 1人当たり4,800円以内 高等学校等生徒 1人当たり5,200円以内
(8) 生業に必要な資金の貸与	住家が全焼し、全壊し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯で生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。	災害発生の日から1月以内に完了	生業を営むために必要な機械、器具及び資材等を購入するための費用として貸与できる金額 イ 生業費1件当たり30,000円以内 ロ 就職支度費1件当たり15,000円以内 貸与条件 イ 貸与期間 2年以内 ロ 利子 無利子
(9) 埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的处理程度のものを行う。 次の範囲内において、原則として、棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給する。 イ 棺（附属品を含む。） ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） ハ 骨つぼ及び骨箱	災害の発生の日から10日以内に完了	一体当たり 大人 215,000円以内 小人 172,000円以内
(10) 死体の搜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。	災害発生の日から10日以内に完了	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費

種別	救助範囲	救助期間	支出経費
(11) 死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する必要な処理（埋葬を除く。）を次の範囲内において行う。 1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 2 死体の一時保存 3 検案(原則として救護班によって行うこと。)	災害発生の日から10日以内に完了	1 体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり3,500円以内 2 死体の一時保存 1 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費 2 その他の場合 1体当たり5,400円以内 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。 3 検案 救護班によることができない場合は、当該地域における慣行料金の額以内
(12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去	居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者に対して行う。	災害発生の日から10日以内に完了	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費 市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が137,900円以内
(13) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる場合の輸送費及び賃金職員等雇上費を支給する。 イ 被災者の避難 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の搜索 ヘ 死体の処理 ト 救済物資の整理配分	当該救助の実施が認められる期間以内	当該地域における通常の実費

【資料 6-4】避難勧告・指示**災害対策基本法（抜粋）**

（市町村長の避難の指示等）

- 第 60 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第 1 項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第 1 項から第 3 項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第 6 項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

（警察官等の避難の指示）

- 第 61 条 前条第 1 項又は第 3 項の場合において、市町村長が同条第 1 項に規定する避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないとき、又は市町村長から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内での待避等の安全確保措置を指示することができる。
- 2 前条第 2 項の規定は、警察官又は海上保安官が前項の規定により避難のための立退きを指示する場合について準用する。
- 3 警察官又は海上保安官は、第 1 項の規定により避難のための立退き又は屋内での待避

等の安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 前条第4項及び第5項の規定は、前項の通知を受けた市町村長について準用する。

7 医療関係

【資料 7-1】医師会

名称	所在地	電話番号
岡山県医師会	岡山市北区駅元町 19-2	086-250-5111
高梁医師会	高梁市向町 4	0866-22-3801
御津医師会	岡山市北区津高 637-6	086-259-3812

【資料 7-2】町内病院

■病院・医院・診療所

名称	所在地	電話番号	診療科目
石井歯科医院	加賀郡吉備中央町 尾原 622	0867-35-0503	歯科
新山診療所	加賀郡吉備中央町 尾原 508	0867-35-9977	内科
木戸医院	加賀郡吉備中央町 上竹 584-3	0866-54-1221	内科、小児科
下加茂診療所	加賀郡吉備中央町 下加茂 1051-3	0867-34-1414	眼科、皮膚科
ひろおか歯科医院	加賀郡吉備中央町 下加茂 1051-14	0867-34-1441	歯科
加茂川診療所	加賀郡吉備中央町 下加茂 1103-8	0867-34-1661	内科
下土井クリニック	加賀郡吉備中央町 富永 1403-1	0867-35-0806	内科
大森歯科医院	加賀郡吉備中央町 豊野 85	0866-54-1100	歯科
吉備高原ルミエール病院	加賀郡吉備中央町 宮地 3336-15	0866-55-5331	内科、神経内科、消化器科、 歯科、リハビリテーション課
黒瀬歯科医院	加賀郡吉備中央町 湯山 1069-8	0866-54-0110	歯科
賀陽クリニック	加賀郡吉備中央町 湯山 1003-1	0866-54-1519	内科、小児科、整形外科、皮膚科
吉備高原医療リハビリテーションセンター	加賀郡吉備中央町 吉川 7511	0866-56-7141	内科、アレルギー課、整形外科、 歯科、リハビリテーション課、 泌尿器課、脳神経内科、皮膚科
塚本内科医院	加賀郡吉備中央町 円城 855	0867-34-0037	内科
豊岡クリニック	加賀郡吉備中央町 豊岡下 276-1	0867-35-1130	内科

【資料 7-3】 保存血液**■ 供給機関**

名称	電話番号	所在地	取扱製剤
岡山県赤十字血液センター	086-255-1211	岡山市北区 いずみ町 3-36	全血液製剤

■ 配送機関及び連絡所

名称	電話番号	所在地	取扱製剤
岡山県赤十字血液センター 事業部学術情報供給課	086-254-9699	岡山市北区 いずみ町 3-36	全血液製剤

【資料 7-4】地域災害医療センター

岡山県は、岡山赤十字病院を基幹災害医療センターとし、6つの地域災害医療センターを認定した。

1 基幹災害医療センター

岡山赤十字病院

2 地域災害医療センター

- 1) 岡山済生会総合病院（県南東部医療圏）
- 2) 国立病院機構岡山医療センター
- 3) 岡山大学病院
- 4) 岡山市立市民病院
- 5) 倉敷中央病院（県南西部医療圏）
- 6) 川崎医科大学附属病院（県南西部医療圏）
- 7) 大杉病院（高梁阿新医療圏）
- 8) 落合病院（真庭医療圏）
- 9) 津山中央病院（津山英田医療圏）

3 災害拠点病院の運営条件

24時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病等の受入れ及び搬出を行うことが可能な体制を有すること。（傷病者の受入拠点になり得るヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行えること。）

消防機関と連携した医療救護班の派遣体制があること。

ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣でき得ること。

4 附帯設備

- 1) 広域災害・救急医療情報システムの端末
- 2) 充実した救急医療センター
- 3) 航空法による非公共用ヘリポート
- 4) 災害時における患者の多数発生時（入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度）に対応可能なスペース及び簡易ベッド等

8 緊急輸送関係

【資料 8-1】緊急指定道路

■ 県指定緊急輸送道路（吉備中央町内）



区 分	凡 例
第 1 次	— 第1次緊急輸送道路
	● 第1次防災拠点（全箇所）
第 2 次	— 第2次緊急輸送道路
	● 第2次防災拠点（抜粋）
第 3 次	— 第3次緊急輸送道路
	● 第3次防災拠点（抜粋）

【資料 8-2】交通規制の表示



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地は白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【資料 8-3】緊急車両の標章



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

【資料 8-4】ヘリコプター離発着場

No.	名称	所在地	種別	土質	散水	影響度	最大機種	最大機数	照明
1	竹谷公園広場	吉備中央町 豊野 5186-1	特殊	草地	不要	無	B-412	2	無
2	竹荘ゲートボール場	吉備中央町 竹荘 544-1	緊急	真砂土	要	小	B-412	1	無
3	俵原池	吉備中央町 上竹 3510 地先	緊急	アスファルト	不要	無	BK117	1	無
4	吉備高原リハビリセンター	吉備中央町 吉川 7520	防災	真砂土	要	小	CH-47	2	防犯用
5	吉備高原カントリークラブ	吉備宮地 3289-1	特殊	芝生	不要	無	B-412	1	無
6	賀陽総合スポーツ公園	吉備中央町 上竹 5520-3	防災	真砂土	要	中	CH-47	2	無
7	大和山神社	吉備中央町 納地 127-5	防災	真砂土	不要	無	B-412	1	無
8	老人福祉センターふれあい荘 横広場	吉備中央町 北 1778-3 北隣	一般	真砂土	要	小	CH-47	1	無
10	荻原工業（株）賀陽工場	吉備中央町 西 152-8	一般	草地	不要	無	CH-47	5	無
11	東村運動場	吉備中央町 岨谷 183	防災	真砂土	要	中	CH-47	2	無
12	栗井谷ふれあい広場	吉備中央町 栗井谷 1045	緊急	アスファルト	不要	無	BK117	1	無
13	小森温泉コミュニティ広場	吉備中央町 小森 39	緊急	真砂土	要	小	BK117	1	無
14	高富小学校跡地	吉備中央町 高富 336	緊急	真砂土	要	中	BK117	1	無
17	大原池土手	吉備中央町 和田 788	特殊	草地	不要	無	B-412	1	無
18	井原コミュニティセンター	吉備中央町 井原 6-4	緊急	砂利	不要	無	BK117	1	無
19	加茂川総合スポーツ公園	吉備中央町 上田東 2360-15 他	防災	真砂土	要	小	CH-47	2	防犯用
20	長田地区農村公園	吉備中央町 富永 1408	緊急	草地	不要	無	BK117	1	無
21	岩倉公園駐車場	吉備中央町 上田西 2047-7	緊急	アスファルト	不要	無	B-412	1	無
24	美原運動公園	吉備中央町 美原 1515-2	防災	真砂土	要	小	B-412	1	無
25	ストックファーム広場	吉備中央町 上田西 1506-147	特殊	草地	不要	無	B-412	1	無
26	下加茂プレーパーク	吉備中央町 下加茂	一般	アスファルト	不要	無	B-412	1	無
27	津賀小学校	吉備中央町 上加茂 2281-1	防災	真砂土	要	中	B-412	1	行事用
28	吉備中央出張所	吉備中央町 竹部 2125-1 他	一般	砂利	不要	無	CH-47	4	無
30	豊岡川水質浄化施設	吉備中央町 小森 1268-1 西隣	緊急	アスファルト	不要	無	BK117	1	無
31	大古屋ヘリポート	吉備中央町 岨谷 3622-14	一般	アスファルト	不要	無	CH-47	2	無

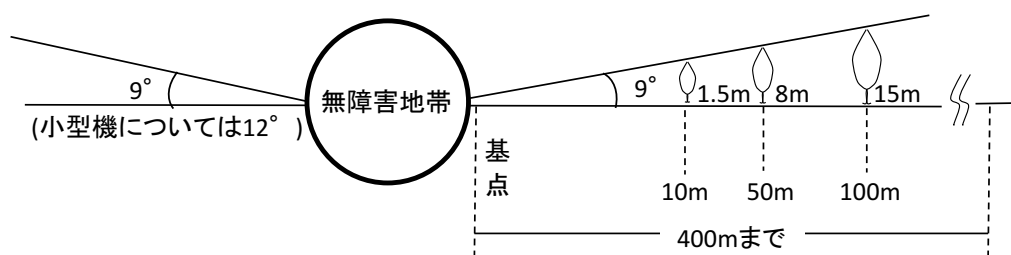
※影響度：散水をしなかった場合、周囲又はヘリに与える影響の度合い

機体の大きさ：CH-47＞B-412＞BK117

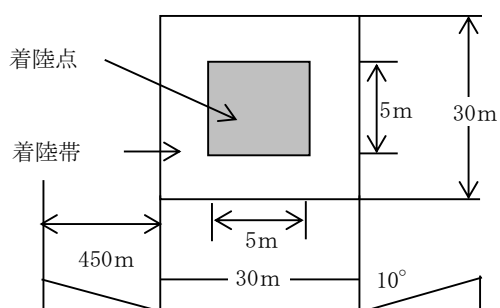
最大機数：防災機（B-412、BK117）が駐機できる概ねの数

R1. 10. 1 改正

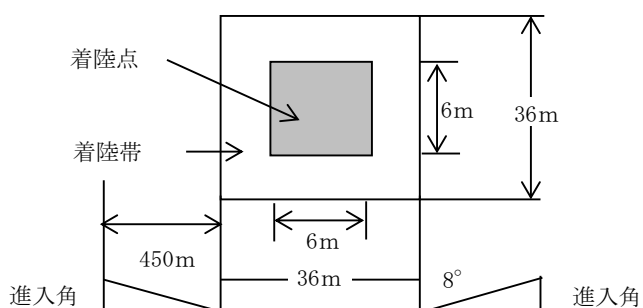
【資料 8-5】ヘリコプター離着陸地点及び無障害地帯の基準



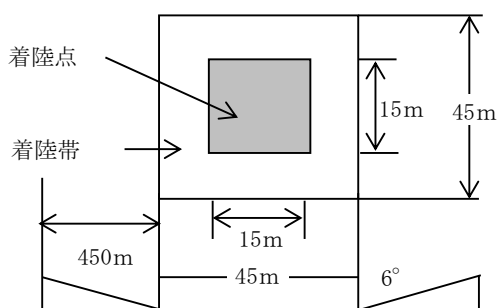
(a) 小型機 (OH-6 : 観測用) の場合



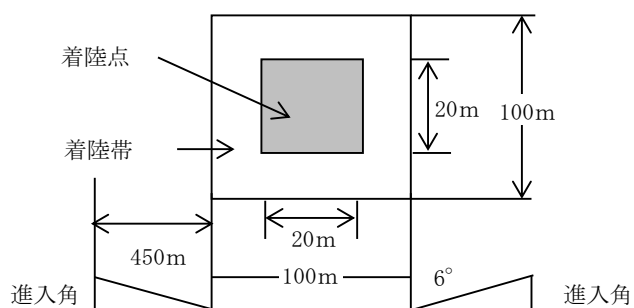
(b) 中型機 (UH-1 : 多用途) の場合



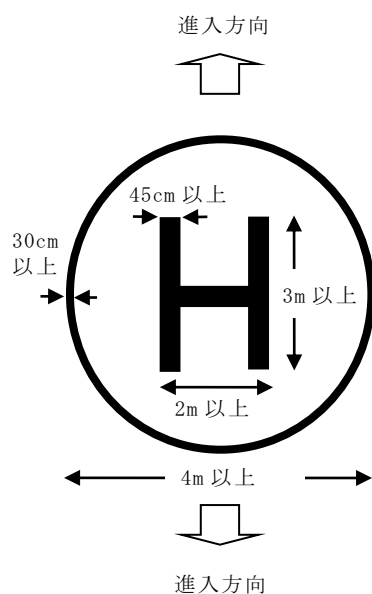
(c) 大型機 (V-107 : 輸送用) の場合



(d) 大型機 (CH-47 : 輸送用) の場合



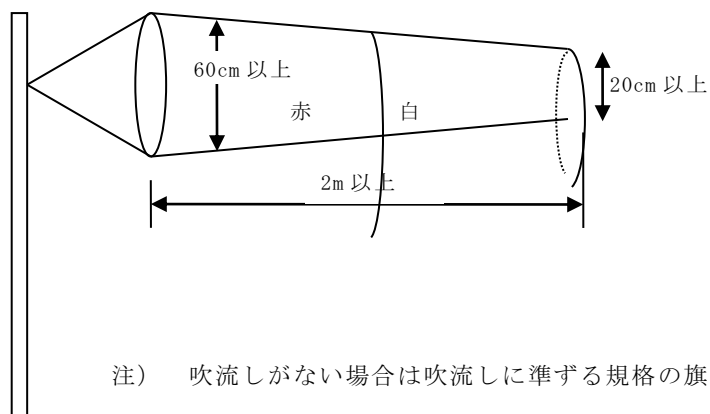
【資料 8-6】ヘリポートH記号の基準



石灰で標示

積雪時は墨汁、絵具等で明瞭に標示

【資料 8-7】ヘリポート吹き流しの基準



○生地は繊維

○型は円形帯

注) 吹流しがない場合は吹流しに準ずる規格の旗を掲揚する。

9 保健衛生・廃棄物処理関係

【資料 9-1】県が設置する保健所

保健所名	所在地	電話番号
備前保健所	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17	086-272-3901
東備支所	〒709-0492 和気郡和気町和気487-2	0869-92-5180
備中保健所	〒710-8530 倉敷市羽島1083	086-434-7020
井笠支所	〒714-8502 笠岡市六番町2-5	0865-69-1675
備北保健所	〒716-8585 高梁市落合町近似286-1	0866-21-2836
新見支所	〒718-8550 新見市高尾2400	0867-72-5691
真庭保健所	〒717-8501 真庭市勝山591	0867-44-2990
美作保健所	〒708-0051 津山市椿高下114	0868-23-0114
勝英支所	〒707-8585 美作市入田291-2	0868-73-4054

【資料 9-2】保健所防疫班の編成

編成上の基本要員			
環境衛生監視員	食品衛生監視員	防疫担当員	補助員

【資料 9-3】感染症指定医療機関

(1) 第一種感染症指定医療機関

医療機関	病床数
岡山大学病院	2

(2) 第二種感染症指定医療機関

二次医療圏	医療機関	病床数
県南東部	岡山市立市民病院	6
県南西部	倉敷中央病院	10
高梁、新見		
真庭	津山中央病院	8
津山、英田		

【資料 9-4】防疫用資機材等

区分	防疫実施上必要な資機材 町において備えるべき資器材
機械器具	噴霧器 カメラ 無線機
防疫用資材	作業服 作業帽 手袋 ゴム手袋 ゴム長靴 マスク ゴーグル 防護服 帽子 シューカバー 腕章 地図 フィルム メガホン リュックサック カップ 懐中電灯 水とう ビニール袋 ポリタンク 毛布 ポリバケツ
防疫用消毒薬品	石灰 クレゾール クロールカルキ

【資料 9-5】廃棄物処理施設

名称	所在地	電話番号
高梁地域事務組合	高梁市段町 748	0866-22-4651

【資料 9-6】し尿処理施設

名称	所在地	電話番号
高梁地域事務組合	高梁市段町 748	0866-22-4651
旭川中部衛生施設組合	岡山市北区御津鹿瀬 650	0867-24-1503

【資料 9-7】緊急物資等備蓄状況

令和 2 年 4 月 1 日現在

	備 蓄 量									備考
	長期保存水 (本)	アルファ米 (食)	毛布 (枚)	簡易トイレ (人分)	救急用品 (セット)	ランタン (個)	手回しラジオ (個)	お茶 (本)	カップ麺 (食)	
賀陽庁舎	500	1,028	368	117	0	0	0	197	71	
農村環境改善センター	60	60	20	20	1	2	1	0	0	
総合福祉センター	60	60	30	20	1	2	1	0	0	
井原コミュニティーセンター	60	60	20	20	1	2	1	0	0	
上竹荘公民館	60	60	20	20	1	2	1	0	0	
納地公民館	60	60	20	20	1	2	1	0	0	
豊野公民館	60	60	20	20	1	2	1	0	0	
下竹荘公民館	60	60	20	40	1	2	1	0	0	
吉川公民館	60	60	20	20	1	2	1	0	0	
大和公民館	60	60	20	20	1	2	1	0	0	
計	1,040	1,568	558	317	9	18	9	197	71	

10 遺体の処理関係

【資料 10-1】火葬場

名称	所在地	電話
吉備中央町火葬場	吉備中央町下加茂 1220	0867-34-0899

11 防災意識の普及関係

【資料 11-1】各種の予防運動実施時期

予防運動	実施時期
防災とボランティア週間	1 月 15 日～21 日
防災とボランティアの日	1 月 17 日
春季全国火災予防運動期間	3 月 1 日～7 日
建築物防災週間	3 月 1 日～7 日、8 月 30 日～9 月 5 日
山火事予防運動月間	3 月 1 日～31 日
水防月間	5 月 1 日～31 日
山地災害防止キャンペーン	5 月 20 日～6 月 30 日
がけ崩れ防災週間	6 月 1 日～7 日
土砂災害防止月間	6 月 1 日～30 日
危険物安全週間	6 月第 2 週
火薬類危害予防週間	6 月 10 日～16 日
道路防災週間	8 月 25 日～31 日
防災週間	8 月 30 日～9 月 5 日
防災の日	9 月 1 日
救急の日	9 月 9 日
救急医療週間	9 月 9 日を含む 1 週間
国際防災の日	10 月の第 2 水曜日
高圧ガス危害予防週間	10 月 23 日～29 日
津波防災の日	11 月 5 日
秋季全国火災予防運動期間	11 月 9 日～15 日
雪崩防災週間	12 月 1 日～7 日

12 被災者支援・復旧・復興関係

【資料 12-1】吉備中央町災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 16 年 10 月 1 日

条例第 104 号

改正 令和元年 9 月 27 日条例第 28 号

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 災害弔慰金の支給（第 3 条―第 8 条）

第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条―第 11 条）

第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 12 条―第 15 条）

第 5 章 補則（第 16 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（２） 町民 災害により被害を受けた当時、吉備中央町に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 町は、町民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

（１） 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

（２） 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 第1項に掲げる遺族がいない場合で、死亡した者と生計を一にしていた兄弟姉妹がいるときは、その者に対して災害弔慰金を支給するものとする。
- 5 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下

「障害者」という。) に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 250 万円とし、その他の場合にあっては 125 万円とする。

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 町は、令第 3 条に掲げる災害により法第 10 条第 1 項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150 万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250 万円

ウ 住居が半壊した場合 270 万円

エ 住居が全壊した場合 350 万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150 万円

イ 住居が半壊した場合 170 万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250 万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350 万円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年（令第 7 条第 2 項括弧書きの場合は、5 年）とする。

(利率)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の加茂川町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成6年加茂川町条例第19号）又は災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年賀陽町条例第34号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和元年9月27日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

【資料 12-2】吉備中央町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成16年10月 1 日

規則第57号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第6条―第17条）

第5章 補則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、吉備中央町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年吉備中央町条例第104号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項を調査の上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日

（2） 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況

（3） 死亡者の遺族に関する事項

（4） 支給の制限に関する事項

（5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 町長は、吉備中央町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、吉備中央町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（1） 障害者の氏名、性別及び生年月日

（2） 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況

（3） 障害の種類及び程度に関する事項

（4） 支給の制限に関する事項

（5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第5条 町長は、本町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった町民に対

し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第 6 条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第 2 号。以下「借入申込書」という。）を町長に提出しなければならない。

- （1） 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- （2） 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- （3） 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- （4） 保証人となるべき者に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1） 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- （2） 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

- 3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第 7 条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第 8 条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第 3 号。以下「貸付決定通知書」という。）を借入申込者に交付するものとする。

- 2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第 4 号）を借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第 5 号。以下「借用書」という。）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて、町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第 10 条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第 11 条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第 6 号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第 7 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第 8 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書（様式第 9 号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第 10 号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除をした期間及び金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第 11 号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第 12 号）を当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第 13 号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて、貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第 14 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第 15 号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第 16 条 町長は、償還金を納付期限までに納付しない者があるときは、督促状を発行する

ものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を記載した氏名等変更届（様式第 16 号）を町長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

（その他）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けの手続に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の加茂川町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する規則（平成 6 年加茂川町規則第 26 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

13 協定関係

【資料 13-1】岡山県下消防相互応援協定

(平成 20 年 3 月 31 日締結、同年 4 月 1 日施行)

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条の規定により、岡山県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第 2 条 この協定の実施区域は、岡山県の全域とする。

(対象とする災害)

第 3 条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第 1 条に規定する災害で、消防、救急及び救助業務に関して応援活動を必要とするものをいう。

(県への通報等)

第 4 条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

第 5 条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、発災市町村等の長が協定を締結している他の市町村等の長に行うものとする。

- (1) その災害が他の市町村等に拡大又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) その災害が発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要と認める場合
- (4) 他の市町村等との境界付近において発生した災害において、当該境界に接する他の市町村等の消防機関の応援を必要と認める場合

2 前項の応援要請は、原則として、隣接市町村等に対して行い、災害の規模等により順次近隣の市町村等に対して行うものとする。ただし、災害の規模等により特に必要があるときは、この限りでない。

3 第 4 条に規定する県に対する通報及び第 1 項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議の上、行うものとする。

4 発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊の派遣について必要な協議を行うものとする。

5 応援要請（第 1 項第 4 号の場合を除く。）を行った市町村等の長は、その旨を県に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第 6 条 前条第 1 項の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」とい

う。)の長は、当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合を除き応援するものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、応援隊の編成等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長及び県に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第7条 発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた市町村等の長は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長(同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣している場合は、消防本部・署の応援隊の長とする。)を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。

2 発災市町村等の長は、災害の概要を災害防御活動終了後速やかに応援市町村等の長に通報するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 発災市町村等が負担する経費

ア 宿泊費、食料費及び車両、機械器具の燃料費(現地調達分)

イ 化学消火に要した薬剤費

ウ 応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費(自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の適用のある部分を除く。)。ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は、応援市町村等の負担とする。

エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

オ 応援活動によって死傷した隊員に係る賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定めた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則(昭和28年4月24日付け国家消防本部長通達)に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額は応援市町村等が負担するものとする。

カ 第7条の規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

(2) 応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊の旅費及び出動手当

イ 車両、機械器具の燃料費(現地調達分を除く。)及び応援活動中における故障又は小破損の修理費

ウ 応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償

エ 応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償

- 2 前項以外の経費又は同項の定めにより難い場合の経費については、発災市町村等と応援市町村等との協議により定めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に特別の定めのあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成20年4月1日から効力を生ずる。

- 2 平成2年3月15日付けで締結した「岡山下消防相互応援協定」は平成20年3月31日をもって廃止する。

平成20年3月31日

記名 [略]

岡山県下消防相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、岡山県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）第11条の規定により協定を締結した市町村等（以下「協定市町村等」という。）間の消防相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の特例)

第2条 他の市町村等で発生した災害で、発災市町村等が覚知する前に覚知し、災害内容から判断して応援の必要があると認めた場合には、応援要請がなくても応援隊を派遣することができるものとする。

2 前項に規定する応援及び他の市町村等で発生した災害を、管轄区域の災害と判断して出動した場合は、この協定に基づく応援要請による応援とみなす。

3 前2項の規定により出動した場合は、災害発生場所、応援出動状況等を直ちに発災市町村等に通報するものとする。

(応援要請等)

第3条 協定第4条の規定による県への通報は、別記様式第1号により行うものとする。

2 協定第5条の規定による応援要請は、別記様式第2号により行うものとする。

3 協定第6条第2項に規定する応援隊を派遣する場合の通報は、別記様式第3号により行うものとする。

(応援隊の編成の標準)

第4条 応援隊の編成の標準は次のとおりとし、標準によらない場合及びここに定めのないものについては、応援要請の際に車両種別及び必要な装備等を連絡するものとする。

- (1) 指揮隊 指揮車1台、隊員4名
- (2) 消火隊 消防ポンプ自動車1台、隊員5名
- (3) 救助隊 救助工作車1台、隊員5名
- (4) 救急隊 救急自動車1台、隊員3名

(誘導及び資機材の貸与)

第5条 発災市町村等の消防長は、前条に規定する応援隊の効率的な活動に資するため、当該市町村等の消防職員又は消防団員をして現場への誘導及び担当任務等の指定を行わせるとともに、応援活動上必要な資機材を貸与するものとする。

(消防用資機材等の調達手配)

第6条 協定第7条に規定する消防用資機材等の調達手配は、消防用資機材等を製造し、又は販売する業者から調達する場合で、当該業者の主たる事業所等が当該市町村等内にある場合に行うものとする。

(応援隊の報告)

第7条 協定第9条第1項に規定する報告は、現場報告及び書類報告に区分し、それぞれ次により行うものとする。

(1) 現場報告は、現場において次の事項について行うものとする。

ア 応援隊の活動概要

イ 応援隊が使用した化学消火剤等の資機材の使用数量及び機械器具の損傷の有無

ウ 応援隊が発災市町村等から支給を受けた食料及び補給を受けた燃料等の数量

(2) 書類報告は、別記様式第4号により行うものとする。

2 前項の報告は、原則として応援市町村等ごとに一括して行うものとする。

(資機材の使用)

第8条 応援隊が協定第10条の規定により発災市町村等が経費を負担する化学消火剤等の資機材等を使用する場合で、発災市町村等の消防長等の了解を求めるいとまのない場合は、使用後速やかに発災市町村等の消防長に報告するものとする。

(連絡会議)

第9条 協定市町村等は、協定の適切な運用を図るため、必要の都度、連絡会議を開催するものとする。

2 前項の連絡会議は、協定市町村等と県が連携して運営するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 市町村等が、他の市町村等との間において締結しているこの協定以外の相互応援協定がこの協定と競合する場合は、必要に応じて、当該市町村等間においてあらかじめ協議しておくものとする。

(実施細目の改定)

第11条 この実施細目を改定する場合は、協定市町村等の消防長及び消防団長が協議の上定めるものとする。

附 則

1 この実施細目は、平成20年4月1日から効力を生ずる。

2 平成2年3月15日付けで締結した岡山県下消防相互応援協定に基づく覚書は、平成20年3月31日をもって廃止する。

【資料 13-2】航空消防応援実施細目

(趣旨)

第1条 平成20年3月31日付けで締結した岡山県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の所有する回転翼航空機（以下「消防ヘリコプター」という。）を用いた消防相互応援（以下「航空消防応援」という。）については、この実施細目の定めるところによる。

(航空消防応援の要請対象)

第2条 航空消防応援の対象とする災害は、協定第3条に規定する災害のうち、消防ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地震、風水害、津波、土砂崩れ及びその他大規模な自然災害
- (2) 中高層建物火災、大規模建物火災、林野火災、コンビナート火災、船舶・航空機・危険物・車両火災及び特殊火災
- (3) 水難、山岳遭難、航空機・列車事故及び高速道路上の事故等で捜索・救急・救助活動を要する事故
- (4) 緊急に重篤傷病者を搬送しなければならない救急事案及び緊急医療を行うため、救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる救急事案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(航空消防応援の種別)

第3条 航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、警戒、指揮支援、火災調査等のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助出動 人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動(これに付随した救急搬送活動を含む。)
- (4) 救急出動 重篤傷病者等の搬送及び緊急医療を行うため、救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる場合の出動
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空消防応援の出動限定条件)

第4条 航空消防応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出動時間帯は、原則として日出から日没までとする。
- (2) 気象状態は、災害の発生場所において雲高（地表面から雲までの高さをいう。）300メートル以上、視程5,000メートル以上、風速毎秒17メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこととする。

(航空消防応援の要請手続)

第5条 航空消防応援の要請は、航空消防応援を要請する市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、岡山県知事（以下「県知事」という。）を経由して、航空消防応援を行う市町村（以下「応援市町村等」という。）の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 必要とする応援の具体的内容

- (2) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (3) 現場付近で活動中の他機関の航空機及び回転翼航空機の活動状況
- (4) その他必要な事項

2 緊急を要する航空消防応援の要請は、前項の規定にかかわらず、直接応援市町村等の長に行うことができるものとする。この場合、事後、速やかに応援要請内容について県知事に報告するものとする。

3 応援市町村等の連絡先は、別表1のとおりとする。

4 航空消防応援の要請は、航空消防応援要請連絡表（別表様式1）に基づきファクシミリ、電話等により行うものとする。

（航空消防応援の中断）

第6条 応援市町村等の長は、消防ヘリコプターを復帰させるべき特別な事態が生じたときは、発災市町村等の長と協議の上、航空消防応援を中断することができる。

（応援出動した消防ヘリコプターに対する指揮等）

第7条 航空消防応援のため出動した消防ヘリコプターに対する指揮は、発災市町村等の消防機関の長又は消防機関の長が指定した現場最高責任者（以下「消防機関の長等」という。）が消防ヘリコプターに搭乗している応援市町村等の指揮者（以下「応援隊長」という。）を通じて行うものとする。

2 応援隊長は、発災市町村等の消防機関の長等による指揮の内容が、ヘリコプターの運航に重大な支障を来すと認めたときは、その旨を発災市町村等の消防機関の長等に通告することができる。

3 応援隊長は活動に当たって消防機関の長等と緊密な連絡を行うものとする。

4 前項の連絡を無線を通じて行う場合は第1に県内共通波（153.53MHz）、第2に全国波（148.75MHz、150.73MHz、154.15MHz）、第3に各市町村波（別表2）によるものとし、無線の運用統制については発災市町村等の統制に従うものとする。

（事前計画）

第8条 発災市町村等の長は、航空消防応援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ応援市町村等の長に提出しておくものとする。その内容等に変更があった場合についても同様とする。

2 前項に規定する事前計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消防ヘリコプターの活動拠点として最適な飛行場外離発着場の位置図等
- (2) 消防ヘリコプターと消防機関等との通信連絡方法
- (3) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
- (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (5) その他必要と認める事項

（応援市町村等の情報提供）

第9条 応援市町村等の長は、消防ヘリコプターを新規に所有し、若しくは更新したとき又はその性能等に変更があったときは、その情報を発災市町村等の長へ提供するものとする。

（消防ヘリコプターの事故発生時の報告）

第10条 発災市町村等の長は、航空消防応援のために出動した消防ヘリコプターに次の各

号に掲げる事故が発生したときは、速やかにその旨を応援市町村等の長に報告するものとする。

- (1) 死傷者が発生した事故
- (2) 消防ヘリコプターの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

附 則

この実施細目は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成 10 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成 12 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

応援市町村等の連絡先

市町村等名	連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
岡 山 県	総務部消防保安課	岡山市北区 内山下二丁目 4 番 6 号	電 話 (086) 226-7295 F A X (086) 225-4659
岡 山 県	消防局消防情報 通信センター	岡山市北区 鹿田町一丁目 1 番 1 号	電 話 (086) 234-9978 F A X (086) 231-2011

要請連絡後の打合せ先

市町村等名	連 絡 先	所 在 地	電 話 番 号
岡 山 市	消防局航空隊	岡山市南区 浦安南町639の 1	電 話 (086) 261-0119 F A X (086) 261-1190

別表 2

県下消防本部無線周波数一覧表

消 防 本 部 名	市町村波 (MH Z)
岡山市消防局	151. 71 151. 63
倉敷市消防局	151. 55 153. 85
津山圏域消防組合消防本部	153. 59
玉野市消防本部	151. 31
笠岡地区消防組合消防本部	151. 21
井原地区消防組合消防本部	151. 59
総社市消防本部	151. 75
高梁市消防本部	149. 13
新見市消防本部	152. 09
東備消防組合消防本部	146. 32
真庭市消防本部	152. 07
美作市消防本部	151. 57
赤磐市消防本部	150. 45
瀬戸内市消防本部	153. 51

【資料 13-3】緊急消防援助隊岡山県大隊応援等実施計画

平成 29 年 8 月 4 日消第 607 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 35 条の規定に基づき、岡山県大隊、岡山県統合機動部隊、岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊（以下「岡山県大隊等」という。）の応援等について必要な事項を定め、岡山県大隊等が迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この計画において使用する緊急消防援助隊に係る用語の定義は、別表第 1 のとおりとする。

第 2 章 岡山県大隊等の編成

(県内ブロック)

第 3 岡山県大隊等の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、各消防本部を別表第 2 のとおりブロック分けするものとする。

2 各ブロックに幹事消防本部を置き、ブロック内の次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 出動に係る連絡及び調整
- (2) 後方支援活動に係る連絡及び調整
- (3) その他必要な事項

(連絡体制等)

第 4 応援等出動に係る連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援等出動時における各市町村（各消防本部）及び関係機関の連絡先は、別表第 3 のとおりとする。
- (2) 県内の消防機関間の連絡体制は、代表消防機関は幹事消防本部に対して連絡し、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡することを基本とする。
- (3) 連絡方法は、原則として N T T 回線又は岡山県防災行政無線の電話若しくは F A X（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとし、必要に応じて消防防災無線、県内主運用波及び地域衛星通信ネットワーク等を活用するものとする。

(岡山県大隊等の編成)

第 5 岡山県の登録隊は、別表第 4 のとおりとする。

2 岡山県大隊の編成は、緊急消防援助隊に登録された小隊から、被災地において行う応援等に必要な小隊を別表第 5 に基づき選定するものとする。

3 大隊は岡山県単位とし、「岡山県大隊」と呼称するものとする。なお、岡山県大隊長は、代表消防機関の岡山市消防局の職員をもって充てるものとし、代表消防機関が出動できない場合は、代表消防機関代行の倉敷市消防局又は津山圏域消防組合消防本部の職員をもって充てるものとする。

4 岡山県大隊に、消火、救助、救急等の任務単位毎に中隊を設けることとし、各中隊を

「消火中隊等」と呼称するものとする。なお、中隊長は、岡山県大隊長が指定するものとする。

- 5 各中隊に、各車両又は付加された任務単位毎に小隊を設けることとし、各小隊は各消防本部の呼び出し名称により「〇〇小隊」と呼称するものとする。
- 6 集結場所への集結から現地到着までの活動において、代表消防機関の決定により、岡山県大隊はブロック別に活動することができるものとする。この場合、ブロック単位でブロック中隊を編成し、「〇〇ブロック中隊」と呼称するものとし、ブロック中隊長は幹事消防本部の職員の内から岡山県大隊長が指定するものとする。
- 7 後方支援中隊の編成は、別表第 6 のとおりとし、岡山県大隊単位で後方支援中隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。ただし、前項により岡山県大隊がブロック別に活動する場合においては、原則として集結場所への集結から現地到着までの活動をブロック単位で行うものとする。なお、後方支援中隊長は、代表消防機関の職員（代表消防機関が出勤できない場合は、代表消防機関代行の職員）の内から岡山県大隊長が指定するものとする。
- 8 統合機動部隊は、別表第 10 のとおり編成し、「岡山県統合機動部隊」と呼称するものとする。なお、岡山県統合機動部隊長は、代表消防機関の岡山市消防局の職員をもって充てるものとする。
- 9 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、別表第 11 のとおり編成し、「岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称するものとする。なお、岡山県エネルギー・産業基盤即応部隊長は、消防庁長官の定めに基づき、倉敷市消防局の職員をもって充てるものとする。

（指揮体制等）

第 6 岡山県大隊の指揮体制は、別紙第 1 のとおりとする。

- 2 受援都道府県内での連絡体制は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成 16 年消防震第 19 号。以下「運用要綱」という。）別記様式 1 のとおりとする。
- 3 岡山県大隊長は、岡山県大隊を統括し、被災地において指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、岡山県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 4 岡山県統合機動部隊長は、岡山県大隊長が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 岡山県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮車の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 中隊長は、岡山県大隊長の管理の下に小隊の活動を管理するものとする。
- 7 小隊長は、中隊長の管理の下に隊員の活動を管理するものとする。
- 8 ブロック中隊長は、ブロック別に活動する場合において、岡山県大隊長の管理の下にブロック中隊の活動を管理するものとする。

（出勤基準及び集結場所等）

第 7 岡山県大隊の出勤基準、第一次出勤都道府県及び出勤準備都道府県並びに集結場所

は、別表第 12 のとおりとする。

第 3 章 岡山県大隊等の出動

(出動準備及び出動可能隊数の報告)

第 8 各消防本部は、岡山県大隊が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊となる都道府県において震度 6 弱（政令市等については 5 強）以上の地震災害が発生した場合、大津波警報が発表された場合又は噴火警報（居住地域）が発表された場合は、要請要綱別表 A-1 及び別表 A-2 に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、各消防本部は、直ちに岡山県及び幹事消防本部に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数（暫定）の報告を行うものとし、岡山県は、消防庁からの出動可能隊数の報告の求めを待つことなく、これらを取りまとめ、直ちに消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数（暫定）の報告を行うものとする。

2 岡山県は、消防庁から要請要綱別記様式 2-1 により出動準備を求められた場合は、各消防本部に対して出動準備を求めるものとする。この場合において、各消防本部は出動準備を行うとともに、速やかに岡山県及び幹事消防本部に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数（暫定）の報告を行うものとし、岡山県は、これらを取りまとめ、速やかに消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動可能隊数（暫定）の報告を行うものとする。

3 前 2 項の規定により各消防本部から報告を受けた幹事消防本部は、代表消防機関にブロック内の出動可能隊数（暫定）を報告するものとする。

4 前項の規定により各幹事消防本部から報告を受けた代表消防機関は、各幹事消防本部と出動隊数の調整を行うものとし、代表消防機関からブロック内の調整依頼を受けた幹事消防本部は、ブロック内の消防本部と出動隊数の調整を行い、その結果を代表消防機関に報告するものとする。出動隊数の調整後、代表消防機関はその結果を岡山県大隊の出動可能隊数（調整後）として岡山県に通知するものとする。この通知を受けた岡山県は、消防庁に対して改めて出動可能隊数（調整後）の報告を行うものとする。

5 岡山県は、消防庁から出動準備の求めがない場合であっても、災害規模等に照らし必要と認めた場合は、出動可能隊数を調査し消防庁に報告するものとする。

6 第 1 項から前項までの出動可能隊数の報告の手順は、別紙第 2 のとおりである。

(岡山県大隊等の出動)

第 9 岡山県知事は、消防庁長官から要請要綱別記様式 3-1 により出動の求め又は指示を受けた場合は、別表第 5～10 に基づき、出動する小隊等を代表消防機関と調整し、各市町村長（各消防本部）に対して出動の求め又は指示を行うものとする。なお、伝達の手順は、代表消防機関から幹事消防本部を経由し、各消防本部に行うものとする。

2 各消防本部は、前項の規定に基づく出動の求め又は指示を受けた場合は、速やかに各小隊を出動させるとともに、岡山県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動隊数を報告するものとする。

3 岡山県は、各消防本部の報告を取りまとめ、消防庁に対して要請要綱別記様式 2-2 により出動隊数を報告するものとする。

4 代表消防機関は、岡山県大隊等の集結場所及び集結時間を決定し、岡山県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡す

るものとする。

- 5 代表消防機関は、災害の状況及び編成される岡山県大隊の規模を勘案し、「集結場所への集結」から「進出拠点又は応援先市町村への進出」までの活動をブロック別に行うことが適当と判断するときは、岡山県大隊のブロック別活動の実施を決定することができるものとする。この場合、前項に代えて、代表消防機関は、幹事消防本部に対して岡山県大隊のブロック別活動の実施を連絡するものとし、幹事消防本部は、ブロック中隊の集結場所及び集結時間を決定し、岡山県、代表消防機関及びブロック内消防本部に対して連絡するものとする。
- 6 各小隊を出動させる各消防本部は、原則として 72 時間活動可能な食糧、飲料水及び後方支援資機材を出動する小隊に携行させるものとする。
- 7 岡山県大隊長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、出動の求め又は指示を受けた場合は、概ね 1 時間以内に岡山県統合機動部隊を出動させるとともに、後続する岡山県大隊の円滑な活動に資するため、次に掲げる任務を指示し、岡山県大隊及び後方支援本部に対して報告させるものとする。
 - (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集及び提供に関すること。
 - (2) 被災状況、活動場所、任務、必要な隊規模等の情報の収集及び提供に関すること。
 - (3) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
 - (4) 被災地における通信の確保に関すること。
 - (5) 初期消火、救助及び救急活動に関すること。
 - (6) 航空消防活動の支援に関すること。
 - (7) 宿営場所の設営に関すること。
- 8 各小隊を出動させる消防本部は、次に掲げる事項について決定後速やかに岡山県、代表消防機関及び幹事消防本部に対し、報告するものとする。
 - (1) 現場指揮者の階級、職、氏名及び連絡先（携帯番号）
 - (2) 出動隊数、車両、資機材及び車両の呼出名称
 - (3) 集結場所到着予定時刻
 - (4) その他必要な事項(迅速出動)

第 10 迅速出動に係る岡山県大隊の編成は、別表第 13 のとおりとする。

- 2 迅速出動に該当する事案が発生した場合、岡山県は、速やかに消防庁等から情報収集を行うとともに、各消防本部との情報共有に努めるものとする。
- 3 迅速出動に該当する事案が発生した場合、各消防本部は速やかに出動準備を行うとともに、出動可能隊数を取りまとめ、岡山県及び幹事消防本部に対して報告するものとする。なお、報告の手順は、第 8 の定めに倣うものとし、既に出動した場合は、出動隊数を報告するものとする。
- 4 迅速出動区分Ⅰに該当する事案が発生した場合、前項に定めるもののほか、各消防本部は次のとおり対応するものとする。
 - (1) 岡山県統合機動部隊は、岡山県大隊長の指示を受け、概ね 1 時間以内に出動するものとする。

(2) 第一次編成陸上隊は、岡山県統合機動部隊の出動に引き続き、直ちに出動するものとする。

(3) 第二次編成陸上隊は、第一次編成陸上隊の出動に引き続き、出動するものとする。

(4) 代表消防機関は、第一次編成陸上隊及び第二次編成陸上隊の集結場所及び集結時間を決定し、岡山県及び幹事消防本部に対して連絡するものとし、幹事消防本部はブロック内消防本部に対して連絡するものとする。

5 迅速出動区分Ⅱに該当する事案が発生した場合、第3項に定めるもののほか、岡山県統合機動部隊は、岡山県大隊長の指示を受け、概ね1時間以内に出動するものとする。

6 第4項及び第5項の場合において、後方支援本部は、指揮支援隊、岡山県大隊、統合機動部隊及び航空小隊が出動する前に消防庁に対して、電話により連絡するものとする。

(緊急消防援助隊の車両表示)

第11 緊急消防援助隊として出動する車両は、緊急消防援助隊として出動している旨の車両表示を車両の見やすい箇所に掲出するものとする。

(集結場所への集結完了)

第12 岡山県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長又はブロック中隊長(以下「岡山県大隊長等」という。)は、集結完了時刻及び集結場所出発時刻を後方支援本部に対して報告するものとする。

2 後方支援本部は、前項の内容について消防庁及び岡山県に対して報告するものとする。

3 集結場所に集結した各小隊は携行した後方支援資機材等を後方支援小隊に集約し、後方支援資機材等の被災地への搬送は、後方支援小隊が岡山県大隊(又はブロック中隊)単位で行うものとする。

(進出拠点への進出)

第13 岡山県大隊長等は進出拠点に応じた出動ルートを決し、消防庁、消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)及び後方支援本部に対して報告するものとする。

2 被害状況等により出動途上に進出拠点及び出動ルートを変更する場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

3 岡山県大隊長等は、関係機関と連携して情報収集に努めるとともに、次に掲げる事項について各小隊に周知し、進出拠点へ進出するものとする。

(1) 被災地の被害概要

(2) 岡山県大隊等の活動地域及び任務

(3) 岡山県大隊等の進出拠点及び出動ルート

(4) その他必要な事項

(高速自動車国道等の通行)

第14 高速自動車国道等の通行については、次に掲げるとおり行うものとする。

(1) 被災地への出動途上等での緊急走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動中である旨を申し出るものとする。

(2) 被災地からの帰署(所)途上等の通常走行の場合は、料金収受員に対して緊急消防援助隊として出動途上又は帰署(所)途上である旨を申し出るとともに、車両ごとに別紙第3に必要事項を記入し提出するものとする。なお、緊急やむを得ず当該証

明書を持参することができない場合は、所属消防本部名及び職階級が明示された職務上使用している名刺の裏面に、通行日時及び車両登録番号等を記入し提出するものとする。

(3) 料金収受員から別途指示があった場合は、その指示に従うものとする。

(情報共有)

第15 被災地へ出動する緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被災地に向かう途上の道路情報、給油情報等について情報共有に努めるものとする。

(進出拠点到着)

第16 岡山県大隊長等は、進出拠点到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について調整本部に対して報告するとともに、応援先市町村、任務等を確認するものとする。なお、進出拠点に受援都道府県の消防職員等がいる場合は、同職員を通して行うものとする。

2 進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、岡山県大隊長等のみが先行して前項の任務を行い、無線等により後続する隊に対して必要な指示を行う等、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。

(現地到着)

第17 岡山県大隊長等は、応援先市町村到着後、速やかに県大隊名、規模及び保有資機材等について指揮者及び指揮支援本部長に対して報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

(1) 災害状況

(2) 活動方針

(3) 活動地域及び任務

(4) 岡山県大隊本部を設置する場合は、その位置

(5) 使用無線系統

(6) 地水利状況

(7) その他活動上必要な事項

2 岡山県大隊長が自ら統合機動部隊長として出動した場合は、後続する岡山県大隊が応援先市町村到着後、統合機動部隊長が岡山県大隊長の職務に就くものとする。なお、統合機動部隊長が、岡山県大隊長の職務に就いた際は、指揮者及び指揮支援本部長に対して速やかに報告するものとする。

3 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する岡山県大隊が被災地に到着後は、岡山県大隊に帰属し、岡山県大隊長の指揮の下、岡山県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

第4章 現場活動

(岡山県大隊本部の設置)

第18 岡山県大隊長は、災害本部付近の活動上適当な場所に岡山県大隊長を本部長とする岡山県大隊本部を設置するものとする。

2 岡山県大隊長は、必要に応じて調整本部又は指揮支援本部に連絡員を派遣し、情報収集及び情報提供を行うものとする。

- 3 岡山県大隊長は、災害の状況により必要があるときは、安全管理担当要員（小隊）を配置する等、安全管理の徹底を図るものとする。
- 4 岡山県大隊長は、岡山県大隊の活動内容や現場写真等を記録する要員を配置するものとする。

（活動時における無線通信運用体制及び情報収集）

第 19 活動時の無線通信運用体制は、別表第 14 のとおりとする。

- 2 通信支援小隊は、被災地において通信が途絶した場合に、岡山県大隊等の通信を確保するとともに、被災地における情報収集を積極的に行い、消防庁、都道府県・市町村災害対策本部、後方支援本部等へ画像伝送等を行うものとする。

（各隊の保有資機材等）

第 20 後方支援中隊の保有資機材は、別表第 6 のとおりとする。

- 2 後方支援中隊を除く各隊の応援可能資機材は、別表第 7 のとおりとする。
- 3 応援可能消火薬剤等は、別表第 8 のとおりとする。
- 4 応援可能無線機等は、別表第 9 のとおりとする。

（日報）

第 21 岡山県大隊長等は、指揮支援本部長に対して運用要綱別記様式 2 により活動日報を報告するとともに、後方支援本部に対して情報提供を行うものとする。

第 5 章 後方支援活動

（後方支援本部の設置等）

第 22 岡山県大隊等が出動する場合は、代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。

- 2 後方支援本部長は、岡山市消防局長又はその委任を受けた者をもって充てるものとする。
- 3 本部員は、岡山市消防局の職員をもって充てるものとする。
- 4 後方支援本部長は、岡山県及び必要と認める消防本部に対して連絡員の派遣を求めることができるものとする。
- 5 後方支援本部は、岡山県大隊等の活動が円滑に行われるために、次に掲げる任務を行うものとする。
 - （1） 消防庁、指揮支援（部）隊長、岡山県大隊長等及び関係機関との各種連絡調整
 - （2） 岡山県大隊等の出動、集結及び活動に係る調整
 - （3） 岡山県大隊等の活動記録の集約
 - （4） 各消防本部に対する岡山県大隊等の活動状況に関する情報提供
 - （5） 岡山県大隊等に対する災害に関する情報提供
 - （6） 必要な資機材等の手配及び提供
 - （7） 交替要員及び増援隊の派遣に関する調整
 - （8） 後方支援に関し、岡山県との調整
 - （9） その他必要な事項
- 6 後方支援本部長は、災害の状況及び岡山県大隊長の判断で、第 2 陣以降の岡山県大隊の活動のために必要と認めるときは、岡山県に対して被災地又は被災地の属する都道府県に岡山県の職員を派遣し、後方支援本部との連絡調整に当たらせるよう求めることが

できるものとする。

（後方支援中隊の任務等）

第 23 後方支援中隊は、岡山県大隊長の指揮の下、岡山県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、次に掲げる任務を行うものとする。

- （１） 後方支援本部との連絡
- （２） 宿営場所の設置及び維持
- （３） 物資の調達及び搬送
- （４） 車両及び資機材の保守管理
- （５） 交替要員の搬送
- （６） 活動の記録
- （７） その他必要な事項

（相互協力）

第 24 岡山県及び各消防本部は、岡山県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力を努めるものとする。

第 6 章 活動終了

（岡山県大隊等の引揚げ）

第 25 岡山県大隊長は、指揮支援部隊長から引揚げの連絡があった場合は、被災地における活動を終了するものとする。

2 岡山県大隊長は、前項の規定により被災地における活動を終了した場合は、次に掲げる事項について指揮支援本部長に報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げのものをとする。

- （１） 岡山県大隊の活動概要（時間、場所、隊数等）
- （２） 活動中の異常の有無
- （３） 隊員の負傷の有無
- （４） 車両、資機材等の損傷の有無
- （５） その他必要な事項

（帰署（所）報告）

第 26 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、岡山県及び後方支援本部に対して速やかに報告するものとする。

2 岡山県は、岡山県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して速やかに報告するものとする。

第 7 章 活動報告等

（活動結果報告）

第 27 緊急消防援助隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、岡山県及び代表消防機関に対して要請要綱別記様式 5－1、5－2 により、速やかに活動報告を行うものとする。

2 代表消防機関は、前項の活動報告を取りまとめ、県と協議しながら緊急消防援助隊活動報告書（要請要綱別記様式 5－1、5－2）を作成するものとする。

3 岡山県は、代表消防機関と連携して作成した緊急消防援助隊活動報告書（要請要綱別

記様式 5－1、5－2) を消防庁及び受援都道府県に対して報告するものとする。

(高速自動車国道等の通行に係る報告)

第 28 緊急消防援助隊として出動した小隊等のうち、高速自動車国道等を通行した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署(所)後 5 日以内に、代表消防機関に対して別紙第 4 により報告するものとする。なお、活動が長期に及び小隊又は中隊の交代がある場合は、交代した小隊又は中隊単位で報告するものとする。

2 代表消防機関は、各消防本部の報告を取りまとめ、岡山県大隊の最終小隊等帰署(所)後 7 日以内に、岡山県及び消防庁に対して報告を行うものとする。

第 8 章 その他

(指揮支援実施計画)

第 29 指揮支援隊に係る応援等については、岡山市消防局が別に定めるものとする。

(航空中隊の応援等)

第 30 航空中隊に係る応援等については、岡山県が別に定めるものとする。

(消防本部等における事前準備)

第 31 各消防本部等は、岡山県大隊の活動が円滑かつ効果的に行われるように、出動する隊員の選定方法等の出動に係る事前計画を定めておくものとする。

2 各消防本部等は、後方支援資機材、食料等の整備に努めるものとする。

附 則

この計画は、平成 29 年 8 月 4 日から施行する。

【資料 13-4】大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

	昭和 61 年 5 月 30 日消防救第 61 号
改正	平成 4 年 3 月 23 日消防救第 39 号
改正	平成 5 年 3 月 26 日消防救第 36 号
改正	平成 5 年 5 月 14 日消防救第 66 号
改正	平成 6 年 4 月 1 日消防救第 45 号
改正	平成 7 年 6 月 12 日消防救第 83 号
改正	平成 8 年 6 月 28 日消防救第 127 号
改正	平成 8 年 11 月 7 日消防救第 244 号
改正	平成 9 年 3 月 19 日消防救第 67 号
改正	平成 10 年 3 月 31 日消防救第 47 号
改正	平成 11 年 3 月 26 日消防救第 68 号
改正	平成 12 年 7 月 26 日消防救第 202 号
改正	平成 12 年 12 月 25 日消防救第 316 号
改正	平成 21 年 3 月 23 日消防応第 97 号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地在市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義**（1） 要請側市町村**

大規模特殊災害発生地在市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

（2） 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

（3） 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）及び都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

（4） 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを

使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおりと区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の要請先市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行う

ものとする。

- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。
 - ① 必要とする応援の具体的内容
 - ② 応援活動に必要な資機材等
 - ③ 離発着可能な場所及び給油体制
 - ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
 - ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
 - ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
 - ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
 - ⑧ 気象の状況
 - ⑨ ヘリの誘導方法
 - ⑩ 要請側消防本部の連絡先
 - ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続き及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続きについては、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは、「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援市町村の消防長」とあるのは「次の事項を要請側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合は、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市

町村の消防長へ応援を決定した旨を通知するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによるいとまがないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。」
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出場中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のために出動したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出動したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出

を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村及びヘリを保有する都道府県の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項について変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県内の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。
- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合には、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。

- (2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。
 - (3) 応援中に発生した事故に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。
 - (4) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
 - (5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と協議して定めるものとする。
- 18 要請側市町村及び応援側市町村等は、広域航空消防応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。
- 19 この要綱の実施に関する手続き等の細部事項については、別に定める。

【資料 13-5】岡山県緊急消防援助隊受援計画

平成 29 年 8 月 4 日消第 608 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 36 条の規定に基づき、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 この計画において使用する緊急消防援助隊に係る用語の定義は、別表第 1 のとおりとする。

第 2 章 応援等の要請

(応援等の要請の手続き)

第 3 緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る連絡は、別紙第 1 のとおり行うものとする。

2 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の市町村及び岡山県内の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、岡山県知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 1－2）。

(1) 災害の概況

(2) 出動が必要な区域や活動内容

(3) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

3 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡するものとする。

4 被災地の市町村長は、知事に対して第 2 項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第 2 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 1－2）。

5 知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び岡山県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、第 2 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 1－1）。

- 6 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。
- 7 知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。
- 8 知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議するものとする。
- 9 知事は、被災地の市町村長から定期的に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告するものとする。
- 10 知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

- 第 4 知事は、長官から要請要綱別記様式 3－2 により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）及び被災地の市町村長に対して通知するものとする。

なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県を指定している場合、知事は長官と応援先市町村を調整するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

- 第 5 岡山県内の消防本部は、要請要綱第 5 条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第 26 条に規定する迅速出動が適用となる災害が岡山県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、岡山県に対して報告するものとする。
- 2 岡山県は、要請要綱第 5 条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第 26 条に規定する迅速出動が適用となる災害が岡山県内で発生した場合は、早期に岡山県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。
- 3 岡山県は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して報告するものとする。

（連絡体制）

- 第 6 応援要請時等の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応援要請時の連絡先は、別表第2のとおりとする。
- (2) 連絡方法は、原則としてN T T回線又は岡山県防災行政無線の電話若しくはファクシミリによるものとし、必要に応じて消防防災無線、主運用波、地域衛星通信ネットワーク及び電子メール等を活用するものとする。

第3章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

第7 知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第44条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、かつ、被災地が複数の場合は、調整本部を設置するものとする。なお、被災地が一の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、県庁舎東棟2階防災・危機管理センター内に設置するものとし、県庁舎が被災等により使用できないときは、岡山県立図書館内に設置するものとする。

3 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定により調整本部に関する知事の権限に属する事務を岡山県消防保安課長に委任し、同職を調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）とする。

4 調整本部の副本部長は、岡山県消防保安課消防班長及び岡山県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

5 調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。

なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

- (1) 岡山県消防保安課の職員（消防防災航空隊の職員を含む。）
- (2) 代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）の職員
- (3) 被災地を管轄する消防本部の職員

6 調整本部は、「岡山県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

7 知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官に対して速やかに連絡するものとする。

8 調整本部は、岡山県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 被災状況、岡山県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
- (2) 被災地消防本部、消防団、岡山県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動の調整に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。
- (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 岡山県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
- (6) 岡山県災害対策本部に設置された航空運用調整グループとの連絡調整に関すること。
- (7) 岡山県災害対策本部に設置された災害医療本部等との連絡調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

- 9 代表消防機関の職員である調整本部の本部員は、前項第2号の事務において、主に県内の消防応援部隊の活動の調整を司るものとする。
- 10 岡山県は、別表第3に定める資機材等を整備しておくものとする。
- 11 調整本部は、別紙第2を活用し、運用するものとする。
- 12 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。
- 13 調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。
- 14 調整本部は、消防庁と調整のうえ、指揮支援部隊長を受け入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。
- 15 調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、岡山県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

(指揮本部の設置)

第8 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、次に掲げる事務を司るものとする。

- (1) 被害状況の収集に関すること。
- (2) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。
- (3) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整のうえ、指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

4 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、岡山県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

5 指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、岡山県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

6 指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

第4章 指揮体制及び通信運用体制

(指揮体制等)

第9 調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

2 指揮支援部隊長は、調整本部の本部員として、岡山県内で活動する指揮支援部隊を統括し、岡山県災害対策本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。

- 3 指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県大隊の活動を指揮するものとする。
- 4 指揮支援本部長は、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式7のとおりとする。

(通信運用体制)

第10 岡山県内の無線通信運用体制は、別表第4のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(進出拠点)

第11 調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。

- (1) 陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第5のとおりとする。
- (2) 航空小隊の進出拠点は、別表第6のとおりとする。
- (3) 水上小隊の進出拠点及び担当消防本部は、別表第7のとおりとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、進出拠点担当消防本部（航空小隊の進出拠点については岡山県消防保安課消防防災航空センター）に対して連絡するものとする。

3 進出拠点担当消防本部は、進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。

4 連絡員等は、到着した都道府県大隊、都道府県統合機動部隊、都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、応援都道府県大隊長等に対して応援先市町村、任務等の情報提供を行うものとする。

(任務付与)

第12 指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊等に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所

(8) その他活動上必要な事項

(資機材の貸出し及び地図の配布)

第 13 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

2 各市町村のスピンドルドライバーの形状は、別表第 8 のとおりとする。

3 指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して、広域地図及び住宅地図等を配布するものとする。

(ヘリコプター離着陸場所)

第 14 ヘリコプター離着陸場所は、別表第 9 のとおりとする。

(宿営場所)

第 15 調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、別表 10 のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。

2 調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。

3 宿営場所の担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

(燃料補給場所)

第 16 調整本部は、燃料の補給場所について、指揮支援部隊長又は指揮支援隊長を通じて、応援都道府県大隊長等に連絡するものとする。

2 陸上隊の燃料補給場所は、別表第 11 のとおりとする。

3 航空小隊の燃料補給場所は、別表第 6 のとおりとする。

4 水上小隊の燃料補給場所は、別表第 12 のとおりとする。

(燃料調達等の要請の申入れ)

第 17 調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は、岡山県災害対策本部の担当部長又は担当班長に対し、岡山県が締結している「災害時における被災者等の支援活動に関する協定」に基づき、協定締結先団体に対して燃料の供給を要請するよう申し出るものとする。

2 調整本部長は、障害物の除去等応急対策業務のため重機保有団体の協力が必要と判断した場合は、岡山県災害対策本部の担当部長又は担当班長に対し、岡山県が締結している「大規模災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、協定締結先団体に対して応急対策業務への協力を要請するよう申し出るものとする。

3 調整本部長は、食糧及び医療品等の調達が必要と判断した場合は、岡山県災害対策本部の担当部長又は担当班長に対し、岡山県が締結している「災害等発生時における生活必需品等の物資の調達に関する協定」等に基づき、協定締結先団体に対して食糧及び医療品等の供給を要請するよう申し出るものとする。

4 第 1 項から前項までの協定を岡山県と締結している団体は、別表第 13 のとおりである。

(部隊移動)

第 18 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙第 3 又は別紙第 4 のとおり行うものとする。

(長官の求め又は指示による部隊移動)

第 19 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-1 により意見を求められた場合は、被災地の市町村長に対して意見を求めるものとする。

2 被災地の市町村長は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。

3 知事は、被災地の市町村長の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式 6-2 により回答するものとする。

4 知事は、長官から要請要綱別記様式 6-4 により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。

(知事による部隊移動)

第 20 知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。

2 調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、被災地の市町村長の意見を把握するよう努めるとともに、岡山県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。

3 知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して都道府県大隊長又はエネルギー・産業基盤災害即応部隊長に対し、要請要綱別記様式 6-5 により指示を行うものとする。

4 知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式 6-6 により通知するものとする。

5 調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

(部隊移動に係る連絡)

第 21 調整本部は、部隊移動を行う場合は、岡山県災害対策本部に対して部隊規模を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

第 6 章 応援等の引揚げの決定

(活動終了及び引揚げの決定)

第 22 被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整のうえ、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(要請要綱別記様式 4-1)。

3 知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、その旨を長官に対して報告するものとする。

第 7 章 その他

(情報共有)

第 23 調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。

特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した画

像等の共有に努めるものとする。

（地理情報）

第 24 岡山県及び各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した市町村別の地図を作成しておくものとする。

- （１） 各部隊の進出拠点
- （２） ヘリコプター離着陸場
- （３） 燃料補給可能場所
- （４） 河川、プール、防火水槽等の水利状況
- （５） 物資補給可能場所
- （６） 宿営場所
- （７） 広域避難場所
- （８） 救急医療機関

（災害時の体制整備）

第 25 知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

（消防本部の受援計画の策定）

第 26 各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。

- 2 各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更にあたっては、岡山県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 3 各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

（航空隊の受援計画）

第 27 航空隊の受援計画については、本計画に定める事項の他、岡山県緊急消防援助隊航空隊受援計画に定めるものとする。

附 則

この計画は、平成 29 年 8 月 4 日から施行する。

【資料 13-6】岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内に発生した大規模林野火災に対処するため、岡山県が備蓄した林野火災対策空中消火資材の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(資機材の配置先及び種類等)

第2条 林野火災対策用空中消火資機材(以下「資機材」という。)の配置先及び種類等は、別表1及び2のとおりとする。

(資機材の運用基準)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、市町村又は消防一部事務組合(以下「市町村等」という。)に資機材を貸付けることができる。

(1) 市町村等の区域内に発生した林野火災を消火するため、該当市町村等が保有する資機材のみでは消火ができないと認めるとき。

(2) 訓練のため使用するとき。

(3) その他知事が必要と認めるとき。

(借受申請)

第4条 市町村長又は消防一部事務組合管理者(以下「市町村長等」という。)は、資機材を借受けようとするときは、事前に玉野市長又は瀬戸内市長(以下「資機材配置先の長」という。)を経由して資機材借受申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、資機材を緊急に借受ける必要があるときは、口頭、電話等により借受けの申請を行うことができる。ただし、借受け後速やかに前項の申請書を提出しなければならない。

(貸付決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに貸付けを決定し、資機材貸付決定通知書(様式第2号)を資機材配置先の長を通じ、申請者に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定に基づく申請にあっては、口頭、電話等により貸付けの決定を通知することができる。ただし、通知後速やかに前項の貸付決定通知書を交付するものとする。

(貸付の条件)

第6条 前条の決定には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

(1) 次の経費は、市町村等が負担するものであること。

① 資機材の引渡し及び返納に要する経費

② 資機材の借受期間中における資機材管理に要する経費

(2) 資機材は、貸付け目的以外に使用しないこと。

(3) 資機材は、貸付期間満了後速やかに返還すること。ただし、知事が必要に応じて資機材の返還を要求したときは、直ちにこれに応ずること。

(4) 空中消火薬剤を使用したときは、使用した薬剤を補填すること。

(応援の要請)

第7条 市町村長等が、資機材の使用のために他市町村長等に応援を求めるときは、岡山

県下消防相互応援協定第5条の規定により行うものとする。

（自衛隊の派遣要請）

第8条 市町村長等が、資機材の使用のために自衛隊の派遣を求めるときは、その手続きを併せて行うものとし、その要請は岡山県地域防災計画に定めるところによるものとする。

（引渡し及び返還）

第9条 資機材の引渡し及び返還は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。

（損害賠償等）

第10条 市町村長等は、資機材の全部又は一部を亡失し、又はき損したときは、直ちにその旨を口頭、電話等により知事に届け出るとともに、その事実及び事由についての報告書を知事に提出しなければならない。

2 市町村長等は、前項の亡失又はき損が自己の責めに帰すべき事由による場合は、すべて自己の責任において補填し、修理しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

（使用報告書）

第11条 市町村長等は、第5条の規定による知事の貸付決定により借受けた資機材を使用したときは、使用後速やかに資機材使用報告書（様式第3号）を資機材配置先の長を通じ知事に提出しなければならない。

（使用記録書簿）

第12条 知事は、資機材の貸付け及び使用の状況について別に定める記録簿を作成するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、資機材の運用について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、昭和51年2月25日付けの岡山県林野火災対策用空中消火機材運用要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

別表 1

資 機 材 配 置 先	玉野市滝馬ノ子池 1640-2 地先
資機材保管責任者	玉野市消防本部消防長

品名	規格	数量
空中消火用バケツト型 散 布 装 置	三脚、飛行安定板小 天蓋付き円筒（鉄製）700ℓ入	10 基
消 火 液 用 貯 水 槽	ナイロンターボリン製 2500ℓ入	6 基
管 そ う	可変噴霧ノズル付き（50 mm）1 本 噴霧ノズル マークⅡストッパ付（65 mm）1 本	2 本
吐 出 （ U 型 ） 金 具	50 mm 1 基、65 mm 2 基	3 基
ホ ー ス	50 mm 20m 3 本、65 mm 20m 3 本	6 本
バケツト式消火装置用 工 具 箱		3 個
バケツト式消火装置用 I D E A L ボックス		10 基
バケツト式消火装置 コ ー	大 7 m 5 本、小 2 m 5 本	20 本
吹 き 流 し	ポール付	3 組
消火装置用バッテリー	木箱入り（1組 12V、5×2）	10 基
バ ッ テ リ ー 充 電 器	HR-MAX50（ターミナル含む）	2 台
ロ ー ラ ー コ ン ベ ア ー		4 基
化 学 消 火 剤	フォレックスパン S	20 缶
整 備 用 工 具	始動鋼、給油じょうご、プラグ、プラグレンチ、 両口スパナ、ドライバー、プライヤー、比重計	1 式
可 搬 ポ ン プ		1 台

別表 2

資 機 材 配 置	瀬戸内市邑久町本庄 1795
資 機 材 保 管 責 任 者	瀬戸内市消防本部消防長

品 名	規 格	数 量
空中消火用バケツト型 散 布 装 置	三脚、飛行安定板小 天蓋付き円筒（鉄製）700ℓ入	5 基
消 火 液 用 貯 水 槽	ナイロンターボリン製 2500ℓ入	3 基
バケツト式消火装置用 I D E A L ボックス		5 基
バケツト式消火装置 コ ー	大 7 m 5 本、小 2 m 5 本	10 本
消火装置用バッテリー	箱入り（1 組12V、5 × 2）	5 基
バ ッ テ リ ー 充 電 器	HR-MAX50（ターミナル含む）	1 台
ローラーコンベアー		2 基
整 備 用 工 具	両口スパナ、ドライバー、プライヤー、比重計	1 式
化 学 消 火 剤	フォレックスパン S	10 缶

【資料 13-7】吉備中央町における民間団体等との災害時協定・覚書一覧表

令和 2 年 4 月 1 日現在

No	名 称	締 結 年月日	締結先事業所	応援内容
1	災害時における物資供給に関する協定	H18. 9. 1	NPO法人コメリ防災対策センター	災害時の物資を供給に関すること
2	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	H19. 2. 2	(社)岡山県建設業協会高梁支部	応急対策に係る業務並びに建設資機材等の応援出動に関すること
3	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	H19. 2. 2	(社)岡山県建設業協会建部支部	応急対策に係る業務並びに建設資機材等の応援出動に関すること
4	災害時における物資供給に関する協定	H19. 9. 28	真庭環境衛生管理(株)	災害発生時における生活物資供給、給水車等の出動に関すること
5	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	H20. 10. 1	(株)NIPPONコーポレーション	災害時における応急対策業務に関すること
6	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	H21. 10. 27	(株)大昌	応急対策に係る業務並びに建設資材等の応援出動に関すること
7	災害時における応急対策業務の実施に関する協定	H23. 11. 1	繁元建設(株)	災害時における障害物の除去及び応急対策等に関すること
8	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	H23. 12. 1	吉備中央町社会福祉協議会	災害時における福祉避難所の設置に関すること
9	災害時における連絡体制・応急対策業務の実施に関する協定	H24. 1. 16	(株)フタバ	災害時における障害物の除去及び応急対策等に関すること
10	全国へそのまち協議会加盟市町村災害時の相互応援に関する覚書	H24. 1. 17	全国へそのまち協議会加盟市町村	災害時における食糧等の提供、医療防疫に必要な資機材の提供、応急対策等に必要な職員の派遣等に関すること
11	災害時における要援護者の受入れに関する協定	H24. 3. 29	岡山県老人福祉施設協議会 岡山県、岡山県市長会、町村会	災害時における要援護者の福祉避難所での受入に関すること
12	大規模災害時における吉備中央町役場施設の使用に関する協定	H24. 6. 5	岡山北警察署	災害時における臨時災害警備本部の設置に関すること
13	アマチュア無線による災害時応援協定	H24. 7. 8	加賀郡ハムクラブ	災害時における情報の収集等に関すること
14	災害時における情報交換に関する協定	H25. 2. 28	国土交通省中国地方整備局	災害時における現地情報連絡員の派遣に関すること
15	災害時に福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定(特別養護老人ホーム吉備高原賀陽荘、賀陽荘デイサービスセンター)	H25. 11. 7	社会福祉法人吉備健生会	大規模災害時に福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力要請に関すること

No	名 称	締 結 年月日	締結先事業所	応援内容
16	災害時に福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定（特別養護老人ホームかもがわ荘、小規模多機能型居宅介護事業所さとの家かもがわ）	H25. 11. 7	社会福祉法人まこと会	大規模災害時に福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力要請に関すること
17	災害時に福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定（特別養護老人ホームきびハイツ）	H25. 12. 25	社会福祉法人うずき会	大規模災害時に福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力要請に関すること
18	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	H26. 2. 7	石油連盟・岡山県	重要施設の燃料補給に関すること
19	岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定(1+2+3)	H26. 7. 4	岡山県・町村会	災害における相互応援に関すること
20	災害発生時における吉備中央町と吉備中央町内郵便局の協力に関する協定	H27. 7. 30	町内郵便局	災害時における情報収集等に関すること
21	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	H27. 12. 3	生活協同組合おかやまコープ	災害時における応急生活物資供給等に関すること
22	地域見守り活動に関する協定	H27. 12. 3	生活協同組合おかやまコープ	業務中における地域見守り活動に関すること
23	災害時における行政書士業務相談に関する協定	H28. 1. 6	岡山県行政書士会	災害時における行政書士業務相談に関すること
24	災害時における緊急車両等の応急整備等の支援協力に関する協定	H28. 2. 24	吉備中央町自動車整備協議会	災害時における緊急車両及び災害応急対策に使用する車両の応急整備に関すること
25	災害時等の廃棄物処理に関する相互支援協定書	H28. 2. 25	高梁市、新見氏、真庭市、新庄村、吉備中央町	災害時等の廃棄物処理に係る相互支援に関すること
26	災害時における応急対策活動に関する協定	H28. 3. 8	岡山県LPガス協会岡山支部 岡山県LPガス協会高梁支部	災害時におけるLPガス及びガス機材の供給に関すること
27	災害緊急放送に関する協定	H29. 6. 23	(株)吉備ケーブルテレビ	災害時の緊急放送に関すること
28	地域における協力に関する協定	H29. 6. 28	吉備中央町内の郵便局	業務中における地域見守り活動に関すること
29	地域見守り活動に関する協定	R2. 3. 24	佐川急便株式会社	業務中における地域見守り活動に関すること
30	災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	R2. 4. 1	中国電力ネットワーク(株) 高梁ネットワークセンター	停電発生時刻、地域、戸数、復旧見込み、原因、復旧時刻等の情報提供に関すること

14 伝達系統

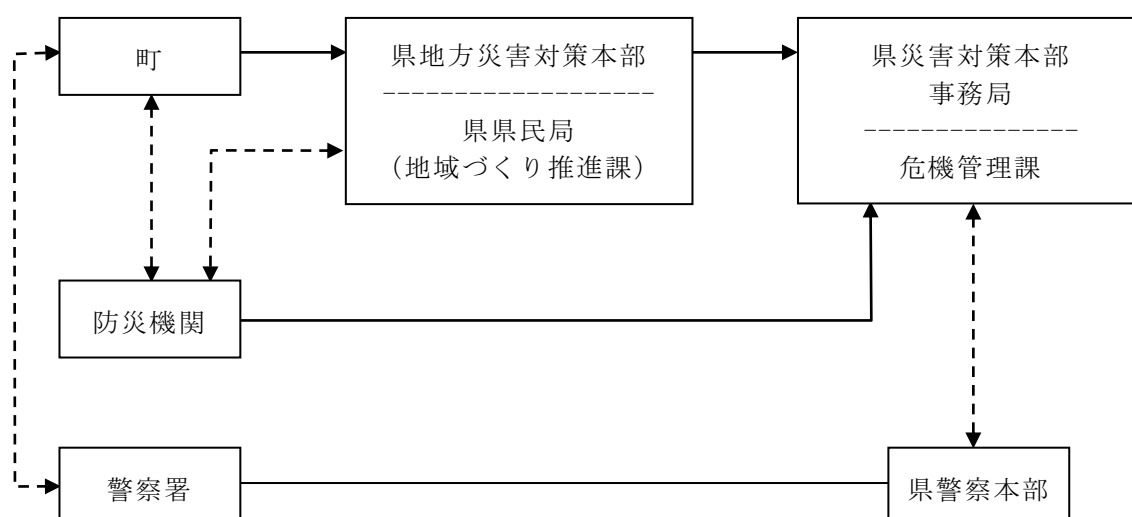
【資料 14-1】災害発生状況報告等

(報告を要する場合)

次に掲げる事項の一に該当するとき。

- ・ 岡山県災害対策本部が設置されたとき。
- ・ 吉備中央町災害対策本部が設置されたとき。
- ・ 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ・ 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるとき。

(伝達系統)



(注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

※ 災害発生状況報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。

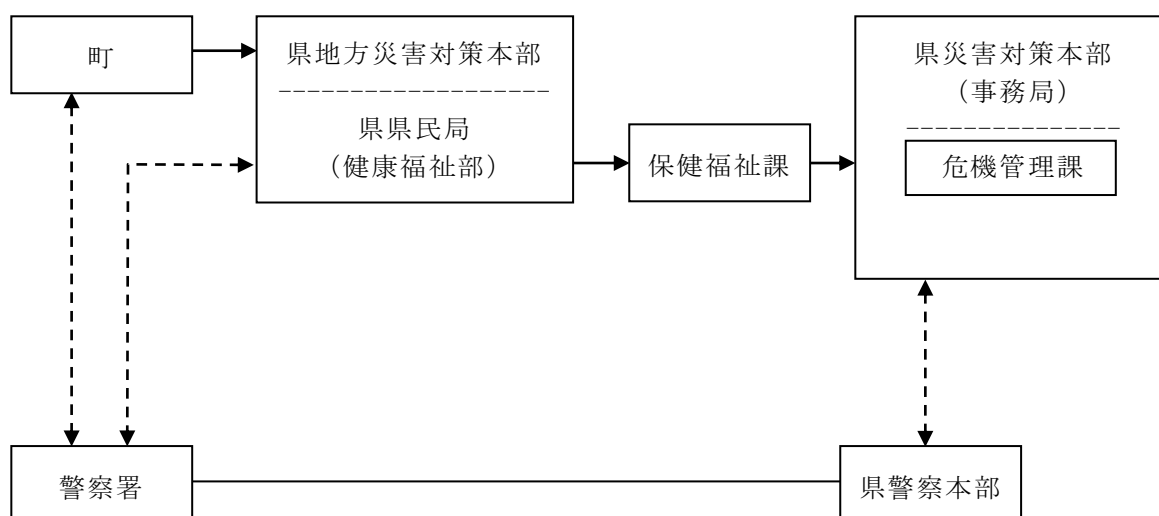
【資料 14-2】人的被害、住家被害

(報告を要する場合)

次に掲げる事項の一に該当するとき。

- ・ 岡山県災害対策本部が設置されたとき。
- ・ 吉備中央町災害対策本部が設置されたとき。
- ・ 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ・ 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるとき。

(伝達系統)



(注) ----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

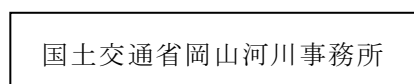
【資料 14-3】河川被害

（報告を要する場合）

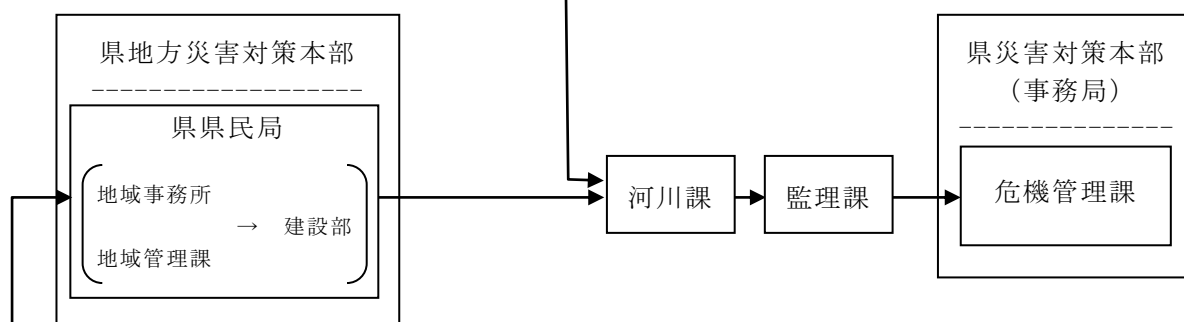
岡山県災害対策本部又は吉備中央町災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（河川堤防の破堤又は越水）が発生したとき及び応急復旧したとき。

（伝達系統）

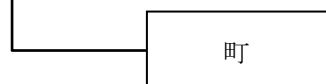
- ・一級河川（国管理）について



- ・一級河川（県管理）・二級河川について



- ・準用河川等（町管理）について



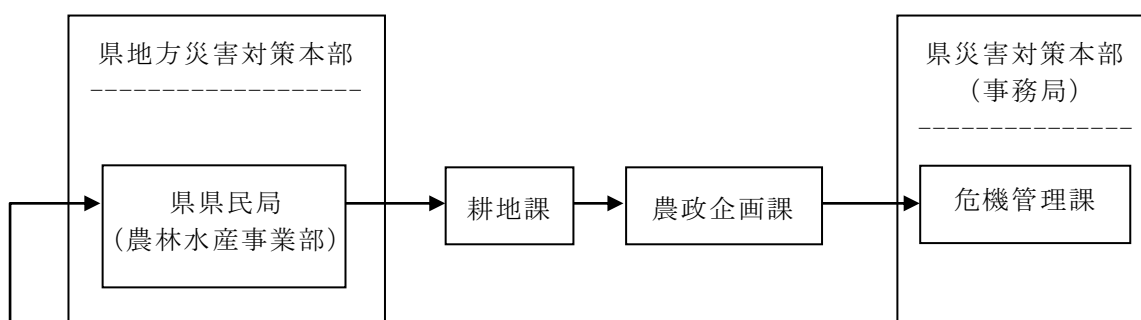
【資料 14-4】貯水池・ため池被害

（報告を要する場合）

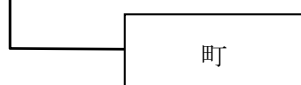
岡山県災害対策本部又は吉備中央町災害対策本部が設置された場合や、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（堰堤本体の決壊による家屋被害又は余水吐若しくはゲートの損壊による家屋浸水）が発生したとき及び応急復旧したとき。

（伝達系統）

・ 県管理の貯水池について



・ 町管理の貯水池・ため池について



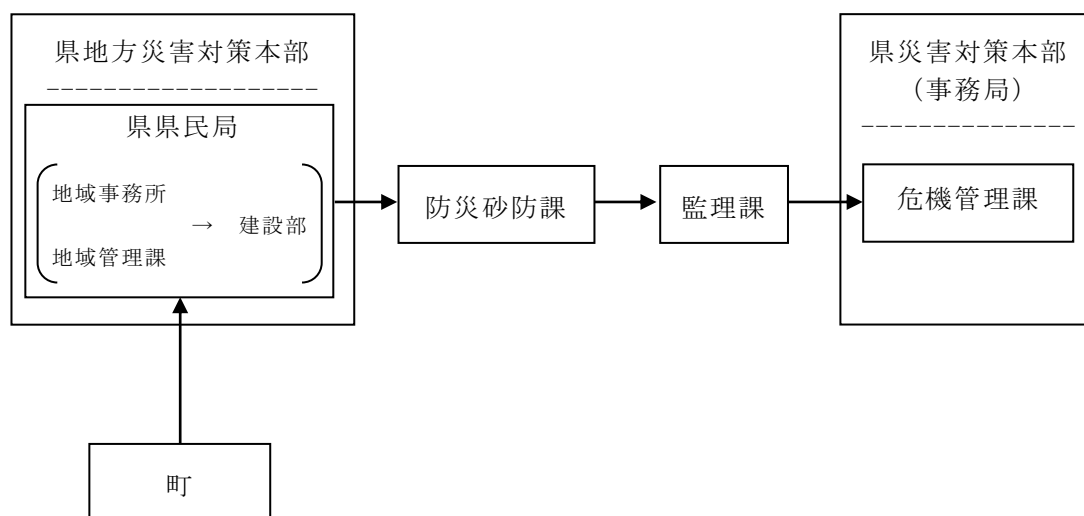
【資料 14-5】砂防被害

（報告を要する場合）

次に掲げる事項の一に該当するとき。

- ・ 岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（砂防堰堤の決壊による家屋被害、流路工の決壊による家屋浸水又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設の決壊による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき。
- ・ 急傾斜地の崩壊（がけ崩れを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき。

（伝達系統）

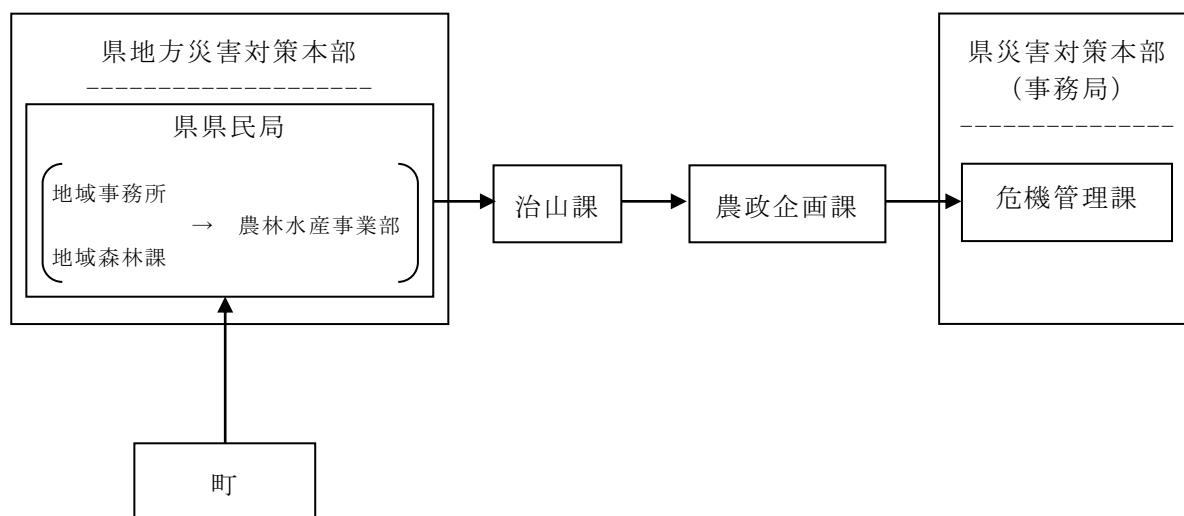


【資料 14-6】治山被害

（報告を要する場合）

岡山県災害対策本部又は吉備中央町災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（林地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共施設に被害があったとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。

（伝達系統）



【資料 14-7】道路施設被害

（報告を要する場合）

岡山県災害対策本部又は吉備中央町災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（通行規制を伴う程度のもの）が発生したとき及び応急復旧したとき。

（伝達系統）

- ・ 高速道路（西日本高速道路株式会社管理）について

西日本高速道路株式会社
岡山・福山・津山・三次・米子管理事務所

- ・ 高速道路（本州四国連絡高速道路株式会社管理）について

本州四国連絡高速道路株式会社

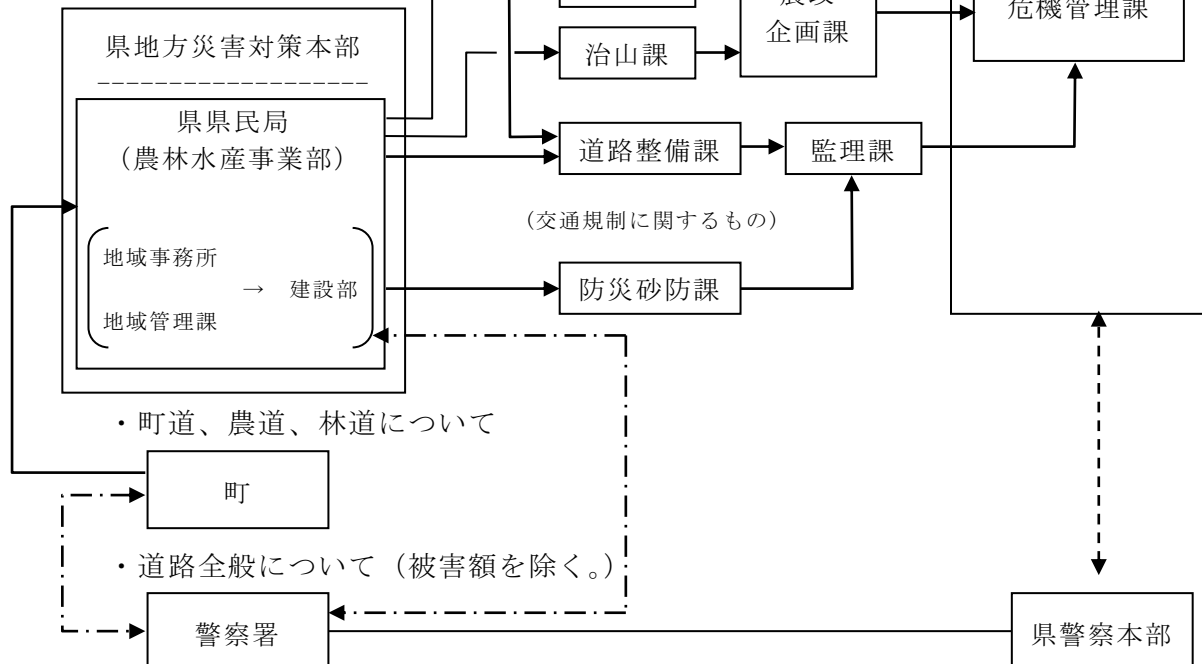
- ・ 一般国道（国土交通省管理）について

国土交通省岡山国道事務所

- ・ 鳥取自動車道（国土交通省管理）について

国土交通省鳥取河川国道事務所

- ・ 一般国道（県管理）、県道（県管理）、林道について



（注 1）----- 部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

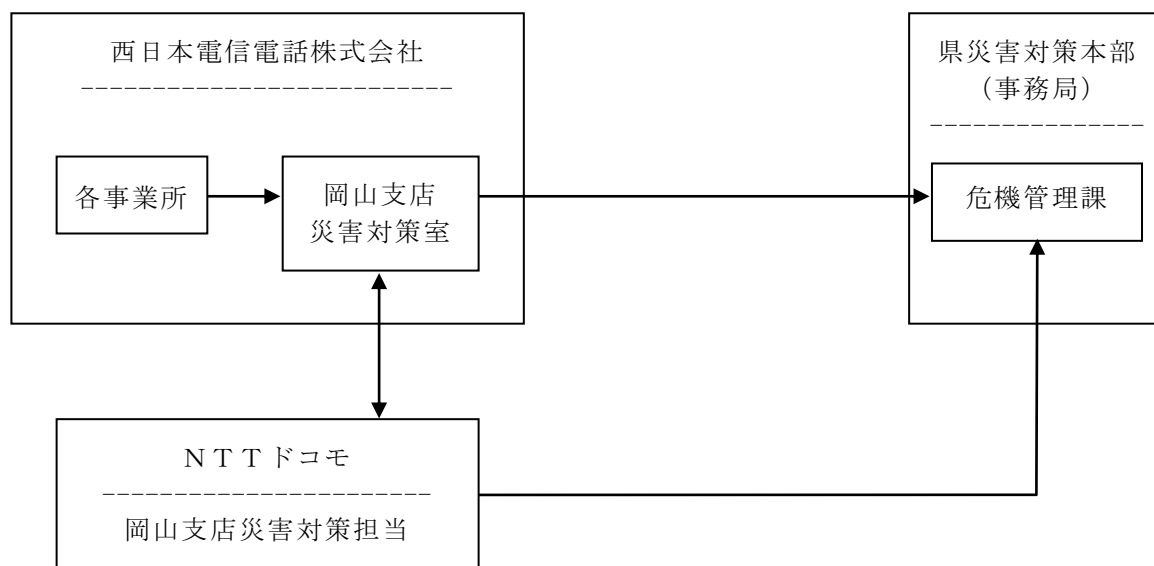
（注 2）- - - - - 部分は、災害時における交通規制を伴う情報交換の流れを示す。

【資料 14-8】 電信電話施設被害

（報告を要する場合）

岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（通話不能区域の発生）が発生したとき及び応急復旧したとき。

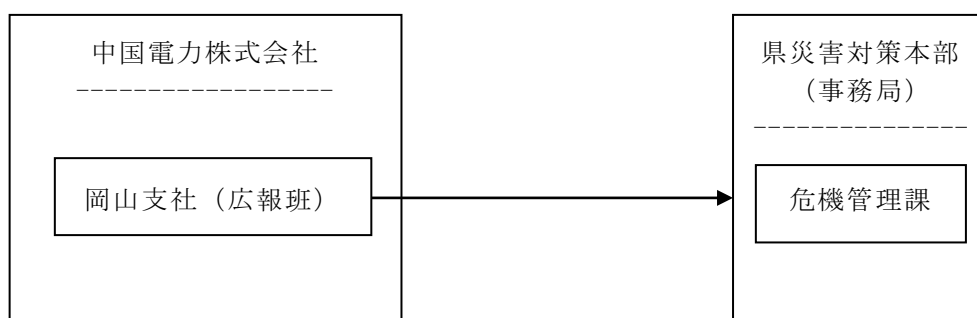
（伝達系統）

**【資料 14-9】 電力施設被害**

（報告を要する場合）

岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（154kv 系 1 次変電所以上の供給停止）が発生したとき及び応急復旧したとき。

（伝達系統）

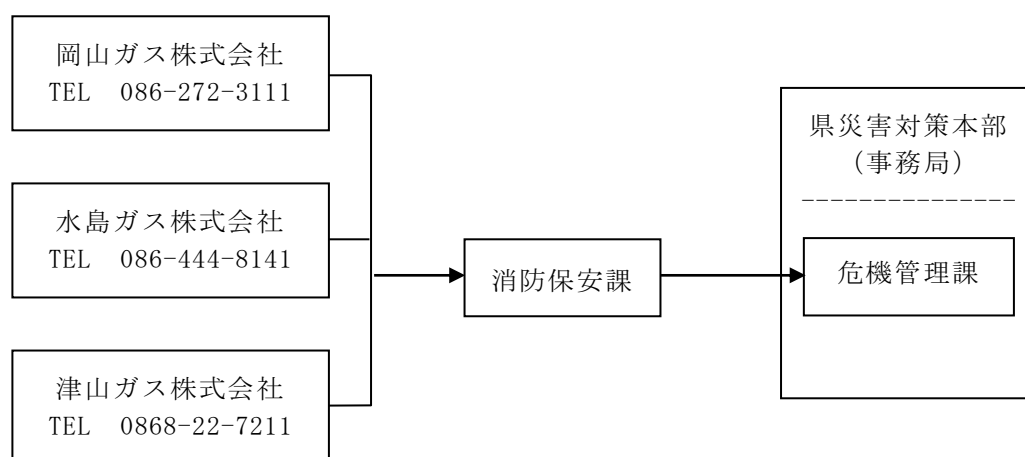


【資料 14-10】 ガス施設被害

（報告を要する場合）

岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害（ガス供給の全面停止）が発生したとき及び応急復旧したとき。

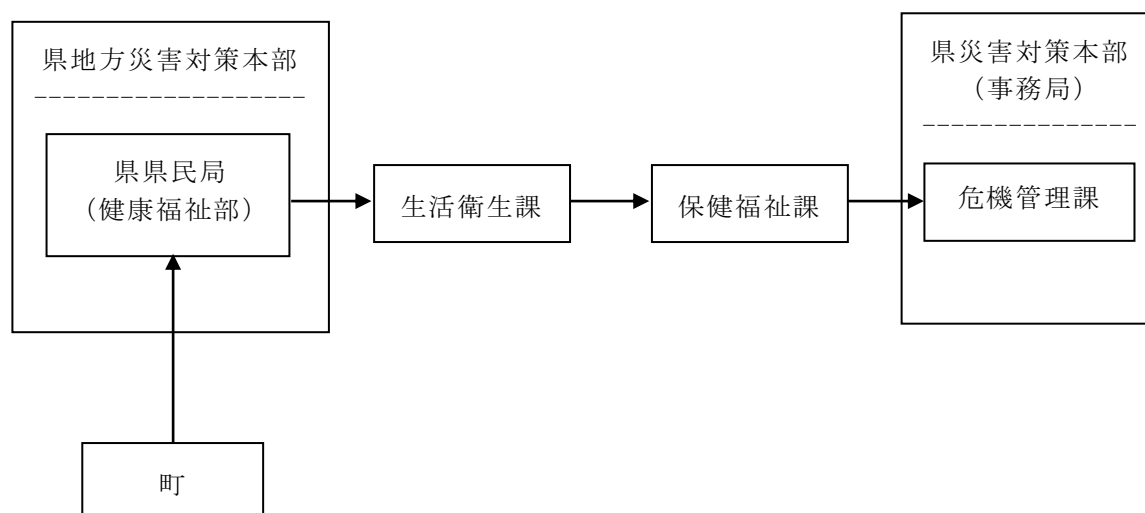
（伝達系統）

**【資料 14-11】 水道施設被害**

（報告を要する場合）

岡山県災害対策本部が設置されたとき。

（伝達系統）

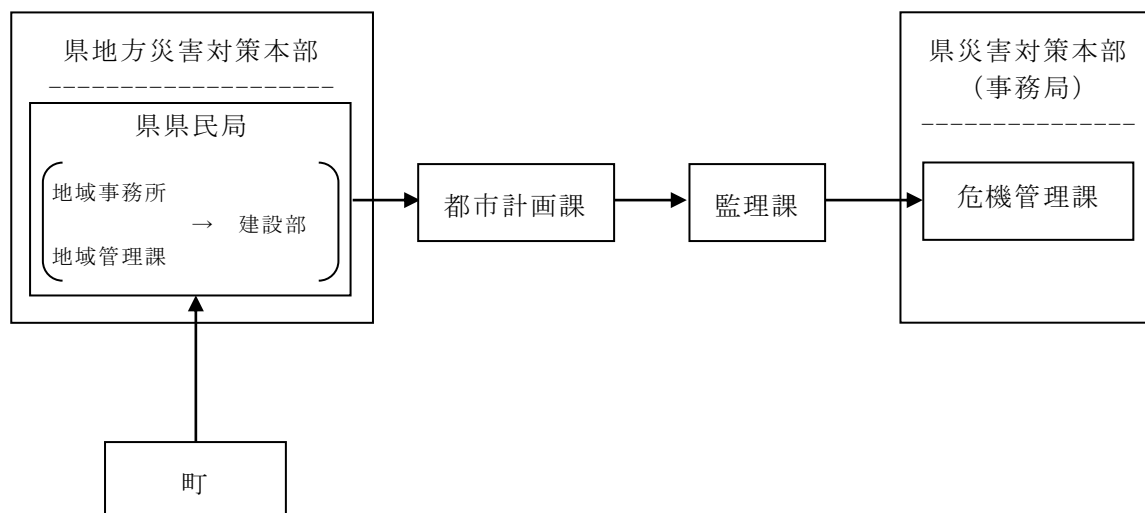


【資料 14-12】下水道施設被害

（報告を要する場合）

岡山県災害対策本部又は吉備中央町災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（処理場・管路の被害により下水処理が不能）が発生したとき及び応急復旧したとき。

（伝達系統）

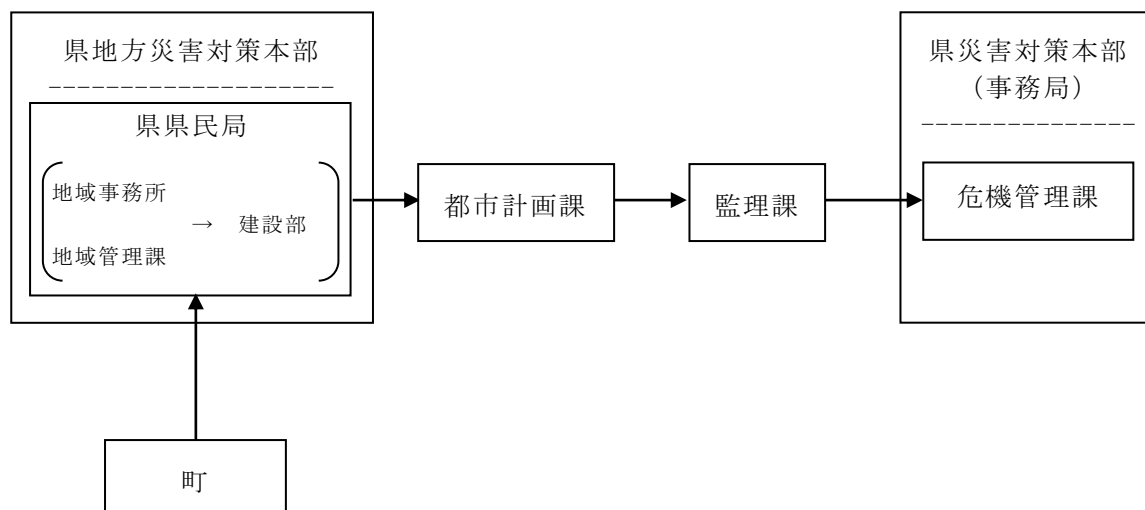


【資料 14-13】都市公園等施設被害

（報告を要する場合）

岡山県災害対策本部又は吉備中央町災害対策本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害が発生したとき及び応急復旧したとき。

（伝達系統）

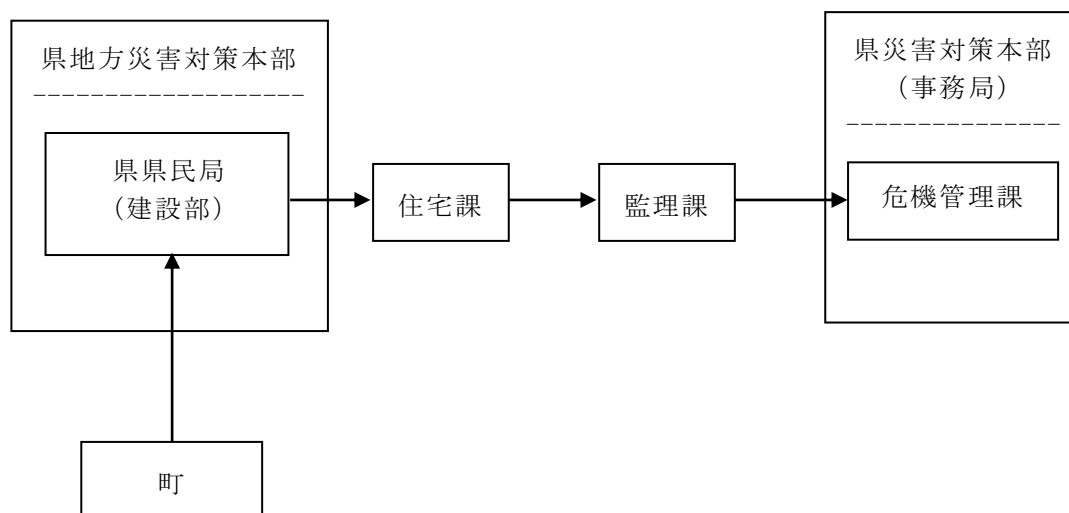


【資料 14-14】 公営住宅等被害

（報告を要する場合）

岡山県災害対策本部又は吉備中央町災害対策本部が設置された場合で、町営の公営住宅等に被害（滅失、損傷、床上浸水）が生じたとき。

（伝達系統）



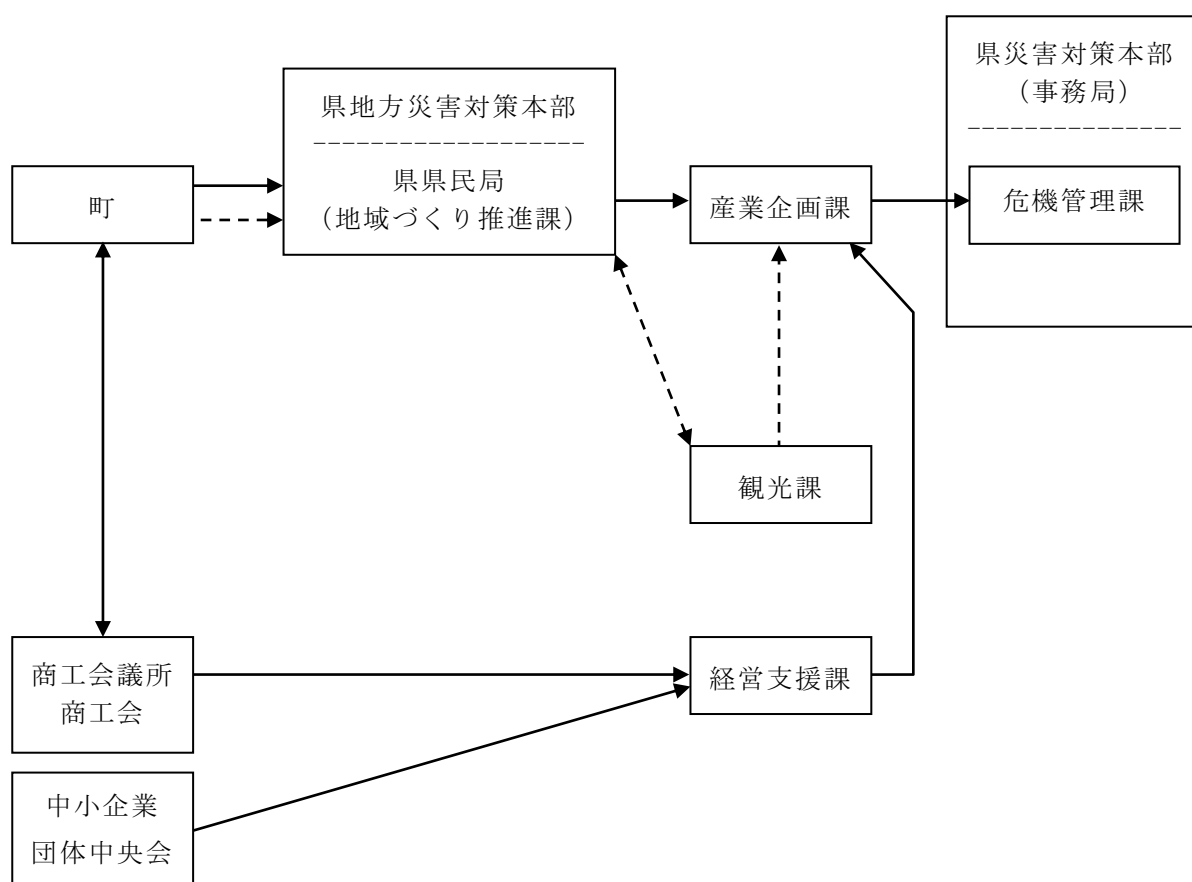
【資料 14-15】 商工関係被害等

(報告を要する場合)

次に掲げる事項の一に該当するとき。

- ・ 岡山県災害対策本部が設置されたとき。
- ・ 吉備中央町災害対策本部が設置されたとき。
- ・ 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- ・ 災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるとき。

(伝達系統)



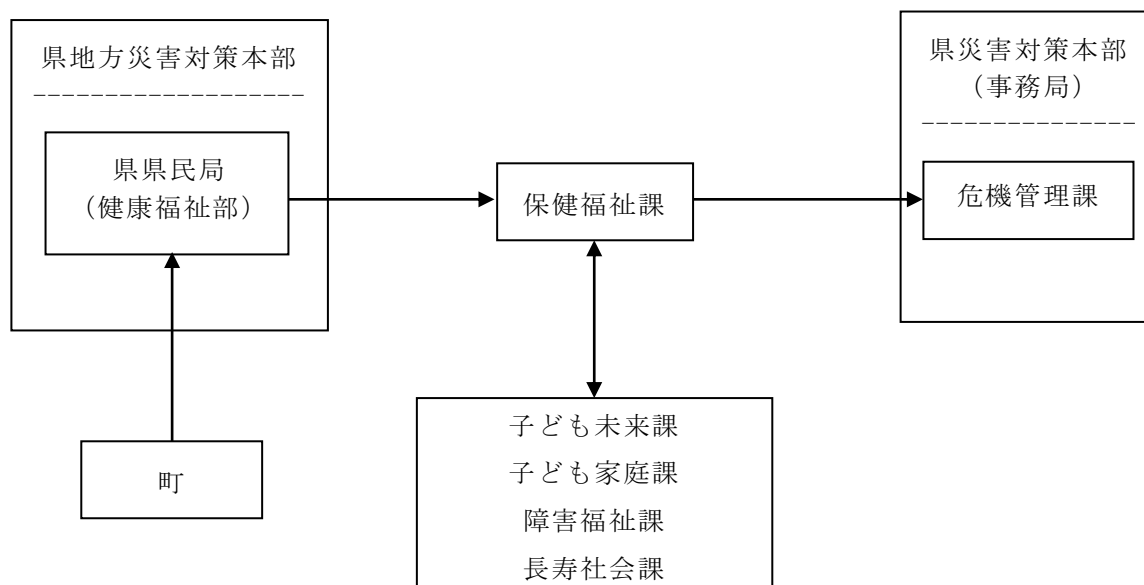
(注) ----- 部分は、観光関係被害における情報伝達を示す。

【資料 14-16】社会福祉施設被害

(報告を要する場合)

岡山県災害対策本部が設置されたとき。

(伝達系統)



15 様式

【様式 1-1】災害発生通報

災 害 発 生 通 報

報 告 日 時	年 月 日
	午前 時 分 午後
市 町 村 名	
報 告 者 名	
電 話 番 号	

災害名

(第 報)

災 害 の 概 況	発 生 場 所					発 生 日 時	年 月 日 午前 時 分 午後			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	重 傷 者	人	住 家	全 壊	棟	床 上 浸 水	棟
		不明者	人	軽 傷 者	人		半 壊	棟	床 下 浸 水	棟
							一 部 損 壊	棟		
						非 住 家	公共建物全壊	棟	その他全壊	棟
						公共建物半壊	棟	その他半壊	棟	
						県 の 対 応				
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部の設置状況			月 日 午前・午後 時 分設置						
	○避難の勧告・指示の状況 種 別： 勧告・指示 勧告等の日時： 月 日 午前・午後 時 分 対象地区等： 対象人員： 世帯 人 ○避難所の設置状況 開設避難所名： ○活動状況及び県に対する要請 ○その他						県 の 対 応			

【様式 1-2】災害発生状況等（速報・確定報告）

災害発生状況等（速報・確定報告）

市 町 村 名				区分				被害		
災 害 名 確 定 年 月 日		災害名		田	流 出 ・ 埋 没	ha				
		第 報			冠 水	ha				
		(月 日 時現在)			畑	流 出 ・ 埋 没	ha			
						冠 水	ha			
報 告 者 名				そ の 他	文 教 施 設	箇所				
区 分		被害			病 院	箇所				
人 的 被 害	死 者	人			道 路	箇所				
	行 方 不 明 者	人			橋 り よ う	箇所				
	負 傷 者	重 傷	人				河 川	箇所		
		軽 傷	人				港 湾	箇所		
住 家 被 害	全 壊	棟			砂 防	箇所				
		世帯			清 掃 施 設	箇所				
		人			崖 く ず れ	箇所				
	半 壊	棟			鉄 道 不 通	箇所				
		世帯			被 害 船 舶	隻				
		人			水 道	戸				
	一 部 破 壊	棟			電 話	回線				
		世帯			電 気	戸				
		人			ガ ス	戸				
	床 上 浸 水	棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				
		世帯								
		人								
	床 下 浸 水	棟			罹 災 世 帯 数	世帯				
		世帯			罹 災 者 数	人				
		人			火 災 発 生	建 物	件			
	非 住 家	公 共 建 物	棟				危 険 物	件		
そ の 他		棟			そ の 他	件				

この被害状況の情報は、災害の発生に際し、当該災害の状況及びこれらに対してとられた措置の概要について、市町村から県に対して報告されたもの。

区 分		被 害	災害対策本部等の設置状況	都道府県			
公 立 文 教 施 設	千円						
農 林 水 産 業 施 設	千円						
公 共 土 木 施 設	千円						
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数		団体		市町村			
	農 業 被 害	千円					
	林 業 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額		千円		災害救助法適用市町村名			
				計	団体		
				消防職員出動延人数	人		
				消防団員出動延人数	人		
備 考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の種類概要						
	応急対策の状況						
	・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 （自主： 日 時 人） （自主： 日 時 人） （自主： 日 時 人） （合計人数 人）						
	・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊への派遣要請、出動の状況 ・ ボランティアセンター設置状況及びボランティア活動状況、その他関連事項						

※ 被害額は省略することができるものとする。

(注) 記入要領 (被害判定基準)

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの母屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として扱う。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住居全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再利用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を、住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の割合が20%以上50%未満のもとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの又は全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

被害区分		判定基準
非住家の被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみに記入するものとする。
	公共建物	市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	損壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
	冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
	通行不能	道路が損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川 海岸	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 2 条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
	破堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
	越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
	その他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の海岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 5 ア号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。

被害区分		判定基準
その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
	船舶被害	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において断水している戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において停電している戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点においてガスが供給停止となっている戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	（注）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。	

被害区分		判定基準
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の被害額	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
市町村災害対策本部の設置状況		市町村災害対策本部の設置及び解散の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。
避難の勧告・指示の状況		災害対策基本法第 60 条に基づき、避難の勧告・指示を行った場合、その概況を記入すること。この場合、避難の勧告・指示を行った日時、地区及び避難している人員等を記入すること。

【様式 2】人的被害・住家被害

人的被害・住家被害

(第 報)

報告の時限	日	時	分	現在	受信時間	時	分
発信機関					受信機関		
発信者名					受信者名		
内 容							
発 生	日	時	日 時 分				
	場 所						
	原 因						
人 的 被 害 の 状 況	被 害 程 度	1 死亡 2 行方不明 3 重傷 4 軽傷					
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別)					
	住 所						
	収 容 先						
	その他参考事項 (応急措置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)						
住 家 被 害 の 状 況	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水		
	棟	棟	棟	棟	棟		
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯		
	人	人	人	人	人		
	応急対策の状況						

【様式 3】避難状況・救護所開設状況

避難状況・救護所開設状況

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在		受信時間	時 分			
発信機関			受信機関				
発信者名			受信者名				
内 容							
避難状況	避難先	地区名	避難の勧告、指示の種別及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外の別	今後の見通し
			勧告、指示、自主 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
			勧告、指示、自主 日 時 分			屋内 屋外	
救護所開設状況	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関		
			重傷	軽傷			

【様式 4】公共施設被害

公共施設被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ウ 河川 エ 海岸 オ 貯水池・ため池等 カ 砂防 キ 治山 ク 港湾・漁港 ケ 道路 コ 鉄軌道 サ 電信電話 シ 電力 ス ガス セ 水道 ソ その他 ()		
発生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状況	被害区域 区 間		
	管 理 者	(電話)	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
	そ の 他 参 考 事 項		

【様式 5】商工関係被害

商工関係被害

(第 報)

報告の時限	日 時 分現在	受信時間	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

(市町村名：)

(単位：千円)

区分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

(注)

1 中小企業の定義（中小企業基本法）

- ①工業・鉱業等については、従業員 300 人以下又は資本金 1 億円以下の事業所
- ②卸売業については、従業員 100 人以下又は資本金 3 千万円以下の事業所
- ③小売業については、従業員 50 人以下又は資本金 5 千万円以下の事業所
- ④サービス業については、従業員 100 人以下又は資本金 5 千万円以下の事業所

2 業種区分

商業関係には、卸売業・小売業（飲食業を含む。）を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

3 被害数は事業所数で記入すること。

4 観光関係被害は計上しないこと。（様式 6 に計上すること。）

【様式 6】観光関係被害

観光関係被害

(第 報)

報告の期限	日時分現在	受信時間	時分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区分	被害数	被害額	備考
県営施設関係		千円	
市町村営施設関係			
団体営施設関係			
会社個人営施設関係			
合計			

(注) 備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

【様式 7】林野火災状況報告書

第 報 年 月 日 時 分現在

送り先	岡山県消防保安課 Fax 086-225-4659 岡山市消防局 消防情報通信センター Fax 086-231-2011		速い 報ず 理れ 由か に ○	・焼損面積 1 ha 以上 ・消防隊が進入困難な地域で消防ヘリでの消化が必要 ・火勢・地形・気象等の状況から急激な拡大を予測 ・離島で火災発生 ・人命救助の必要性、住宅等への延焼の危険がある ・焼損面積 10ha 以上	発信元	消防本部 (非常備町) 名							
	連絡責任者 職氏名												
	連絡 方法	電話 ファクシミリ											
	その他 本部 市町村												
火災の状況	出火場所	(地図添付)			消 化 活 動	出動人員	消防職員	人	消防団員	人	その他	人	
	出火日時					機材等	常備消防	ポンプ車 台・小型 台・その他 台					
	(覚知日時)						消防団	ポンプ車 台・小型 台・その他 台					
	焼損面積		ha (時 分現在)			応 援 の 必 要 性	現場指揮本部長の判断 (日 時 分現在)						
	※現在の火勢状況						消防ヘリコプターの応援 (該当に○) ・現有消防力で鎮圧可 ・未定 ・要請の可能性有						受援中
	設置時間		日 時 分				他本部・他市町村 (消防団) の応援 (該当に○) ・現有消防力で鎮圧可 ・未定 ・要請の可能性有						受援中
現場指揮本部	設置場所				死 傷 者 等	死者 名							
	本部長名					負傷者 名							
	連絡方法	・消防無線 () ・携帯電話 (TEL) ・直通電話 (TEL)											
	設置時間	日 時 分											
後方支援本部	設置場所												
	本部長名												
	連絡方法	・消防無線 () ・携帯電話 (TEL) ・直通電話 (TEL)											
	設置時間	日 時 分											

【様式 8】罹災者台帳

罹 災 者 台 帳

(表面)

番 号	第 号	世帯人数					
		氏名	続柄	性別	年齢	学年	摘要
罹 災 者 区 分	全壊(焼)・流失・ 半壊(焼)・床上 浸水・床下浸水						
住 所							
世 帯 主 氏 名							
職 業							
災 害 の 原 因							
罹 災 年 月 日							
罹 災 場 所							
罹 災 状 況	住 宅						
	その他の家屋						
	家 財						
	生 命						
	そ の 他						
備 考							

(注)

- 1 本台帳の大きさは A 4
- 2 負傷者等についてはそれぞれの氏名欄の摘要に記載

(裏面)

月 日	援護状況等

(注)

援護状況等欄には
救助用支給物資の
内訳はもちろん仮
設住宅生業資金医
療救助等救助内容
を記載しできれば
義損金品の内容も
明記すること。

【様式 9】罹災証明書

(表面)

第 号						
罹 災 証 明 書						
世 帯 主 職 氏 名			家族数			
住 所						
災 害 の 原 因						
罹 災 年 月 日 時			年 月 日 時 分			
罹 災 場 所						
罹 災 状 況	住 家	自家・借家 全壊、半壊、全焼、流出、床上浸水、床下浸水				
	家 財	滅失、流出、焼失、き損 分の1以上				
	生 命	死亡 名、重傷 名、軽傷 名、行方不明 名				
	そ の 他					
世 帯 人 口	氏 名	続柄	性別	年齢	学年	摘 要
	備 考					

上記のとおり罹災したことを証明する。

年 月 日

吉備中央町長

印

(注) (1) 本証明書の大きさはA4とする。

(2) 罹災状況の「住家」と「家財」は該当事項「○」印を付する。

(3) 死亡者等は摘要欄に、その旨記載すること。

(裏面)

月 日	援護状況等	認 印
注 意	1 救助物資の受領にあたっては、本証明書の提示をしないと支給されません。 2 物資等を受領したときは「援護状況等」の記載を確認してください。	

【様式 10】仮罹災証明書

仮罹災証明書						
第	号	罹災者住所				
		世帯主氏名				
1 罹災の種別						
2 災害の状況						
3 世帯員		名				
内		大人	男	名	女	名
		小人	男	名	女	名
		乳児				名
4 その他						
上記のとおり罹災したことを証明する。						
年		月	日			
吉備中央町長					印	
注意事項 1 この証明書は、 月 日 時に において本証明書と切り替えますから必ず持参してください。 2 この証明書では、救助用の物資の支給その他救助は受けられませんから必ず本証明書を切り替えてください。						

(注)記載事項のうち、内容の明確でないときは、判明事項のみ記載し他は斜線で抹消する。

【様式 11】避難所収容台帳

避難所収容台帳

吉備中央町 避難所

責任者 認 印	月 日	収容 人員	物品使用状況		記事	備考
			品名	数量		
㊦	9. 10	100 人	ローソク	50 本	9. 10 10 時 学校を避難 所とし が責 任者となる。	
	9. 11	60 人	木炭	2 俵		
㊦	(5 日間)				9. 15 全員帰 宅避難所を閉 鎖する。	後始末のため人夫 一人雇用

(注) (1) 収容人員欄は当日の最高収容人員を記入し、人員の増減経過は記事欄に記入しておく。

(2) 物品の使用状況は開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

(3) 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。

【様式 12】避難所収容者名簿

避難所収容者名簿

〇〇避難所

世帯主		世帯 人員	収容状況										
住所	氏名		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	計
計													

(注) (1) この名簿は、開設後速やかに作成すること。

(2) この名簿は、避難の受付に備え付け、郵便物の受理、来訪者の応対等に利用すること。

(3) 収容状況欄には、その日の収容人員数を記入すること。

(4) 避難所単位に炊出しを配給するような場合は、一時的に炊出し受給者名簿を兼ね、後日同帳簿に転記してさしつかえないこと。

【様式 13】避難所用物品受払簿

避難所用物品受払簿						
品名	ローソク	単位 呼称	本	吉備中央町		
年 月 日	摘 要		受	払	残	備考
13. 9. 10	〇〇〇商店		100			@ 8
	〇〇避難所			30	70	800 円
	〇〇避難所			20	50	
計			100	100	0	
			(800 円)	(800 円)		

(注) (1) 「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

(2) 「備考」欄に購入金額を記入すること。

(3) 最終行欄に受・払・残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

【様式 14】避難所設置及び収容状況表

避難所設置及び収容状況表							
吉備中央町							
避難所の名称	所在地	種別	開設期間	実人員	開設日数	延人員	備考
〇〇避難所	〇〇	既存建物	9月10日から 9月14日まで	50人	5日間	300人	〇〇小学校 天幕利用
〇〇避難所	大字〇〇 字〇	野外仮設	9月10日から 9月12日まで	100	3	130	
計		既存建物	9月10日から 7日間 9月14日まで	500	7	1,900	4ヶ所
		野外仮設	9月10日から 3日間 9月12日まで	30	3	130	1ヶ所

(注) (1) 「種別」欄は、既存建物の場合と野外仮設の場合に区分すること。

(2) 「計」欄には、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分別に合計しておくこと。

【様式 15】救助日報

救助日報

報告機関				受信機関			
発信者				発受時間			
報告時間		月	日	時現在		受信者	
						月	日
						時	分
避難所開設	開設期間	開設日時		日	時	県より受入又は 前日より繰越量	
		閉鎖予定日		月	日	点	
	既存建物	個所数		カ所		本日 支給	全滅失世帯数 (世帯) 点
		収容人員		人			半失、床上浸 水世帯数 (世帯) 点
野外仮設	個所数		カ所		医療班 救助 診療 者数	医療班出動数	
	収容人員		人			班	
炊出し	炊出期間	開始年月		月	日	医療班 救助 診療 者数	救助地区
		終了予定日		月	日		診療
	炊出個所数		カ所		医療班 救助 診療 者数	医療	
	炊出人員	朝		人		助産	
		昼		人		施設数	
		夕		人		診療人員	
		計		人		施設数	
				診療人員			
				救助終了予定月日			
給水	供給地区数		地区		罹災 救出	救出地区	
	供給人員		人			救出した人員	
	供給水量		m ³			今後救出を要する人員	
	給水開始月日		月	日		救出終了予定月日	
	期間終了予定日		月	日		救出	
	給水方法					の方法	

学用品支給	県より受入れ又は前日より繰越量点			死体の処理	死亡原因別人員		
	本日	小	全失世帯数 () 点		死体処理	死体洗浄 体	
		半失(床上浸水)世帯 () 点	死体縫合 体				
	支給	中	全失世帯数 () 点		死体消毒 体		
		半失(床上浸水)世帯 () 点	死体保存 既存建物利用 カ所				
	翌日への繰越量 点				仮設建物 カ所		
埋葬救助	前日までの埋葬		体	死体の処理	死体処理機関		
	本日埋葬	大人	体		今後死体処理を要する死体		
		小人	体		死体処理終了予定月日		
		計	体		障害物除去を要する戸数		
	翌日以降の要埋葬数		体		本日除去した戸数		
	埋葬終了予定日 月 日				今後除去を要する戸数		
	搜索地区				障害物除去の終了予定月日		
死体の搜索	搜索を要する死体		体	輸送	公用車使用		
	本日発見死体		体		借用車使用		
	今後の要搜索死体		体		救助の種類		
	搜索の方法						
	搜索終了予定月日 月 日				人夫雇上数		
仮設住宅	着工月日 (戸) 月 日		人夫	従事作業			
	竣工月日 (戸) 月 日			その他			
住宅修理	着工月日 (戸) 月 日		備考				
	竣工月日 (戸) 月 日						

【様式 16】救護（医療）班出動編成表

救護（医療）班出動報告書						
医療班名		医療班所属		日 時		
職名		氏 名	区分	日 時		
班長	医師		出動日時	月	日	時 分
班員			〇〇地区	自	月	日 時 分
				至	月	日 時 分
			〇〇地区	自	月	日 時 分
				至	月	日 時 分
			解放日時	月	日	時 分
			摘 要	(使用車両の所属等)		
計		名				

【様式 17】救護（医療）班編成及び活動記録

救護（医療）班編成及び活動記録				吉備中央町		
期間	市町村名	診療患者数	死体検案数	班の編成	班長職氏名	備考

【様式 18】救護（医療）班診療記録

救護（医療）班診療記録

〇 〇 救護班

班長医師氏名

㊦

年月日	市町村名	患者氏名	年齢	病名	措置概要	備考
13. 9. 15	吉備中央町	山川一郎	35	骨折		

【様式 19】救護（医療）班薬品衛生材料使用簿

救護（医療）班薬品衛生材料使用簿

〇 〇 救護班

班長医師氏名

㊦

医薬品衛生材料品名	単位 呼称	単位	摘要	受	払	残	備考
カンボリジン	A	15 円		12	8	4	120 円
20%サイアジン 5 cc	A	15		24	12	12	660 円
						計	残品返納
						780 円	

（注）（１）本簿は、救護業務従事期間中における品名ごとの使用状況を明らかにするものであること。

（２）「摘要」欄に受入先を記入すること。

（３）「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入しておくこと。

【様式 20】死体処理台帳

死体処理台帳

死亡 年月日	死亡 原因	死体発 見の日 時及び 場所	死亡者		遺族		洗浄等の処置費			死体一 時保存 の場所 及保存 期間	備考
			住所 氏名	年 齢	住所氏名	死亡 者との 関係	品名	数 量	金額		
13. 9. 10	溺死	9. 10	吉 備 中 央 町 ○ ○ 番地	54	吉備中央 町○○番 地	次女	縫合針	2	35 円	〇〇寺 9. 10 か ら	9. 15 火 葬に付 す。
							アルコール	1	100		
		16:00 〇〇 地区	〇 〇 〇 〇		〇〇〇〇		ガーゼ	1	100		

【様式 21】埋葬台帳

埋葬台帳

死亡 年月日	死亡 原因	埋葬 年月日	死亡者		埋葬を行なっ た者		埋葬費				備考
			住所 氏名	年 齢	死亡 者との 関係	住所 氏名	棺（附 属品を 含む）	埋葬 又は 火葬 料	骨箱	計	
15. 9. 10	溺死	15. 9. 10	吉備中 央町○ 番地○ 〇〇	10	伯父	吉備中 央町○ 番地 〇〇〇	円	円	円	円	埋葬費 円支給 遺族氏名 〇〇〇〇〇〇
〃	溺死	15. 9. 10	吉備中 央町○ 番地○ 〇〇	54		吉備中 央町○ 番地 吉備中 央町長					

(注) (1)埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。

(2)町長等が棺、骨箱等を現場で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにしておくこと。

(3)埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

【様式 22】義援金品抛出者名簿

義援金品抛出者名簿

				吉備中央町
年月日	住 所	氏 名	抛出区分	数 量
13. 9. 10	吉備中央町〇〇	〇 〇 〇 〇	現金	〇〇円
〃	吉備中央町〇〇	〇 〇 〇 〇	衣類	〇点

(注) (1) 記載例に準じて記載する。

【様式 23】義援金品受領書

義援金品受領書		No.
(住所氏名) 殿 1 現金 ￥ 〇〇〇 2 物資 〇〇〇〇梱包 ただし、〇〇災害の義援金として上記のとおり受領しました。 平成 年 月 日 機関名 (取扱者 ㊞)		

(注) (1) 複写式とし、事前に機関別のおしNo. を付しておく。

(2) 控えは義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。

(3) 各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、本表式事項をただし書等に付記することとして差し支えない。

(4) 物資区分は実情に即して記載する。

【様式 24】義援金受払簿

義援金受払簿

年月日	摘 要	受	払	残	てん末
14. 9. 10	バケツ 〇〇商店より	100 個			9. 20 配分
〃	衣料 〇〇会社従業員	10 個			9. 20 配分
〃	現金 〇〇中学生徒会	5,450 円			9. 10 現金出納簿へ転記
14. 9. 20	物資 〇〇市ほか 2 市村		10 個 20 梱 50 点		550 点 100 個で 2 梱とする。

(注) (1) この帳簿は、受入れてから配分するまでの受払及びてん末を記録する。ただし、現金については、現金出納簿へ転記し、その時に払出記帳する。
 なお、物資と現金の口座を設け現金出納簿と併用しても差支えない。
 (2) 記載方法は、記載例に準じて行う。

【様式 25】災害用応急米配給割当申請書

		年		月		日	
岡山県知事		殿					
		吉備中央町長		印			
災害用応急米配給割当申請書							
このことについて、下記のとおり申請します。							
記							
1. 被災者給食用		延	人	精米	キログラム		
2. 救助作業者および緊急復旧作業者給食用		延	人	精米	キログラム		
3. 理		由					

【様式 26】災害用応急米配給申請書

年 月 日			
岡山県知事	殿		
吉備中央町長 ㊟			
災害用応急米配給申請書			
月 日の による災害用急米を下記のとおり申請します。			
記			
1. 罹災者給食用	延 人	精米	キログラム
2. 救助作業員および緊急復旧作業従事者給食用			
	延 人	精米	キログラム
3. 米穀類販売業者別購入数量			
米穀類販売業者名			
購入数量（精米 キログラム）			
4. 応急米使用状況			

【様式 27】自衛隊災害派遣要請について（依頼）

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿 吉備中央町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

- 1 災害の種類

- 2 災害の状況及び派遣を必要とする理由

- 3 派遣要請日時・期間

- 4 派遣を希望する地区及び活動内容

- 5 連絡担当者
 災害対策本部 職 氏名
 （電話番号 ）
 被災現場 職 氏名
 （携帯電話番号 ）

- 6 派遣先への最適経路

- 7 その他参考となるべき事項

【様式 28】自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

岡山県知事 殿

第 号
年 月 日

吉備中央町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、
下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

吉備中央町地域防災計画 資料編

平成 19 年 3 月発行

平成 25 年 3 月改訂

平成 28 年 3 月改訂

令和 2 年 6 月改訂

編集

吉備中央町防災会議

発行

吉備中央町役場 総務課

〒716-1192 吉備中央町豊野 1-2

TEL : 0866-54-1313

FAX : 0866-54-1855